

人口増強・興亞の基

# 人口問題研究

第二卷 第十二號

昭和十六年十二月刊行

### 研究

出生率の地域的差異に關する一考察……………横田 年(一)

### 資料

支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就て……………梅澤 菊枝(二四)  
女子の未婚殘存率に就て……………大月 照江(四三)

### 紹介

米國の婦人勞働狀態に就て(二)(大月)……………(五八)

### 彙報

厚生省人口局に於ける練武課の新設——厚生省官制中改正並に厚生部内臨時職員設置制  
中改正の件公布——保險院官制中改正並に同院分課規定中改正の件公布——厚生科學研  
究所及び熱帶醫學研究所官制中改正の件公布——國民勤勞報國協力令の公布——勞働者  
災害扶助責任保險法施行令中改正の件公布——學校卒業者使用制限令中改正の件公布——  
大學、學部等の在學又は修業年限の臨時短縮に關する勅令並に之に伴ふ諸關係法令の公  
布——農地開發事業補助規則の公布——農地作付統制規則並に作付統制助成規則の公  
布——農業生産の統制並に土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱の決定——  
昭和十六年米第二回豫想收穫高の發表——昭和十六年度全國麥實收高の發表——第二  
回優良多子家庭表彰に關する厚生省人口局の附帶調査の發表——財團法人人口問題研究  
會主催第五回人口問題全國協議會の開催

### 文獻

邦文人口問題關係文獻(一九)

厚生省

人口問題研究所

# 人口問題研究

第二卷 第十二號

## 研究

### 出生率の地域的差異に關する一考察

横 田 年

#### 一、緒 言

府縣別に其の出生率を観察する時相互に顯著なる差異を認め得る事は周知の事實である。例へば、<sup>(1)</sup> 館・上田兩氏の計算による昭和十年道府縣別標準化出生率を見るに、東京・神奈川・千葉を除く關東地方（最高山梨の四二・八六）、東北地方、鹿児島・新潟等は高出生率を示してゐるに反し、大阪（二二・九七）・京都・兵庫・東京等の大都市を含む府縣及び岡山・高知・山口・和歌山・廣島・福岡・奈良等の中國竝に近畿地方の諸府縣は著しき低出生率を示してゐる。

出生率の地域的差異に關する一考察

斯くの如き事實は勿論本邦のみならず諸外國に於ても認め得る處であつて、例へば有名な低出生率國たる<sup>(2)</sup> 佛蘭西に於ける一九三〇年—一九三二年の縣別出生率（一五歳乃至四五歳の既婚婦人一、〇〇〇に對する）を見るに、最高はブルターニュ地方のコート・ド・ノール縣で（一七八—二〇六）、之に續くものは同地方のモルビアン縣、ノルマンディー地方のマンシュ他一縣、ヴァンデー縣、オーヴェルニュ地方のカantal他一縣で一五八—一四七を示してゐる。之に反し中央部のシェール他四縣、地中海沿岸のガール他三縣、ジロンド縣、ローテ・ギヤロンヌ縣等は七八—一〇二の最低出生率を示してゐる。又、遡つて一九〇一—一九〇二年に就いて見ると後年最高を示す諸縣は當時に於ても同じく最高を示して居り（二二二—三〇二）、最低の諸縣は當時から既に大部分が低率を示してゐる（一〇三—一四四）。

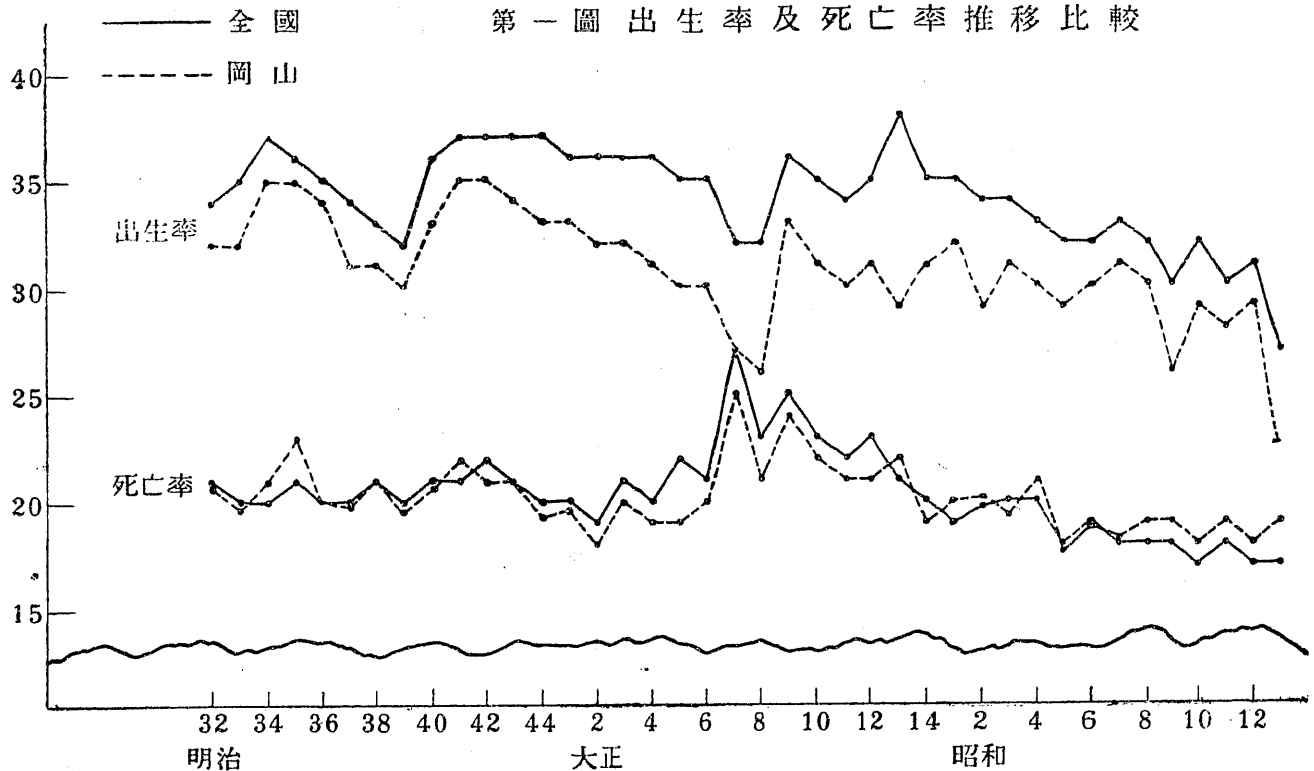
斯くの如く一國の内に於ても地方により出生率が甚しく相違してゐるのであるが、斯かる地域的の特徴が如何なる原因により發生し、且永く保持されてゐるか云ふ問題の解決は甚だ困難である。本邦に於ても大都市を含む諸府縣の低出生率は其の大都市的性格（之が真相も未だ明かにされてゐないが）に基因するものとして一應問題の對象から除外しても、其他の低出生率地域たる近畿、中國等に於ける諸縣が何故に斯くの如き著明なる低出生率を有してゐるかに就いては今後各方面からの検討を必要とする。

本研究所に於ては本問題に對する一つの資料を提供せんが爲に、岡山縣に於て其の低出生率の原因に關する調査を計畫したのであるが、其の一部を施行する爲に余は命を受けて本年九月同縣に出張し、主として民族生物學的見地より調査を行つた。調査施行に際しては同縣學務部社會課及び同縣社會事業協會の職員諸氏の一方ならぬ御援助を得、且つ色々御教示に與つた。茲に厚く謝意を表する次第である。

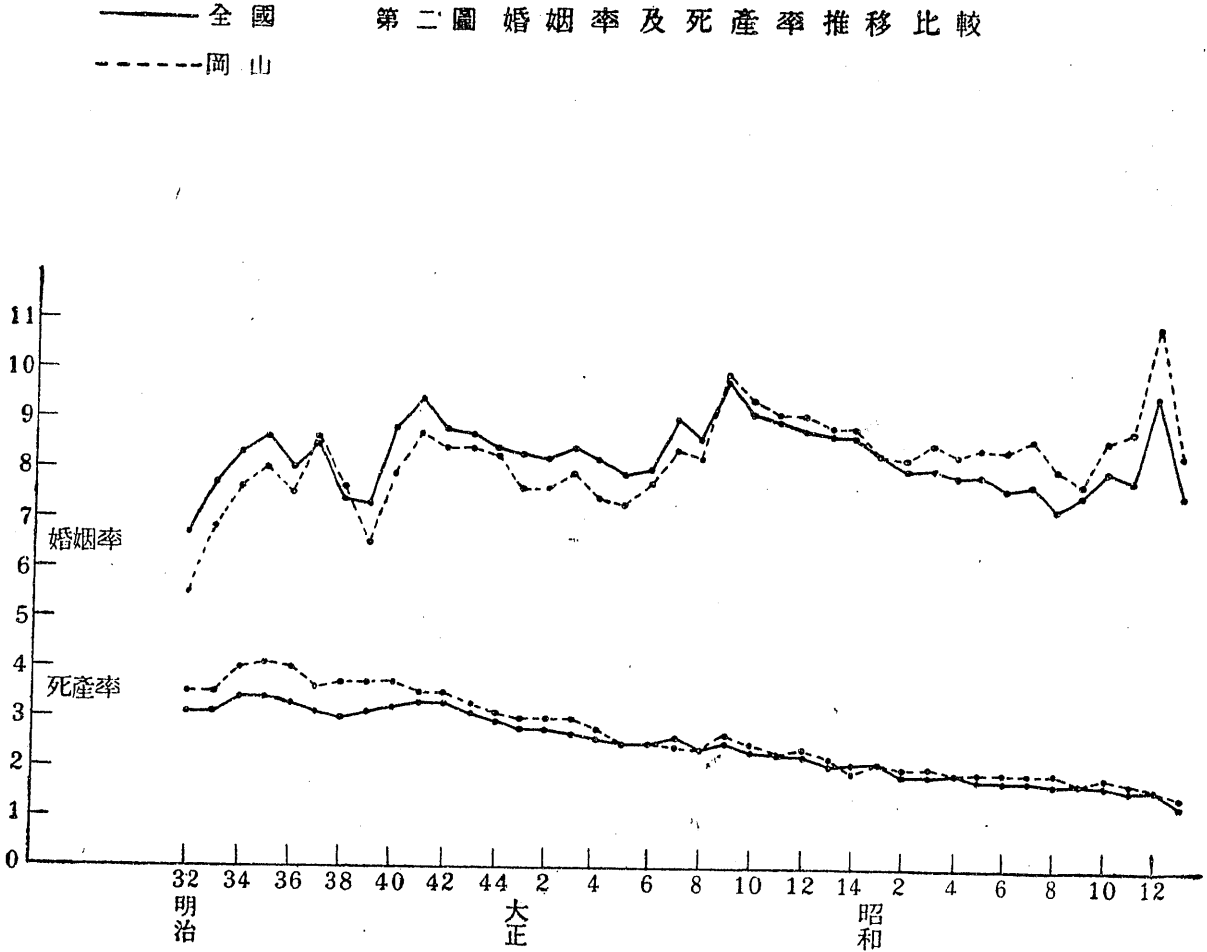
さて、前述の如く本縣の出生率は昭和十年標準化出生率に就いて見るに甚だ低率であつて、同年全國二三・七〇に對し僅かに二九・六一である。然も此の傾向は決して最近始つたものではなく、茲に引用し得る明治三十二年以降の粗出生率の推移(第一圖)を見ても同縣は常に全國平均の下位にあることを知るのである。尙、同圖に於て死亡率の推移を見るに明治三十二年より四十三年頃迄は大體全國と大差を認められず、以後大正十二年迄は全國より下位に在り、大正十二年以後は全國平均の線を一上一下してゐる。即ち、死亡率に就いては全國平均との間に著しい差異を認め得ない。婚姻率(第二圖)は大正八年迄は大體に於て全國の下位に在るが、以後は全國を凌駕してゐる。従つて同縣の低出生率は大正八年以前に就いては其の婚姻率の低い事を以て一部を説明出來ようが、大正九年以後は婚姻率が高いにも拘らず出生率低く、兩者の間に矛盾を來してゐる。次に死産率(第二圖)は大正四年迄は全國平均よりも高いが、以後は殆ど差異が無い。明治時代に於ける同縣の高死産率は何に依つて説明し得るであらうか。後述する如く同縣は曾て墮胎・間引の盛に行はれた地方であるが、此の高死産率の一部を斯かる悪習の遺殘と考へるのは無理であらうか。

翻つて、同縣の低出生率を更に分析し、本縣が縣下全地域に互り一様に同程度の出生率を有する市町村を以て構成せられてゐるか、或は縣下に於

第一圖 出生率及死亡率推移比較



第二圖 婚姻率及死産率推移比較



出生率の地域的差異に關する一考察

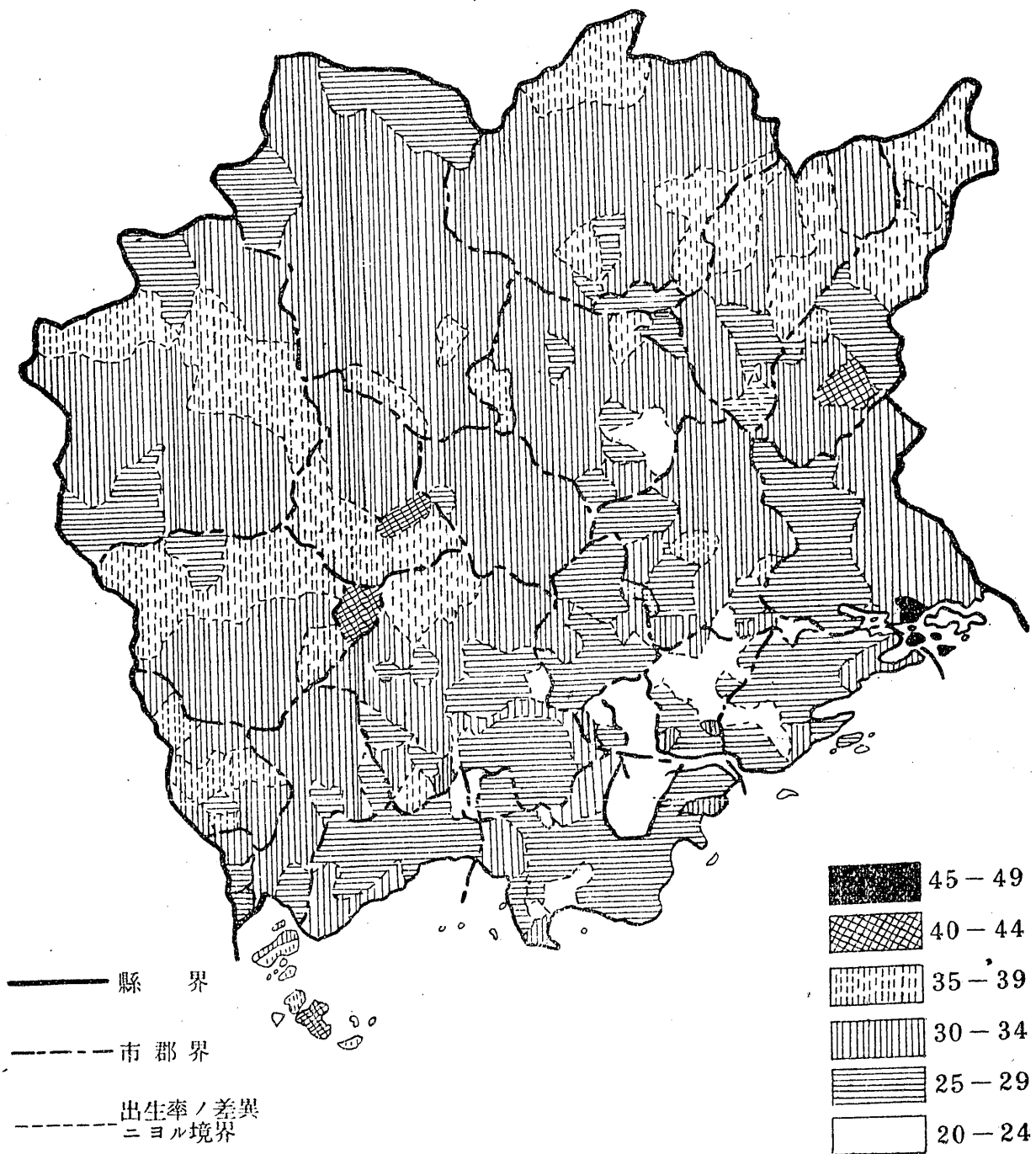
ても特に低率なる地域乃至は高率なる地域等が存在するかを確むる爲に、大正十四年、昭和五年、昭和十年、三ヶ年の市町村別人口動態統計に據り右三ヶ年平均の市町村別出生率を計算した。第三圖は之を圖示したものである。右三ヶ年平均の縣出生率は二九・五であるが、之に對し岡山市が二一・五と云ふ低率なるは別として、同市の東隣に位する上道郡、邑久郡の町村が甚だしく低率であつて、殊に上道郡に於ては二ヶ町村の内二五・〇以下の出生率を示すもの十ヶ町村の多きを算へるのは甚だ注目し價する。又、縣南部は一般に低率で北部即ち山間部は概して高率であるが、之も一樣に然く斷言する事は誤謬であつて、海岸地方に於ても和氣郡且町の如く縣下一の高出生率(四六・三)を示す處もあり、北部に於ても低出生率町村を見出す事が出来る。斯くの如く一縣内に於ても小地域毎に其の出生率が相當顯著なる差異を示し、而も夫々一ブロックを形成してゐる事實は甚だ興味深いことである。本縣のみならず他の府縣に於ても恐らく同様の事實を認め得る處が存在するであらうが、斯かるブロック形成のよつて來る眞因を究むる事により人口政策を實地に施行するに際して必要なる重要な資料を得る事が出来よう。

## 二、調査方法

縣下全般に互り廣範圍の調査を行ふ事が出来れば理想的であるが、調査員數と時日との關係から調査の範圍を同縣下に於て出生率に就き特色ある町村に止めた。即ち、最低の出生率を示せる上道郡A村及び邑久郡B村並に最高の出生率を有する和氣郡且町を選出し、之等の町村に於て諸般の資料を蒐集すると同時に、四十五歳未満の既婚婦人を集め、井出氏反應(簡易徵毒血清反應)検査及び次に擧ぐる事項に關する問診を行ひ比較研究したのである。



第三圖 岡山縣出生率高低別地域圖  
(大正14年、昭和5年、昭和10年、3ヶ年平均)



### 問診事項

(一) 夫婦に關する調査事項

- イ、生 年 月
  - ロ、結 婚 年 月
  - ハ、教 育 程 度
  - ニ、職 業
  - ホ、職 業 歴
  - ヘ、收 入
  - ト、血族結婚なりや否や及其の内譚
  - チ、健 康 状 態
  - リ、既 往 歴
  - ヌ、初 經 年 齡
  - ル、月 經 型
  - ヲ、白 帶 下
  - ワ、現在妊娠に關する事項
- (二) 分娩及産兒に關する事項
- イ、分娩順位及性
  - ロ、妊 娠 月 數
  - ハ、生 死 流 産 別
  - ニ、妊 娠 障 碍
  - ホ、分 娩 經 過
  - ヘ、産 褥 經 過
  - ト、死 亡 年 月 及 死 因

出生率の地域的差異に關する一考察

### 三、調査地域の概況

A村は上道郡の北部、岡山市の東に在り、土地は一部の丘陵を除き概ね平坦且地味肥沃であつて、村民は大部分農業を營んでゐる。昭和十五年末の現住人口男九二四、女九六五、合計一、八八九、現住戸數四一四である。農家の一戸當り耕地面積田七反六畝、畑一反六畝で關西としては中流に屬する。此の他本村では明治三十一年頃から山地を開墾して果樹を栽培し非常な成功を収めたのであるが、之に依つて擧げ得る利潤が田畑の耕作に優る爲に、近來は田地をも果樹栽培に振り向けた家があり、其の跡を村内到る處に見受ける事が出来る。一戸當り年平均總收入は一、六二〇圓である。<sup>(4)</sup> 昭和十三年度農林省編纂農家經濟調査報告に據ると農家の平均總收入は第一種一、八一九・八圓、第二種一、三九二・五圓であるが、我國の平均としては第二種の方が近い値であると言はれてゐるから、本村民の平均收入は之に比して相當優つて居ると考へられる。最近は特に果樹栽培に依る増收により事實上は右掲の數字よりも多いとの事である。

B村は上道郡の南方にある邑久郡の略、中央に位し南境に二山が聳えてゐるが、他は大部分平地で而も肥沃な土地であるから、村民は大部分農を以て生業としてゐる。昭和十五年末現住人口男八四三、女八五八、合計一、七〇一、現住戸數三七九である。一戸當り耕地面積は田八反三畝、畑八畝で、先づ中流農村であるが、一戸當り年收は一、八一八圓であるから一般農村に比し相當上級の方である。

且町は和氣郡の東南隅に位し、南は瀬戸内海に面し、北及西は山岳連り、町の大部分は丘陵に圍繞された狹隘なる小盆地に踞踏してゐる。同町は此の他K島を始めとする六箇の島を包括してゐるが、内三島は田園良く開け、他の三島は無人島である。本町の港は往昔より漁港として開け、今日では

縣下第一の隆盛を誇つてゐる。昭和十五年末現住人口男三、二三五、女三、七六三、合計六、五二八(此の統計は國勢調査の統計との間に甚だしい隔りがある。本町の統計資料の不備によるものと思はれる)。現住戸數一、四〇二である。漁業は遠洋漁業を主とし、盛に他地方に發展し、朝鮮慶尙南道方魚津には本町の分町と稱しても良い程多數の移住者あり、其他釜山を初め朝鮮全般に互つて出漁してゐる。内地でも山口、福岡、三重、長崎の諸縣に出漁し、最近は海南島に迄出掛けると云ふ様に本町民は昔から非常な發展性を有してゐる。近來町内に二、三の耐火煉瓦工場が設けられたので、町民の三分の一は之等の工場の通勤者の家族を以て占められるに至つた。而して漁業は他の三分の一を占め、商業も約三分の一で、殘部は農業其他である。工業、漁業が大部分を占めてゐるので正當な一戸當り平均收入を算出する事が出来ないが、一般に概して裕福で貧困者は殆ど見受けられないとの事である。

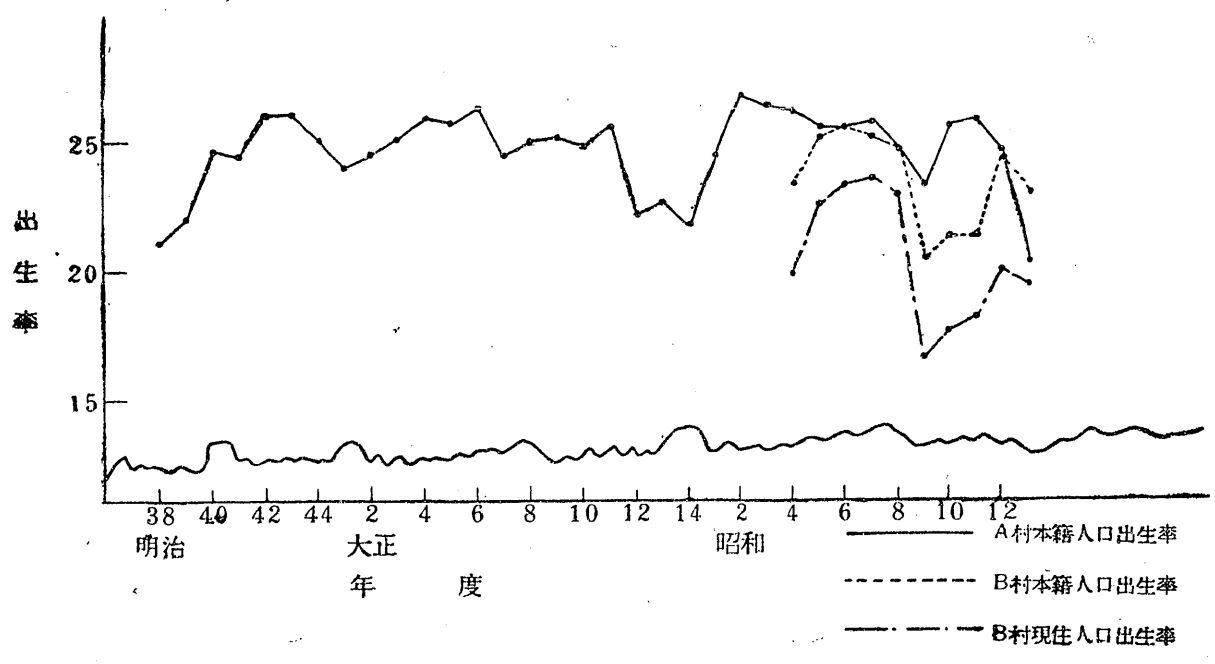
市町村別人口動態統計により右二村一町の人口及出生率を見るに第一表の如く、三ヶ年平均出生率ではA村二二・九、B村二二・六、H町四六・三

第一表 調査地域の人口及出生率

人	人口		出生率	
	大正十年	昭和十年	大正十年	昭和十年
A村(低率)	一、九五一	一、九三三	二四・六〇	二二・八五
B村(低率)	一、七四〇	一、七五五	二七・五九	二〇・七五
H町(高率)	五、〇五六	五、三三四	四六・四四	四六・七九

で前二者はH町の二分の一以下の甚だしい低出生率を示してゐる。以上の數字は統計局の資料に據つたものであるが、町村當局に於て其の地の正確な人口動態を知る事は甚だ困難であつて、殊に現住人口に就いては殆ど不

第四圖 A村及B村出生率推移 (三ヶ年移動平均)







た風習であり、今日に於ても尙處々に其の名残りを見る事が出来る様に、結婚前の男女の交際が比較的自由であつて、未婚の女子の家に男子が通ひ妊娠するに及んで始めて家庭を營むと云ふ形式が永い間行はれてゐた。其

の爲今回の調査に當つても明確に同棲の初を答へ得ない者が甚だ多く、前述の計算は確實と考へられるものに就いて行つたのであるが、恐らくは事實は前述の年齢よりも尙幾分早い事と思はれる。従つてA、B二ヶ村とH町との間の平均初婚年齢の差はもつと少いものと考へて良

いであらう。

(5) 明治十一年四以降の全国の妻の平均初婚年齢を見るに二二・八七歳より漸次年齢が高まり、昭和十二年の二四・四一歳に至つてゐるのであるが、事實上の婚姻時を之よりも一ヶ年早いものとしても之等の町村の婦人の初婚年齢は之に比較して寧ろ早婚の方に屬する。従つてA B二ヶ村の低出生率は初婚年齢の遅延によるものではないと言ひ得るであらう。

(二) 同棲期間別出産力比較

之等の町村の婦人の出産力を比較する爲に同棲期間別に夫々の平均出産児数を計算したものが第四表である。但し、A村は

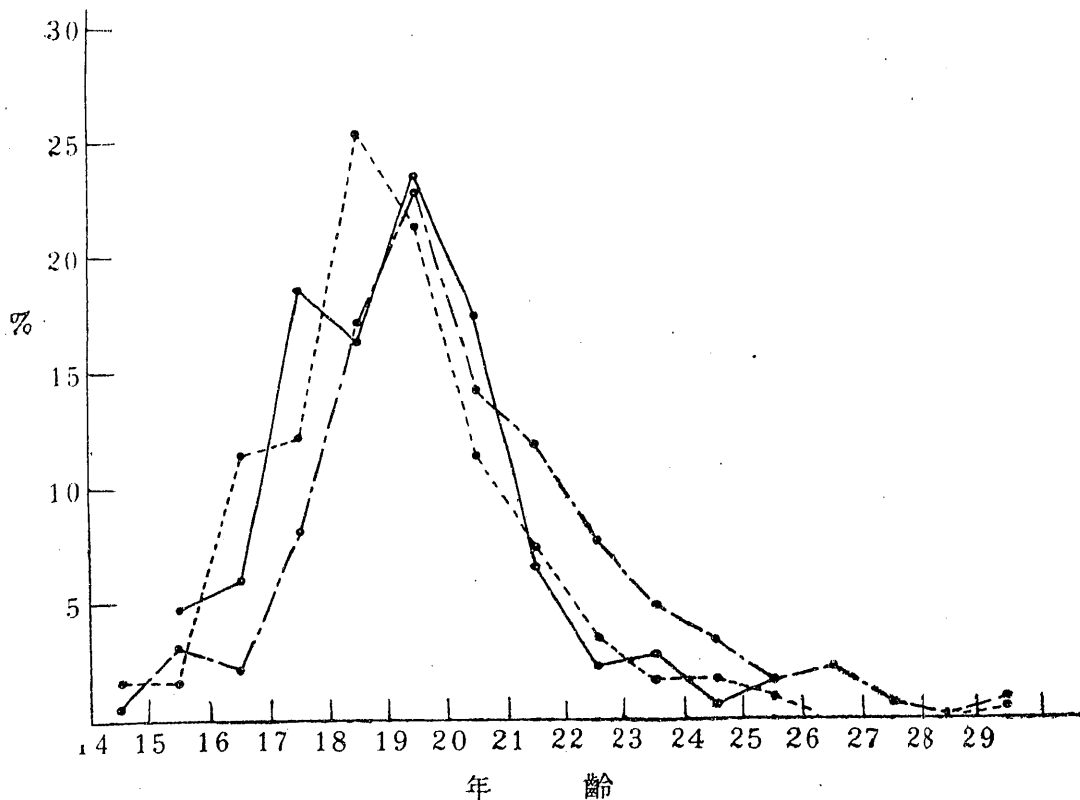
第四表 同棲期間別出産力比較

同棲期間	A 村	B 村	H 町
0—5年	0.82 ± 0.14 n = 34	0.60 ± 0.15 n = 20	1.13 ± 0.13 n = 32
5—10年	1.64 ± 0.14 n = 53	1.62 ± 0.22 n = 28	2.67 ± 0.15 n = 42
10—15年	2.43 ± 0.22 n = 37	2.76 ± 0.24 n = 29	4.57 ± 0.26 n = 46
15—20年	3.81 ± 0.25 n = 36	3.16 ± 0.36 n = 25	5.72 ± 0.26 n = 61
20—25年	3.87 ± 0.29 n = 27	3.54 ± 0.39 n = 24	6.47 ± 0.38 n = 38
25—30年	4.71 ± 0.60 n = 7	5.00 n = 2	7.00 ± 0.89 n = 7

nは該當婦人数ヲ示ス

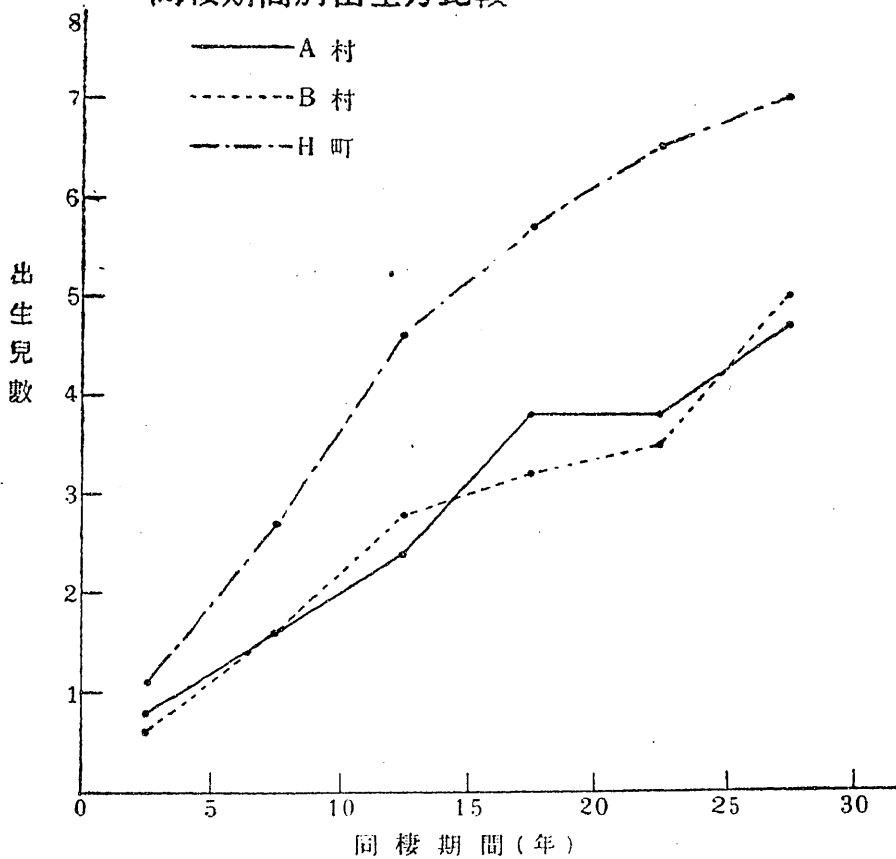
第五圖 初婚年齢分布比較 (百分率)

—— A 村  $M \pm m = 19.20 \pm 0.15$   $\sigma = 1.98$   
 - - - B 村  $M \pm m = 19.15 \pm 0.18$   $\sigma = 2.19$   
 - - - H 町  $M \pm m = 20.25 \pm 0.18$   $\sigma = 2.48$



再婚者二七名、年齢不確實者二名を除く一九四名に就いて、B村は再婚者二八名、年齢不確實の者一名を除く一二八名に就いて、H町は再婚者一八名、年齢不確實者四名を除く二二六名に就いて計算を行った。又死産は總て除外した。何れに於ても同棲二五年以上では例数が甚だしく少いので確實と言へないが、他の年齢區別では大體の傾向を見るには充分な數であると思ふ。此の内の同棲二〇年以上二五年未満に就いて平均出生兒數を見

第六圖  
同棲期間別出生力比較



出生率の地域的差異に關する一考察

るにA村は三・八七、B村は三・五四、H町は六・四七で前二者がH町に比し如何に過少の出生力を有するかを知るのである。第六圖は之を圖示したものであるが良く其の傾向を顯してゐる。

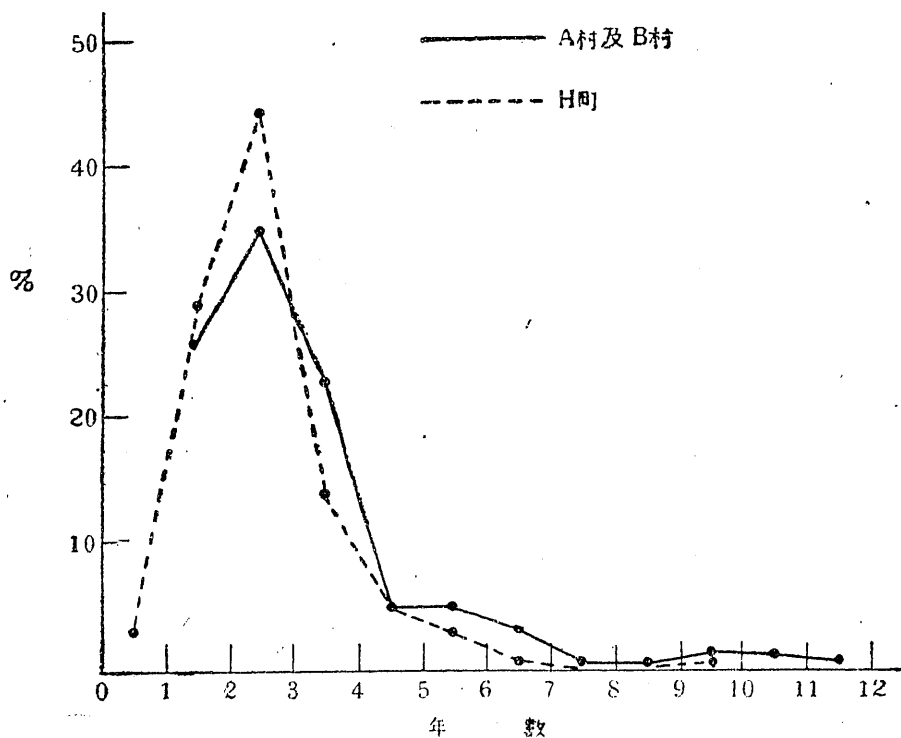
本研究(6)所出産力調査の内の夫の職業別による婚姻持續期間別平均出生兒數を見るに、農業者に於ては婚姻持續期間二一三〇年では五・四であり、漁業者では四・六である。A、B兩村は何れも之等に比し遙かに低い出生力を示し、H町は之よりも相當優つてゐる。即ち、出生率によつて略々推察し得た處のA、B兩村婦人の低劣なる出生力及びH町婦人の高出生力は以上の分析によつて確實に證明されたのである。

次に不妊率に就いて若干の考察を加へよう。A村では同棲期間滿三年以上の婦人一九〇の内不妊者一六(不妊率八・四二%)で、同棲期間滿八年以上に就いて見ると總數一三七の内不妊者八(五・八四%)である。B村では同棲三年以上の婦人一四七の内不妊者一一(七・四八%)、同棲八年以上に就いて見ると一〇四中不妊者五(四・八一%)である。H町は之に對し非常に少く、同棲三年以上二二七中不妊者二(〇・八八%)、同棲八年以上一八七中不妊者二(一・〇一%)である。

之を文獻に比較するに、矢ヶ崎氏の(7)富山縣農民の無兒配偶率(不妊率とは必ずしも一致しない。不妊率には一度でも死産を経験したものを含まれてゐないが、無兒配偶率には死産はあつても生兒を持たぬ者が含まれる。)では同棲五年以上に就いて見ると二・六四%乃至四・〇五%であり、(8)村上氏の三重縣農村に於ける無兒配偶率は同棲五年以上に於て六・二五%乃至一〇・八四%である。又、向井氏の(9)石川縣教員無兒配偶率は同期間に於て二・六三%乃至六・六七%同氏の(10)金澤市民無兒配偶率は同じく一二・五五%乃至一七・〇〇%、古屋氏の(11)女子大卒業生無兒配偶率は八・〇五%

第七圖 出産間隔年數分布比較 (百分率)

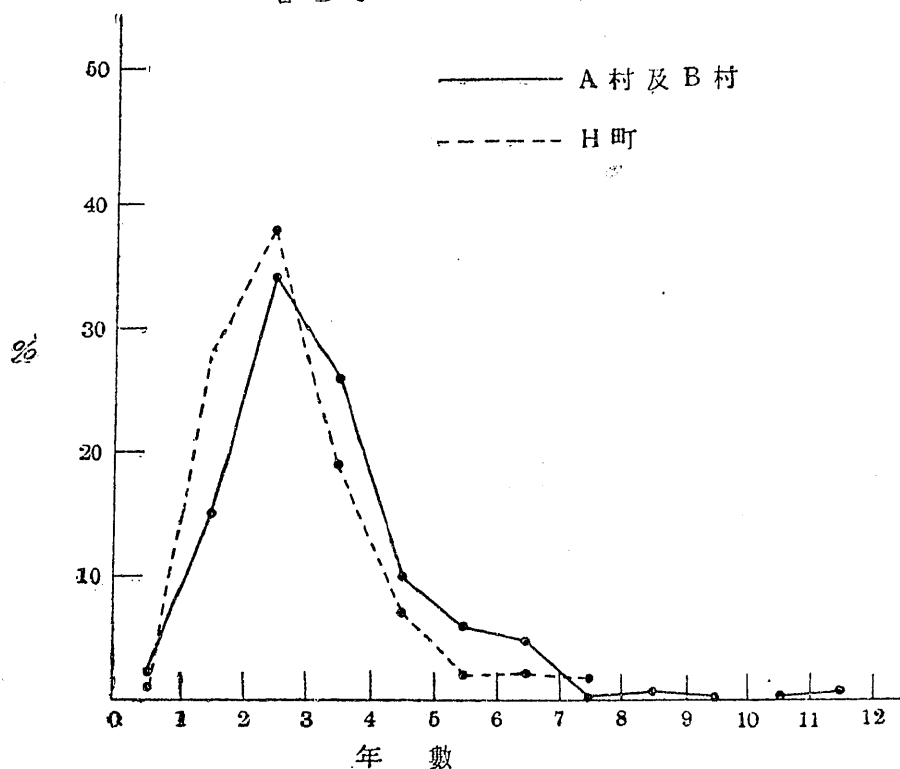
第一子出産ヨリ第二子出産迄



乃至九・七六%である。A、B兩村の婦人の不妊率は多産なる富山縣農民の無兒配偶率より多いが、三重縣農民よりも少く、石川縣教員と同程度で、金澤市民、女子大卒業生よりも少い。A、B兩村も無兒配偶率を計算すればもう少し高率となるであらうが、大體の傾向は以上を以て推察する事が出来る。即ち兩村の不妊率は特に高率なりとは言へないのである。之は甚だ重要な事實であつて、若し兩村の低出生率が兩村婦人の生殖力が

第八圖 出産間隔年數分布比較 (百分率)

第二子出産ヨリ第三子出産迄

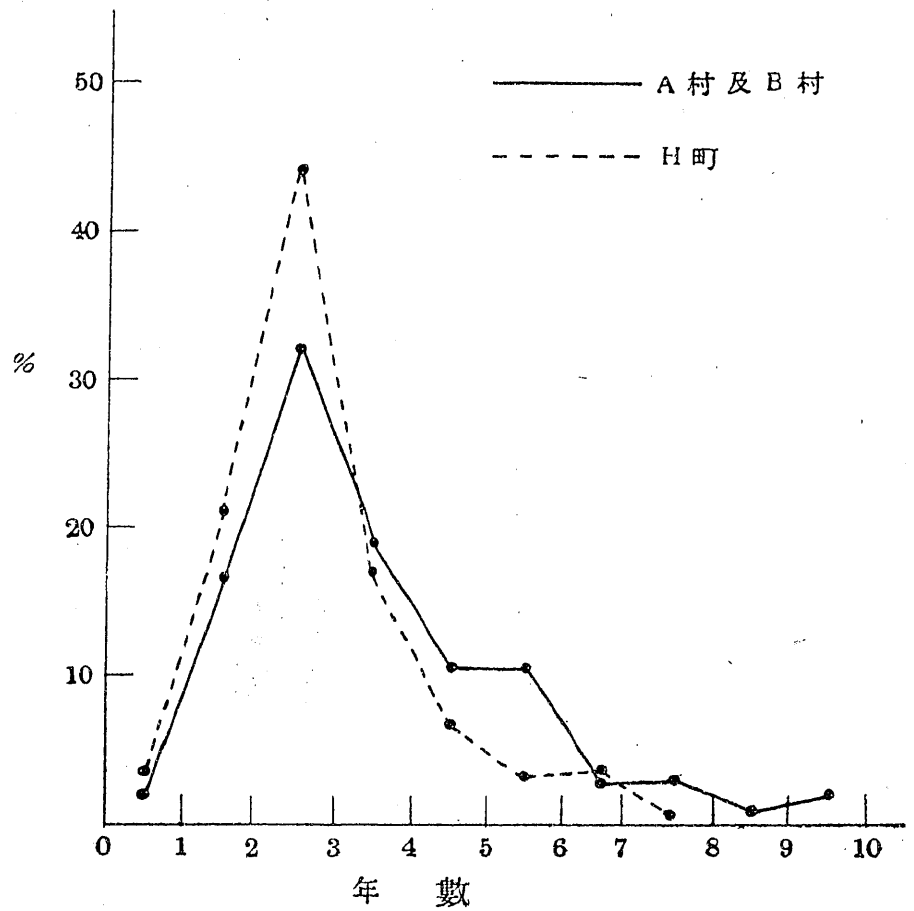


本質的に劣弱なるが爲に基因するものならば、不妊率も當然高率なるべき筈である。然るに不妊率に特別の事無く、而も全般の出産力が低いのであるから、其處に考へ得るものは續發不妊症と人爲的制限との二者となるのである。

(三) 出産間隔

A、B兩村の婦人とH町の婦人との出産力の差異を更に分析して觀察

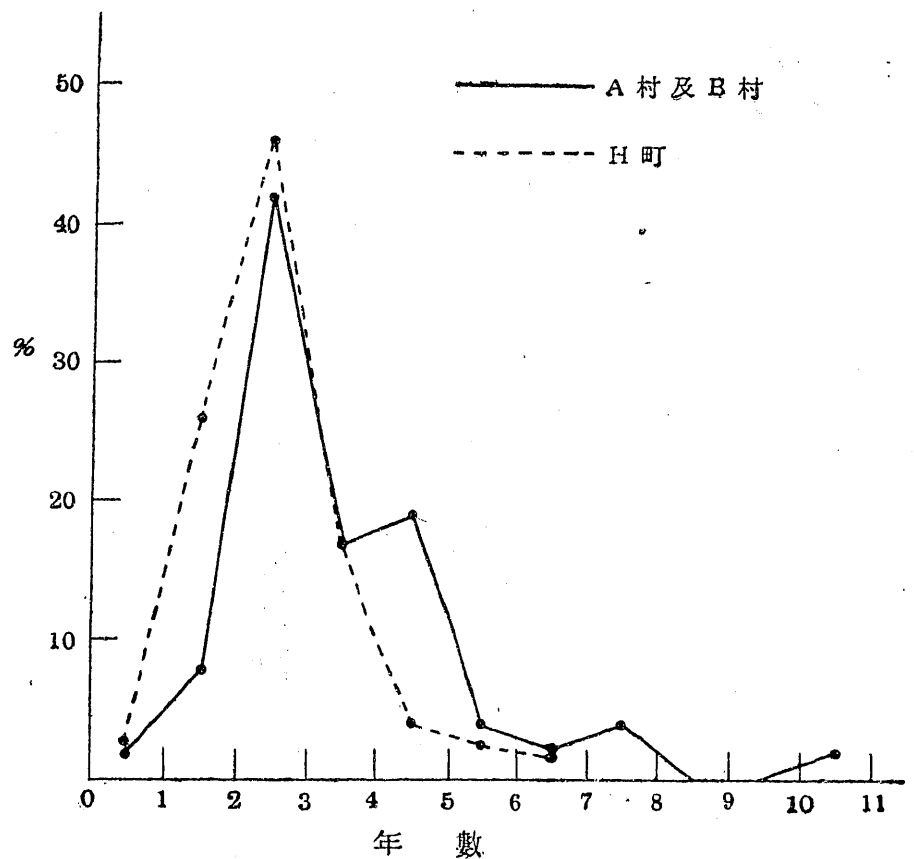
第九圖 出産間隔年數分布比較（百分率）  
第三子出産ヨリ第四子出産迄



する爲に兩者の出産間隔を計算した。此の際死流産の前後の出産間隔は計算から除いた。斯くして算出したものから出産間隔年數別百分率を求め、之を圖示したものが第七圖乃至第十圖である。A村及B村は夫々の數が少いので之を合計したものに就いて計算した。又、第五子以後の出産は數が非常に少いので觀察を行はなかつた。計算に用ひた實數を記録すると第一子乃至第二子はA、B村二五七、H町二〇九、第三子乃至第三子はA、B

出生率の地域的差異に關する一考察

第十圖 出産間隔年數分布比較（百分率）  
第四子出産ヨリ第五子出産迄



村一七五、H町一八〇、第三子乃至第四子はA、B村一〇三、H町一四八、第四子乃至第五子はA、B村五二H町一一九である。第七乃至第十圖の何れに於てもA、B兩村の出産間隔はH町よりも僅かづつではあるが長い事を見出し得る。例數が少い爲に統計學的に有意義の差を發見する事は困難であるが、何れの出産間隔に於ても同様の傾向が見られる事は其の確實性を支持するものである。A、B兩村婦人に於ける此の出産間隔の延長



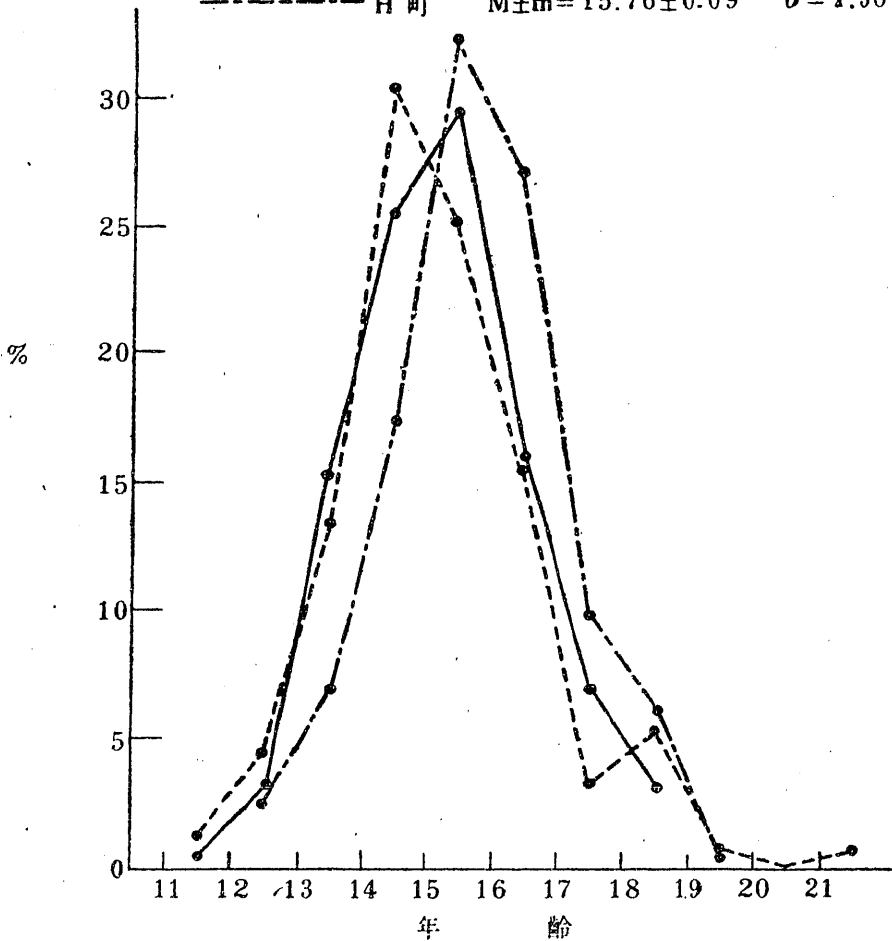
は何に基くものであらうか。H町婦人よりも妊孕力に於て劣る爲か、或は人爲的に故意に延長せしめてゐるかの何れかであるが後者の方が正當なる解釋の様に考へられる。何れにしても、A、B兩村婦人の低い出産力には單に出産兒數に於て劣る事のみならず、出産したる者に就いて見ても出産速度が劣つてゐる事も幾分關與してゐるのである。

月經の來潮は婦人が性的に成熟せる事を表示する一徵候である。従つて

(四) 初經年 齡

第十一圖 初經年 齡 分 布 比 較 (百分率)

—— A 村  $M \pm m = 15.22 \pm 0.09$   $\sigma = 1.36$   
 - - - B 村  $M \pm m = 15.18 \pm 0.13$   $\sigma = 1.56$   
 - · - H 町  $M \pm m = 15.76 \pm 0.09$   $\sigma = 1.36$



第五表 初經年 齡 分 布

年 齡 別	A 村		B 村		H 町	
	實 數	百 分 率	實 數	百 分 率	實 數	百 分 率
二	一	〇.四	一	一.三	一	一.三
三	二	〇.八	二	二.七	二	二.七
四	三	一.二	三	四.〇	三	四.〇
五	四	一.六	四	五.三	四	五.三
六	五	二.〇	五	六.七	五	六.七
七	六	二.四	六	八.〇	六	八.〇
八	七	二.八	七	九.三	七	九.三
九	八	三.二	八	一〇.六	八	一〇.六
一〇	九	三.六	九	一二.〇	九	一二.〇
一一	一〇	四.〇	一〇	一三.三	一〇	一三.三
一二	一一	四.四	一一	一四.六	一一	一四.六
一三	一二	四.八	一二	一五.九	一二	一五.九
一四	一三	五.二	一三	一七.二	一三	一七.二
一五	一四	五.六	一四	一八.五	一四	一八.五
一六	一五	六.〇	一五	一九.八	一五	一九.八
一七	一六	六.四	一六	二一.一	一六	二一.一
一八	一七	六.八	一七	二二.四	一七	二二.四
一九	一八	七.二	一八	二三.七	一八	二三.七
二〇	一九	七.六	一九	二五.〇	一九	二五.〇
二一	二〇	八.〇	二〇	二六.三	二〇	二六.三
計	一三三	一〇〇.〇	一三三	一〇〇.〇	一三三	一〇〇.〇

婦人の一集團の出産力を民族生物學的見地から觀察する場合、先づ初經に於て異常無きや否やを檢する必要がある。

A村の婦人では最も若年で來潮した者は十一歳、最も遅れた者は十八歳であるが、十五歳で初經を見た者最多數を占め(二九.六%)、十四歳之に次ぎ、平均初經年 齡は一五.二二歳である。B村では十四歳最も多く(三〇.三%)、十五歳之に次ぎ、平均一五.一八歳である。H町の婦人では十五歳最多數を占め(三二.二%)、十六歳之に次ぎ(二七.一%)、平均一五.七六歳である。(第五表及第十一圖參照)即ち、低出生率村たる前二ヶ村の婦人の方が高出生率町たるH町の婦人よりも寧ろ初經年 齡早く早熟である。元來月經の來潮は榮養、人種、職業、氣候及其他の社會環境により著しき影

響を蒙るもので、本邦に於ける多數の文獻に據るも農家の婦人は他の職業階級の婦人に比し比較的初潮が遅れてゐるのが普通である。辻氏が全國の女學生一〇六、〇〇〇名に就いて調査せる結果によれば其の平均初潮は一四・三歳で今回の調査は何れも之より遅い。此の他本問題に關する文獻は枚擧に遑ないが、岡山縣及其の附近に關するものみに就いて觀るに、新谷氏は岡山縣の紡績女工二、五〇〇に就き一五・三歳、桐原氏は同縣の各種職業婦人二、四一一に就き一五・一歳、松林氏は廣島の女生徒七七〇に就き一四・〇歳と報告してゐる。前二者はA・B兩村婦人と非常に良く一致してゐる。要するに之等の婦人は初經年齢の點に於ては特に早熟でもなく又晩熟でもない。そして溫暖な瀬戸内海沿岸の漁師町であり、而も高出生率を有するH町の婦人の初潮が却つて遅いと云ふ事は甚だ興味深いものがある。

(五) 月經に關する二、三の事項

月經が順調に來潮するや否や、或は隨伴症候有りや無きや等も生殖機能

第六表 月經週期

町村別	週期	二五日	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	四〇	不明	計
A 村		(二・八) <sup>五%</sup>	—	(〇・六)	(二・九)	(三・八)	(四・八・二)	(〇・六)	(一・三・三)	(一・一)	(一・一)	(二・八)	—	(一・七)	(三・九)	(一・一)	一八一
B 村		(〇・九) <sup>一%</sup>	—	—	—	—	三三	四九	一〇	二	—	六	—	—	五	—	一一一
H 町		(二・〇) <sup>四%</sup>	—	(〇・九)	(二・八)	(〇・九)	(四・四・一)	(三・六)	(九・〇)	(一・八)	—	(五・四)	—	—	(四・五)	—	二〇三
計		(二・〇) <sup>一〇%</sup>	—	二	(二・六・七)	(〇・五)	(五・七・一)	(一・五)	(一・三・八)	(一・五)	(〇・五)	(四・〇)	—	(〇・五)	(二・〇)	—	四九五
		(二・〇)	(〇・四)	(二・〇・八)	(二・四)	(五・〇・九)	(一・六)	(二・二・五)	(一・四)	(〇・六)	(三・八)	(〇・八)	(三・二)	(〇・四)			

出生率の地域的差異に關する一考察

を判定する一助となる。今回の調査に於ては (イ) 月經の順、不順及び順調なるものに就いて其の週期 (ロ) 隨伴症候の有無、及び有るものに就いて其の内譯 (ハ) 月經持續日數 (ニ) 經血量等の事項に就き問診を行つた。

(イ) 月經の順、不順及週期

A村では二二四名中順調なる者一八一(八〇・八%)、不順の者四三(一九・二%)、B村では一五四名中順調一一一(七二・一%)、不順四三(二七・九%)、不明三、H町では二四三名中順調二〇三(八三・五%)、不順四〇(一六・五%)、不明五(内月經を見る暇無き迄に常に妊娠を繰返す者二名あり)である。A村はH町と殆ど等しいが、B村は不順の者が一〇%許り多し。

次に順調なる者に就き其の週期を比較すると(第六表何れに於ても三〇日型最も多數を占め、二八日型、三二日型が之に次いでゐる。(本表に於て二九日、三一日等の週期のものが其の前後に比して少いのは一般に月經

週期を二八日型、三〇日型等に分ける習慣がある爲である。

(ロ) 月經隨伴症候(第七表参照)

月經に際し何等かの隨伴症候を有する者の割合はA村三二・六%、B村二五・五%、H町二七・四%で其の間に大差を認め難い。隨伴症候の内譯に就いて見るも特別の事實は無い。

(ハ) 月經持續日數及經血量(第八表及第九表参照)

月經持續日數は何れに於ても三日間繼續するものが最多數を占め、四日、五日が之に次いでゐる。但し之は年齢により相當變化するもので年と共に持續日數が減少するのが普通であるから、年齢別の觀察を必要とする

第七表 月經隨伴症候

隨伴症候	無キ者	有ル者	不明	下腹痛、腰痛等	頭痛、倦怠感	吐氣
	者	者		輕度 ニ至ルモ	重シキモ	乳ノハ

隨伴症候ノ内譯

A 村	一 〇	三 六	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇
(六・二)%	(三・六)	(一・三)				

第八表 月經持續日數

町村別	持續日數	日							計
		一	二	三	四	五	六	七	
A 村	四	一六	五九	五二・五	五三・五	一〇	二六	一	二二四
(二・八)%	(七・一)	(二六・三)	(三三・四)	(三三・九)	(四・五)	(一一・六)	(〇・四)	(〇・四)	
B 村	二	一一	四八・五	三六・五	二五・五	九・五	二〇	一	一五七
(一・三)%	(七・六)	(三〇・九)	(三三・二)	(一六・二)	(五・一)	(二二・七)	(〇・六)	(一・三)	
H 町	一	五	八三	四七	三八	一〇	五三・五	〇・五	二四八
(〇・四)%	(二・〇)	(三三・五)	(一九・〇)	(一五・三)	(四・〇)	(二一・六)	(〇・二)	(一・二)	
計	七	三三	一九〇・五	一三六	一一七	二九五	九九・五	二・五	六二八
(一・一)%	(五・三)	(三〇・三)	(二一・七)	(一八・六)	(四・七)	(二五・八)	(〇・四)	(〇・五)	(一・一)

第九表 經血量の多少

町村別	經血量	量							計
		多	中	少	不定	不明	不明		
B 村	四	三	三	三	二	三	一	一	
(三・六)%	(三・五)	(二・九)							
H 町	二	二	二	二	一	一	三	一	
(七・八)%	(七・四)	(〇・八)							
A 村	三	二	二	二	三	四	二	二二四	
(二・七)%	(五・八・九)	(二・三・三)	(二・三)	(一・八)					
B 村	一	二	二	二	二	二	二	一五七	
(一〇・八)%	(六・三・一)	(二・四・八)							
H 町	二	二	二	二	二	二	二	二四八	
(二・四・五)%	(七・三・八)	(九・三)							
計	八	四	四	二	二	二	二	六二八	
(二・三・七)%	(六・五・九)	(二・八・二)	(〇・三)	(二・九)					

のであるが之は別の機會に讓ることとする。經血量は何れに於ても中等量が最も多數を占めてゐる。之も年齢の増加と共に減量するのが普通である

ので、機會を改めて觀察する事とする。

兎に角、月經持續日數及經血量に就いてはA、B、Hの間に殆ど差異は無し。

(六) 死流産頻度

死流産は妊娠及出産異常の結果であるから其の頻度を以て當該集團の生殖能力を判定する一指標とする事が出来る。

今、妊娠七ヶ月未満の死胎分娩を流産とし、七ヶ月以後の死胎分娩を死産として、其等の總出産數に對する頻度を計算すると、第十表の如くA村は總出産五八六に就き流産五・一二%、死産二・二二%、合計七・三四%、B村は總出産四〇二に就き流産四・二三%、死産一・二四%、合計五・四七%、

第十表 死流産頻度

(月齡七ヶ月未満ヲ流産トシ七ヶ月以上ヲ死産トス)

	A 村	B 村	H 町
出産總數	586	402	1152
死流産	31(5.12%)	17(4.23%)	33(2.86%)
死産	13(2.22%)	5(1.24%)	21(1.82%)
計	44(7.34%)	22(5.47%)	54(4.68%)

H町は總出産一、一五二に就き流産二・八六%、死産一・八二%、合計四・六八%である。A村はB村及H町に比して流産、死産共に稍、高率であるが、此の原因としてA村では果樹栽培等により婦人の勞働が稍、過重なる事と、後述する如く性病の蔓延度が稍、高い事が幾分影響してゐると思はれる。

岩崎氏は岡山縣下某四ヶ村に於て流産二・四%、死産三・五%、合計

出生率の地域的差異に關する一考察

五・九%と報告してゐるが、此の死産率は本調査の何れよりも高い。<sup>(17)</sup>向井・横川兩氏は同じく岡山縣下高月村に於て死流産合計九・九%と報告してゐるが、之も余の調査よりも著しく高率である。(高月村の出生率は大正十四、昭和五、昭和十年の三ヶ年平均三一・一であつてA村の二・九、B村の二・六よりも相當優つてゐる。)

此の他、小川氏の纖維工場婦人に就いて流産一・六%、死産二・二%、岩崎・中川兩氏の女教員に就いて流産六・二%、死産一・四%、專賣局勞働婦人に就いて流産三・六%、死産一・二%等の報告があるが、女教員の流産率が稍、高く、纖維工場婦人の死産率が稍、高い他は本調査と大差がない。但し流産の調査は甚だ困難であつて、就中妊娠初期殊に一、二ヶ月頃の流産は本人自身氣付かざる場合多く、従つて保健衛生に敏感な知識階級の婦人に流産率が高いと云ふ結果を來す事も有り得る譯である。其他被調査者の無智、忘却、或は故意に答申せざる事等により實際よりも低い結果を出す事が屢、あるが、本調査の施行に際しては詳細に問診し極力斯かることの無い様に勤めた。本調査に於て死産率が他の報告より寧ろ低く、流産率が稍、高いのは其の正確さを實證するものと思ふ。

以上の諸氏の報告の他本邦には死流産率に關する文獻としては尙二三を殘すのみで、比較し得る資料に乏しいのは遺憾である。人口動態統計の死産數は届洩れが非常に多いと考へられるから之により眞の比率を知る事は出来ない。之に反し獨逸では遺傳病子孫防止法第四施行令(一九三五年七月十八日附)により殆ど總ての失産(Rehobunt)に届出の義務を課した爲に一九三六年以降の獨逸の死流産統計は甚だ正確となつた。而して此の失産に死産並に健康理由に基く人工妊娠中絶を加へたものの總出産數に對する率は一九三六年一五・五%、一九三七年一五・三%、一九三八年一四・六



%と云ふ驚くべき高率である。然しながら獨逸と本邦とでは種々事情が異なるので直ちに比較の對象とする事は出来ない。

以上の資料を以てすればA、B、Hの各町村の婦人は何れも高い死産率頻度を有するとは考へられない。

(七) 白帶下を有する婦人の頻度

白帶下は婦人科學的一症候であつて、婦人性器に何等かの疾患が存在する時に出現する他健康なる婦人も大部分は或程度の白帶下を有するものである。(特に月經前後及妊娠時に於て)従つて、之のみを以て特殊の疾患の存在を推定する事能はざるは勿論である。然しながら或婦人の集團に多量の白帶下或は臭氣のある白帶下を有する婦人が特に多數存在する場合は、其處に性器疾患を有する婦人の多數の存在を推察する事も可能であらう。

第十一表 白帶下を有する婦人の頻度

	白帶下ヲ有スルモノ		内、多量ノ白帶下ヲ有スルモノ		内、臭氣アル白帶下ヲ有スルモノ		問診數
	實數	%	實數	%	實數	%	
A 村	一六〇	七二・四	九八	六二・四	二二	一三・三	二二四
B 村	九八	六二・四	七六	四九・一	二二	一三・三	一五七
H 町	一一三	八五・九	三六	二八・一	五〇	三九・一	二四八

さて、本調査に於ては第十一表に示す如くA村七一・四%、B村六一・四%、H町八五・九%と何れも大部分の婦人が白帶下を有して居り、而も出産力高きH町の婦人が最も高率である。此の内、特に多量の白帶下を有する婦人は全被診者數に就きA村九・八%、B村七・六%、H町一四・五%で、之に於てもH町の婦人は最高を示してゐる。又臭氣ある白帶下を有する婦

人の總婦人に對する率はA村二六・三%、B村二六・一%、H町二〇・二%で前二者は後者よりも稍、多い。以上を綜合するに白帶下に就いては高低兩出産力婦人群の間に意義ある差を認め得ない。

(八) 妊娠障碍頻度(第十二表参照)

妊娠中に於ける直接妊娠による障碍として悪阻、腎臓炎、浮腫、子癇、靜脈瘤、羊水過多等があるが、悪阻は何れに於ても最も多數を占め、妊娠總數に對しA村婦人では一八・一%、B村一三・七%、H町九・五%である。然しながら悪阻の訴は甚だ主觀的のもので少々の故障をも申立てる者もあり、軽いものは妊娠には普通の事として記憶せざる者もある。比較的教育程度の高いA村婦人に於て最も高率であり、多産で而も稍、教育程度の劣つてゐるH町婦人が低率であるのは斯かる事情が原因してゐるのではな

第十二表 妊娠障碍頻度

	總妊娠數	直接妊娠ニヨル障碍					
		惡阻(上ノ内重)	腎臓炎	浮腫	子癇	靜脈瘤	羊水過多
A 村	五八	二〇・六 (三六・二%)	二	九	一	一	三六 (六一・七%)
B 村	四〇	五・五 (一三七・%)	七	一	一	一	一六 (四〇・%)
H 町	二五	一〇元 (九五・%)	三	三	一	一	二六 (一〇九・%)

からうか。何となれば、惡阻の内特に重症なりと訴へた者の割合を計算するとA村9.9、H.23%、B村5.7、H.15%、H町7.1、H.0.7%で各々の間の差異が非常に少くなるのであつて、前記の差異は結局H町婦人に於て輕症惡阻を惡阻として感ぜざるによるものであらう。妊娠障碍總計に就いても同様であつて、A村二一・八%、B村一六・二%、H町一〇・九%で、A村はH町の二倍となつてゐるが之から輕症惡阻を除くとA村一三・七%、B村八・二

%、H町八・六%となり、B村とH町は等しく、A村は之等よりも稍、高いに過ぎない。而も此の差は統計學的に有意義とする事は出来ない。

(九) 分娩経過

第十三表に分娩経過として難産の頻度を掲げた。難産數總計の總出産數に對する割合は、A村六・八%、B村八・〇%、H町四・一%でB村はH町の殆ど二倍に近くA村も可成り高率である。難産の訴も陣痛微弱乃至長時間を要したるものに就いては主觀による差異多く、確實な判定が出来ないので、第十三表に於て陣痛微弱以下を除いた難産の合計の總出産數に對する比率を求むるに、A村  $3.41 \div 0.750\%$ 、B村  $4.45 \div 1.028\%$ 、H町  $1.56 \div 0.365\%$  となり、之のみにても依然としてA、B兩村はH町よりも遙かに高率である。(然しながら統計學的には  $M_1 - M_2 \sqrt{3 \sqrt{M_1 + M_2}}$  となるから有意義と

第十三表 分娩経過(難産頻度)

總出産數	難産										計			
	胎兒位異常	骨盤狹小	早期破水	弛緩性出血	後産娩出遅延	子痛	鉗子分娩	開腹手術	索出術	其他人		陣痛微弱		
A 村	五八六	六	一	一	二	一	三	一	六	五	六	九	一	四〇
B 村	四〇二	一	二	一	一	二	四	一	七	三	六	五	一	三三
H 町	一、一五二	四	四	一	一	一	三	一	五	一三	一	一四	一	四七

(十) 産褥経過

産褥中に何等かの疾患(妊娠、出産に直接關係ある疾患例へば産褥熱、子癇、出血の他、間接的の疾患肺炎、腎盂炎等を含む)に罹患せる事のあるる出産數の總出産數に對する割合はA村四・一%、B村四・〇%、H町四・一%で全く相等しい結果を得た。即ち産褥経過に就いては高低兩出産

出生率の地域的差異に關する一考察

は言へないが觀察例を多くすれば明確な差を見出し得るかも知れない。生殖力の劣れる婦人群の難産頻度が生殖力高き婦人群よりも高率なるは考へ得る事である。A、B兩村の低出生率の原因として其等の婦人の生殖力が根本的に劣弱なる場合を考へ得るのであるが、A、B兩村の高難産率は之が唯一の實證として茲に提出されたのである。然しながら、今A、B兩村の對照たりしH町は岡山縣一の高出生率の町であつて、其等の間の出生率の懸隔は餘りにも甚しい。A、B兩村とH町との中間の程度の出生率を有する町村に就いて難産頻度に關する文獻が存在すれば良いのであるが、現在之を有してゐないのは遺憾である。

要するにA、B兩村の高難産率は甚だ興味深いものがあるが、之を其等の婦人の生殖力劣弱の一證と爲すには更に多くの研究を必要とするであらう。

力婦人群の間に何等の差異も認め得ない。

(十一) 血族結婚の頻度(第十四表参照)

出産力が血族結婚により如何なる影響を受けるやに就いては今日迄未だ明確なる結論が下されてゐない。

血族結婚に基く不妊症の研究として Mantegazza, Kohl, Wailz, Davay等

は血族結婚の夫婦の一〇—一八%に不妊症が見られるとし<sup>(23)</sup> Collierは歐洲民族中の血族結婚の夫婦二〇〇組中不妊症六五組(三二・五%)が見られたと報告してゐる。

第十四表 血族結婚頻度

	A 村	B 村	H 町
調査總數	23	149	247
從同胞	2(8.70±5.88%)	11(7.38±2.14%)	25(10.12±1.92%)
半從同胞	—	1(0.67±0.67%)	2(0.95±0.62%)
再從同胞	—	11(7.38±2.14%)	9(3.64±1.19%)
計	2(8.70±5.88%)	23(15.44±3.13%)	36(14.57±2.24%)
孫	2(8.70±5.88%)	2(1.34±0.94%)	—

本調査の初に當つて血族結婚率は調査項目の内に豫定して置かなかつたので、A村では二十三名しか調査しなかつたが、其の内從同胞結婚二名(八・七〇%)であつた。他に遠縁二名を算へた。B村では一四九名調査し、從同胞二(七・三八%)、半從同胞一(〇・六七%)、再從同胞一(七・三八%)で合計三(一五・四四%)の多きを算へた。他に遠縁二(一・三四%)があつた。H町では二四七名調査し、其の内從同胞のみで三(一〇・一二%)もあり、半從同胞二(〇・九五%)、再從同胞九(三・六四%)、合計三六(一四・五七%)に達する。本町では昔から町外出身者との結婚を非常に嫌ひ稀に他町村の者と結婚する者があると異端者扱ひを受ける程であつたので自然に血族結婚を行ふ様になつた。其の爲本町民は全體として殆ど一家系を形成してゐるとの事である。故に調査に際しても半從同胞、再從同胞

は被調査者自身の立場からは血族として理解されない程であつて、従つて上記の數字中に洩れたものが相當多いかと思はれる。遠縁同士<sup>(24)</sup>の結婚も記録されてゐないが、事實は多數存在してゐても本人自身が遠縁關係たる事を無視してゐる爲に見出されなかつたのである。本町の血族結婚率一四・五七%は甚だ高率であるが、事實は之よりも更に高い頻度を以て血族同士の婚姻が行はれてゐると考へられる。

さて、立川・桑原兩氏は東京市内の小學生の兩親三六萬に就いて血族結婚頻度を調査し五・六%乃至七・一%(板橋區では七・一%乃至九・二%)の結果を得てゐるが、B村及H町は何れも之より遙かに高率である。又横田賢次、久保、田中の諸氏は耳鼻科外來患者に基き夫々八・九%、六・六%、七・一五%等の血族結婚率を得てゐるが之等に比しても本調査の結果は遙かに高い。又、青木・津川兩氏によれば埼玉縣某村の血族結婚率八・三五%で(内、從同胞のみでは四・六七%)、千葉縣某村では二・二六%(内、從同胞のみでは一〇・一五%)であつて後者は本調査の頻度に近く、前者は遙かに少い。

前述の立川氏等の調査に於ても東京市内でも板橋等の郊外になる程血族結婚率が高い事によつても我國の農村では一般に高率なのかも知れない。今一步を讓つてB村及H町の血族結婚率が一般に比し高率なるものと假定しても、次に之が其等の町村の出生率に影響する處幾何なりやと云ふ困難なる問題に蓬着する。H町の場合の如きは血族結婚が出生力に悪影響を及ぼすと云ふ見解に全く反する例である。又、假りに生殖能力に關する諸因子の遺傳が劣性の形式を取るものとすれば血族結婚の頻度が高ければ一方に於て出生力の低き一群を生じ他方に於て出生力高き一群を生ずる事も考へ得られるが全く臆測の範圍を出でない。要するに本問題は全く未解決であつて、今後更に各地に於て出生力と血族結婚頻度との關係を明かにする調

査を行ひ検討を重ねて後決定せらるべきである。

(十二) 井出氏反應陽性率

性病は不妊症死産等を惹起する事により人口増殖の阻碍を來す重要な一原因となり得るものである。余は調査地域に於ける性病蔓延状況を知り之と出生率との間の關係を推察する一助となさん爲に、簡易にして而も相當信頼し得る微毒血清反應である井出氏反應を用ひて之等の婦人の血液を検査した。(勿論性病の内人口増殖阻碍の最大原因を爲すものは痲疾であるが、之に就いては未だ大衆診斷を爲し得る如き信頼するに足る検査方法が発見されてゐないので止むを得ず微毒のみを検査したのである。)採血は耳朶より行ひ其場で検査を行つた。結果は第十五表及第十六表に示す通

第十五表 井出氏反應陽性率

被検査者數	陽性者數			陽性率(%)	疑陽性(タル陽性)率(%)			
	+	非	計					
A 村	215	6	4	5	15	6.98±1.74	2	7.91±1.84
B 村	104	—	—	—	—	—	2	1.92±1.35
H 町	245	4	2	3	9	3.67±1.23	2	4.49±1.35

第十六表 井出氏反應年齢別陽性率(%)

(疑陽性ヲ除ク)

年齢區分	町村別			
	A 村	B 村	H 町	町
15—20	—	—	—	—
21—30	5.0	—	—	3.7
31—40	9.6	—	—	3.1
41—50	7.7	—	—	6.1

出生率の地域的差異に關する一考察

りである。疑陽性を加へざる陽性率はA村六・九八%、B村0%、H町三・六七%となつてゐる。A村は岡山市に近接し村民も同市に赴いて遊興する者が相當存在するから斯くの如く稍々高い陽性率を得たものであらう。之に反し同じく低出生率のB村は陽性者零であるが、調査に際し聞く處に依れば本村民は割合に純朴で而も近隣には殆ど遊興機關の見べきものが無いので斯かる良好な成績を得たものと思はれる。H町は漁師町なるに拘らず割合に低い陽性率を示してゐる。本町及び其の附近には遊興機關が少い事、竝に本町の青年男女の交際が比較的自由である爲に遊興機關を必要としない事等が性病蔓延を妨げる有力なる原因となつてゐると思ふ。

次に參考の爲に文獻により他地域に於ける微毒血清反應陽性率との比較を行はう。齋藤<sup>(27)</sup>・横川<sup>(28)</sup>兩氏は岡山縣高月村(出生率前出)の住民の検査を行つたが、其内の女子の陽性率は二〇乃至二五歳五四%、二五乃至三五歳四・三%、三五乃至四五歳六・九%、四五歳以上九・二%である。勞働科學研究所が神奈川縣成瀬村に於て施行した結果では三〇歳以上の陽性率は大體六%を越える状態であると云ふ。福岡氏の兵庫縣家島本島民に就いて行つた結果によると女子の陽性率一四・四七%で殊に三六乃至四〇歳では二三・五%に達する。福岡縣では縣下六市の微毒血清反應を調査したが最低は久留米市の五・七%、最高は飯塚市の一一・四%平均六・六%である。

之等の報告に比較してA村の婦人は家島本島民を除き大體同程度の陽性率であり、B村とH町は遙かに低率である。従つて後二者は勿論A村と雖も其の陽性率は特に高いとは言へない。然しながら性病と出産力とが全然無關係とは言ひ得ないのであつて、血清反應陽性者を個別に仔細に點檢すれば、之等の人々の間に恐らく性病(痲疾其他を含む)に罹患せるが爲に妊娠出産等に異常を來せるものと推察し得る例を發見する事が出来る。次に



二、三の實例を列挙して見よう。

第一例 四三歳、農業、再婚、井出氏反應強陽性、曾て仲居をした事あり、月經不順、妊娠せることなし。

第二例 三三歳、夫生魚商、再婚、井出氏反應強陽性、卵管周圍炎に罹患す、夫の微毒血清反應陽性、本人は曾て仲居をした事あり、子供一人(昭和二年生)のみ。

第三例 三〇歳、夫は農業及大工、再婚、井出氏反應中等度陽性、夫二一歳の時横痃に罹患す、産兒無し。

第四例 三四歳、農業、再婚、井出氏反應中等度陽性、結婚後直ぐ消渴に罹患す、白帶下量多く臭氣有、産兒無し。

高出生率町たるH町に於ても同様の實例を見る事が出来る。

第一例 四三歳、夫大工、初婚、井出氏反應強陽性、三三歳の時ヒステリーに罹患す、産兒六人、第三子は早産の爲生後四十日目に死亡、第四子は死産、他は健康。

第二例 二六歳、夫漁業、再婚、井出氏反應中等度陽性、白帶下量多し、五回出産したれど第一回より第四回迄は死産、第五子は生後七日目に死亡。

第三例 三三歳、夫漁業、初婚、井出氏反應中等度陽性、出産八回、内第二回は流産、第七回は死産、第一子は百日咳にて死亡、第三子は乳兒脚氣にて死亡。

之等の實例の示す如くA村及びH町に於ては性病が人口増殖の阻止に或程度關與してゐる事は確かである。然しながらA村の微毒血清反應陽性率が他の地域に於ける陽性率と殆ど差異無く、又B村に於て陽性者皆無なる事より考ふれば、微毒を以て其の低出生率の主要なる原因と言ふ事は出来ない。(前述の如く痲疾の蔓延度を知る方法は無いが、微毒蔓延程度を以て略、痲疾の其れを推察し得るであらう。)

### 五、岡山縣町村別出生率と町村別自轉車普及率との相關

扱、以上により今回の調査の主要なる部分である婦人を對象とせる調査

に就いては大體述べ盡したのであるが、結論に入る前に岡山縣下の各町村の自轉車普及率と各町村の出生率との間の相關を計算した結果に就いて一言しよう。

市部は自轉車普及状態に於て町村と事情が異なるので除外し合計三七〇の町村に就いて計算した。各町村の自轉車数は昭和十六年現在に就き縣當局より資料を頂戴したのであるが、秘扱となつてゐる爲、茲には其の實數も普及率も掲載しない。出生率は市町村動態統計に依り大正十四年、昭和五年、昭和十年三年平均を算出したものを用ひた。年代に於て兩者に稍、隔りがあるが最近の出生率は未だ不明であるから止むを得ない。自轉車普及率として人口千に對する割合を用ひた。而して相關係數は

$$r = +0.495 \pm 0.0393$$

となり、且  $r < 0.5$  であるから弱相關ながら明かに逆相關を認め得る。即ち自轉車普及率の高い町村程出生率が低い譯である。

然らば如何にして斯かる逆相關が見出されるのであらうか。一方に於て自轉車は文化の進歩に伴つて普及して行くものと考へられる。他方出生率は一般に文化に逆行して低率となる現象が見られる。兩者の間には斯くの如き間接的な關係が考へられる。又、自轉車の普及してゐる地域の婦人は自然之に親しみ愛用する様になるが、此の自轉車乗用の習慣が婦人の性器に障礙を及ぼし遂に其の妊孕力を低下せしめると云ふ見方もある。即ち兩者の間に直接的な關係が存在すると云ふ考へ方である。勿論前述の如き間接的な關係が存在する事は確實であらう。併し直接的の關係も否定出来ない。自轉車乗用が果して婦人の生殖力を減弱せしめるものならば由々しい事である。今後の精密なる研究が望ましく。

### 六、總括及考按

以上民族生物學的の見地より觀察したる結果に就いて述べ來つたのであるが、此の範圍に於ては低出生率地域たるA、B兩村の低出生率の生物學的原因に關する確證を得るに至らなかつた。僅かに難産率に於て高率を示す事實を見出し得るのであるが、之とても統計學的に有意義の差を見出す程ではなく、又他に比較すべき文獻が無いから直ちに之を以てA、B兩村婦人の生殖力の本質的劣弱を示すものとする事は出來ない。其他、死流産率、井出氏反應陽性率等もH町に比すれば稍高率であるが他地方に於ける文獻に徴すれば必ずしも高くはない。勿論余は以上の調査のみを以て生物學的の見地より凡ゆる方面から檢索し得たとするものではない。極く一部の取り得る手段を用ひて調査を行ひたるに過ぎないから、今後尙各處の低出生率地域に於て凡ゆる手段を講じて斯かる調査の行はれん事を希望する。

扱、次に之等の調査地域に於ける産兒制限思想に關し見聞したる處に就き一言し度い。A、B兩村共人口動態乃至婦人の出産力より見て知り得る如く往昔より一般に兩村は産兒が少かつたのであるが、兩村の古老の言も之に全く一致してゐた。

我國は會て徳川時代に全國到る處に於て凡ゆる階級に墮胎開引の惡習を有してゐたことは周知の事實である。岡山縣も亦此の例に洩れず此の惡習は全縣下に瀰漫してゐた。<sup>(31)</sup>美作久世に於て早川代官が惡習矯正に努力した事は有名な話である。又、美作のみならず縣下<sup>(32)</sup>至る處に於て而も様々な方法を以て墮胎或は開引が行はれてゐたのであるが、A、B兩村に於ても會ては相當激しかつたらしく、A村の或部落に惣ヶ池と稱する用水池があるが、昔屢々菰包みにされた嬰兒の死體或は死胎が浮んでゐた爲に不淨の池と言はれてゐた相である。今日に於ては恐らく斯かる惡習は絶滅してゐる事と思はれるが、A、B兩村を含む上道郡、邑久郡一帶（全般に互り低出

生率を示してゐる）は縣下に於ても農村としては比較的文化的であり生活程度も高いのであるが、此地に住む人々は舊い惡習の代りに近代的手段による産兒制限を廣く行ふ様になつた様に見受けられた。然らば何故に此の地域の人々が斯かる産兒制限を行ふに至つたかと云ふ社會經濟學的原因に就いては余は全く専門外であるので深く觸れず將來の研究に俟つ事とする。

A、B兩村に比しH町は既述の如き高出生率を保持してゐるのであるが、岡山縣が全般に互り出生率低きに拘らず、何故に本町のみ獨り斯かる状態を維持し得たかは甚だ興味深い問題である。本町では徳川時代に於ても前述の如き惡習は全く存在しなかつた相である。之は主として同町の宗教界を支配してゐる眞宗の影響によるものであらうと言はれてゐる。又、明治以後今日に至る迄滔々たる産兒制限思想に馴染まなかつた理由として、同町の人々は他町村出身者を配偶者として選ぶ事を非常に嫌つた爲に婚姻、出産、育兒等の風俗習慣に就き周圍から影響を受ける事が少かつた事、遠洋漁業を生業としてゐた爲に町外への發展が旺盛であつた事等が挙げられると思ふ。

以上は極く狭い地域に於ける調査の結果であるから之を以て岡山縣全般の低出生率の原因に迄議論を進める事は差控へようと思ふ。此の小論文が將來此の方面に於ける研究に何等かの示唆を與へる事が出來れば誠に幸甚である。

## 七、結 論

余は低出生率縣たる岡山縣下に於て最低の出生率を示す二ヶ村及最高の出生率を有する一町を選定し主として民族生物學的の見地から既婚婦人を對象として調査を行つた。而して次の如き結論を得た。

(一) 低出生率村の婦人(以後第一群とす)の平均初婚年齢は一九・二歳、高出生率町の婦人(以後第二群とす)は二〇・二五歳で前者の方が却つて早婚であり、之を全國平均年齢に比するも早婚に屬する。従つて第一群の低出生率は婚姻の遅延によるものではない。

(二) 同棲期間別出産力は第一群は第二群よりも遙かに劣り、同棲二〇年以上二五年未滿の平均出生兒數は第一群は三・五四乃至三・八七であり第二群は六・四七である。

不妊率は同棲八年以上に就いて見るに第一群四・八一%乃至五・八四%、第二群一・〇%で後者は甚だ少い。然し前者と雖も從來の文獻に比して決して多くない。第一群の婦人達が本質的に生殖力が劣つてゐるとすれば不妊率も當然高率なるべき筈であるが事實は之に反する。

(三) 出産間隔を見るに第一群は第二群よりも常に稍、長い間隔を保つてゐる。

(四) 初經年齢は第一群一五・二歳、第二群一五・八歳で前者の方が寧ろ初潮が早い。

(五) 月經順・不順の割合、月經週期、隨伴症候、持續日數、經血量等何れも兩群の間に有意義の差を認め得ない。

(六) 死産頻度は第一群のA村は總出産數に對し流産五・一二%、死産二・二二%、B村は流産四・二三%、死産一・二四%、第二群は流産二・八六%、死産一・八二%で流産は前者の方が稍、多いが、從來の文獻に比すれば何れも特に高率とは言へない。

(七) 白帶下を有する婦人の頻度には全く有意義の差を認めなく。

(八) 妊娠障碍頻度(總妊娠數に對する)は第一群二一・八%及び一六・二%で第二群は一〇・九%であるから前者は後者よりも相當高いが、此の内

重症惡阻のみに就いて見れば第一群九・九%及五・七%、第二群七・二%で殆ど差異を認め得ない。

(九) 分娩經過では難産合計の總出産に對する頻度は第一群六・八%及八・〇%で第二群四・一%であるから前者は後者よりも稍、高率である。又此の内から陣痛微弱及長時間を要したる出産を除いた難産の割合は第一群三・四%及四・五%、第二群一・六%で同じく前者の方が高率である。但し統計學的には有意義と言へないが更に觀察例を増せば有意の差を得られるかも知れない。本調査で兩群の間に稍、差異を認め得たのは此の難産率のみである。

(十) 産褥經過は兩群の間に全く差異を認められない。

(十一) 血族結婚頻度は第一群A村では少數しか調査しなかつた。B村は從同胞結婚七・三八%、半從同胞、再從同胞を加へて一五・四四%である。第二群は從同胞のみで一〇・二二%、半從同胞、再從同胞を合計して一四・五七%である。何れも從來の調査に比較して高率であるが血族結婚頻度と出産力との關係に就いては今日尙全く不明である。

(十二) 井出氏反應陽性率は第一群A村六・九八%、B村〇%、第二群三・六七%で、A村が稍、高率であるが之は岡山市に近接してゐる爲であつて、之も他の文獻に比較すれば特に高率とは考へられない。性病は或程度出産力を阻碍してゐるが之等の町村全體の出生率を左右する如き主要なる因子とは考へられない。

(十三) 岡山縣の市部を除く町村の自轉車普及率と出生率との關係數は $0.495 + 0.0383x$ と云ふ逆相關である。即ち自轉車の普及してゐる町村程出生率が低い事が認められる。

(十四) 調査地域の内A村及B村は明治以前に於て墮胎間引が相當激し

く行はれた地域である。我國の他の農村にも勿論斯かる悪習は廣く行はれてゐたが今日全く改められたのに反し、本調査地域に於ては此の悪習は變貌して近代的手段による産兒制限となるに至つたのであらう。斯かる手段を取るに至れる原因に就いては今回は觸れない。

引用文獻

- (1) 館・上田 人口問題研究 一卷一號
- (2) K. A. W. Knudsen; *Natalité et Progres* 附録
- (3) 内閣統計局 市町村別人口動態統計 大正十四年、昭和五年、昭和十年
- (4) 農林省經濟更生部編纂 農家經濟調査報告 昭和十三年
- (5) 人口政策の乘 六六頁
- (6) 岡崎 人口問題研究 一卷七號
- (7) (8) (9) (10) (11) 民族生物學研究第一輯矢ヶ崎氏論文より引用
- (12) 辻 日本婦人科學會雜誌 二五卷、二六卷
- (13) 新谷 臨床産婦人科 三卷六號
- (14) 相原 勞働科學研究 四卷二號
- (15) 松林 民族衛生 二卷一號
- (16) 岩崎 勞働科學研究 一二卷三二一頁
- (17) 向井・横川 勞働科學研究 一三卷四號
- (18) 小川 勞働科學研究 五卷三號
- (19) 岩崎・中川 勞働科學研究 八卷二號
- (20) F. Pinzing; *Handbuch d. medizinischen Statistik* S. 40
- (21) E. Meier u. H. Schulz; *Reichs-gesundheitsblatt* 15 Jg. Nr. 18 S. 352
- (22) (23) 木下・長谷川 不妊症ノ診斷及治療 一〇八頁より引用
- (24) 立川・桑原 國民資質・國民生活 九八頁
- (25) 同氏論文より引用
- (26) 青木・津川厚生科學 二卷二號厚生科學研究會 第一回總會記錄
- (27) 齋藤・横川 勞働科學研究 一四卷二號
- (28) 小宮山 勞働科學研究 一六卷五號

- (29) 福岡 産業醫學 一七卷四號
- (30) 拙稿 人口問題研究 二卷一號
- (31) 中央社會事業研究所 墮胎・間引の研究 二六三頁
- (32) 桂、岡山縣下妊娠・出産・育兒に關する民俗資料 七八頁

## 資料

# 支那事變の乳幼兒身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて

梅 澤 菊 枝

### 一、緒 言

### 二、調査材料及整理方法、測定項目

### 三、成 績

#### (一) 農 村

##### 一、身 長

二、體重竝に輕體重

三、胸圍竝に比胸圍

四、坐高竝に比坐高

五、脚高竝に比脚高

六、上膊圍竝に皮厚

#### (二) 都 市

##### 一、身 長

二、體重竝に輕體重

三、胸圍竝に比胸圍

四、坐高竝に比坐高

### 四、總 括

### 一、緒 言

現下非常時局下に於て母性竝に乳幼兒の保護對策は緊要なる問題である。乳幼兒死亡率の高きに鑑み益々人口の増大を必要とする今日に於ては愈々萬全を期さねばならない重大問題と謂へよう。然るに我國に於ては事變前後一、二年にして漸く斯る對策の講じられた事は洵に遅きの感が深いのである。戰時に於ける母性竝に乳幼兒の受くる影響と云ふ問題に就ては未だ我國には何等の研究發表を見ない。近時保健所網が各所に張られ保健婦の活動が目覺しく成りつつあるは喜ばしい事である。此等保健衛生の指導に依り、益々國力の増強を期待し得るものと信ずる。

戰時に於ける諸種の影響として前歐洲大戰當時、ドイツの發表した處を基礎とし我國の參考としたいと思ふ。

大戰に依り極度に食糧の缺乏即ち、含水炭素、脂肪、蛋白質の不足を來した爲め全般的に著しく發育が阻碍された。即ち榮養不良を來し身長、體重の減少が現はれた。乳幼兒期に影響を來したのは開戰第三年目頃から平和時より〇・五—一・〇匁の體重減少を觀た。學童に於ては第二年目頃より〇・五匁の低下を來した、一般的に富裕階級の者に著しかった。疾病としては乳兒期より佝僂病の發生竝に幼兒期の滲出性體質の増加等が擧げられて居る。之に伴ひ肺・腺・骨結核の増加はドイツ、オーストリアに目撃された。又一九一八年の夏から秋にかけて流行性感冒の流行した事も述べられて居る。(Eugen Schlesinger及び Engel u. Baum 及び Charles)母體の影響としては考慮すべき事柄は妊娠持續日數の延長せし事及び、新生兒の體重減少等である。Peller, Bass 兩氏の研究に依れば大戰中に於ては新生兒の身長は〇・九—三・一匁平和時よりも短く、體重は二八五瓦の輕減を來したと發表して居る。

即ち戦時にありては社會環境の悪化に随ひ住居關係、榮養方面も漸時低下し之に因る特殊なる疾病の發生も考慮され得るのである。

一方我國の狀態を省るに聖戰滿四年を経過し、農村、都市の母性並に乳幼児に悪影響を來しつつあるを聞くのである。例へば死流産の増加、母乳分泌不良、乳幼児の體位低下等が擧げられる。殊に農村に於ける勞働力の不足に依る母體の過勞は云ふに及ばず、都市にありては榮養の低下を來す虞れがある。併し現下の保健衛生の對策として榮養問題も喧しく叫ばれ國民食の制定、共同炊事の是非等も漸次盛んに考究せられつつある趣に付、近く解決の道が開かれる事であらう。

事變の影響として榮養狀態の低下が乳幼児に顯はれたとしても今後改善の餘地の多きを思ひ益、研究に對策に國を擧げて邁進しなければならない。

## 二、調査材料

昭和十年十月以降神奈川縣中郡高部屋村に於ては愛育指定村の一つとして村醫、開業産婆一名宛に村の保健婦一名が保健衛生指導に獻身的なる努力を重ねて居る。本研究調査は毎月一回同村の健康相談並に婦人部落常會指導の爲め出張し、乳幼児並に妊産婦の検診並に身體發育に關する測定を行つて居る中より得たるものである。右測定に依り事變前と事變後との比較觀察を行ひ如何に事變が農山村乳幼児の發育に影響を及ぼしたるかに就き検討を加へた。

本研究の材料は前記高部屋村の乳幼児を用ひた。而して昭和十年十月より十三年一月迄の二年餘を事變前(第1群)の乳幼児とし、同十三年二月より十五年十二月迄の二年餘を事變後(第2群)の乳幼児として其の發育經過を觀察した。被檢乳幼児數は男女合計第1群一、一七七名、第2群一、〇七六名である。尙都市に於いて行ひたる乳兒の調査も附し比較對照を行ひ度

支那事變の乳幼兒身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて

いと思ふ。都市の材料は昭和十四年度及び昭和十五年度のものであるから事變前後の影響には匹適しないが、事變後第二年目、第三年目の比較の材料と成る。第1群(昭和十四年度)男兒二、二三二名、女兒一、四一七名、第2群(昭和十五年度)男兒一、二八三名、女兒八八一名にして合計五、一一三名である。

### 整理方法

調査の結果得たる數字の整理に當つては次の如き算式を使用した。

$$\text{算術平均} \dots\dots\dots M = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n M_i$$

$$\text{標準誤差} \dots\dots\dots \delta = \sqrt{\frac{2}{n} \sum_{i=1}^n Pd_i^2}$$

$$\text{變異係數} \dots\dots\dots V = \frac{\delta}{M} \cdot 100$$

$$\text{平均誤差} \dots\dots\dots \sigma = \frac{\delta}{\sqrt{n}}$$

$$\text{算術平均の確率誤差} \dots\dots EM = 0.6745 \frac{\delta}{\sqrt{n}}$$

員 數 \dots\dots\dots n

確率誤差の應用に於ける平均値の比較 \dots\dots  $\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}$

最大値—最小値 \dots\dots V = \max \sim \min.

### 測定項目

- 農村
  - 身長、體重、胸圍、坐高、脚高、上膊圍、皮厚の七項目
- 都市

均 身 長 比 較

(2) 事 變 後 平 均 身 長				(農 村)		
M ± EM	δ	v	V max ~ min	(1 - 2) M <sub>1</sub> - M <sub>2</sub>	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有 意 性
64.8 ± 0.34	5.55	8.32	52 ~ 78	+ 0.1	+ 0.5	—
76.4 ± 0.38	3.96*	5.15	67 ~ 85	+ 1.4	+ 4.2	有意性
84.3 ± 0.29	4.03	4.84	74 ~ 76	- 0.6	- 1.6	—
90.6 ± 0.23	3.43	3.77	83 ~ 99	- 0.4	- 1.0	—
96.6 ± 0.41	4.28	4.35	87 ~ 106	±	—	—
103.0 ± 0.23	3.20	3.11	94 ~ 109	+ 0.4	+ 1.2	—
107.0 ± 0.26	4.06	3.77	97 ~ 117	+ 0.4	+ 1.1	—
62.8 ± 0.43	6.17	9.87	52 ~ 74	- 0.8	- 1.2	—
73.4 ± 0.42	3.61	6.45	66 ~ 82	- 0.6	- 1.2	—
82.8 ± 0.27	3.15	3.78	74 ~ 90	- 0.8	- 2.0	—
89.1 ± 0.26	3.58	3.94	84 ~ 97	±	—	—
96.3 ± 0.33	4.16	4.29	87 ~ 105	+ 1.3	+ 2.8	—
101.6 ± 0.29	4.74	4.64	94 ~ 114	±	—	—
106.5 ± 0.35	4.40	4.14	96 ~ 116	+ 0.5	+ 1.2	—

身長、體重、胸圍、坐高の四項目

三、成績

(一) 農 村

一、身長

兩群の身長平均値を性別年齢別に觀察するに、第一表に見る如く〇一六歳に至る間の男兒に於ては第2群は第1群に比して二一三年、三十四年を除く他は同數値なるか、又は〇一〇・四種大であつて、女兒は〇一二年迄第2群の方が小であり、三年より六年に於ては、同數値又は〇・五一—三種大である。併し其の差は男兒一—二年を除外せば悉く無意性を示して居る。即ち男兒の乳兒期に於ては第1群身長平均値は六四・七種であつて、第二群は六四・八種である。一—二年の第1群は七五・〇種で第2群は七六・四種、二—三年第1群八四・九種、第2群八四・三種で〇・六種だけ第2群は劣る。三—四年は九一・〇に對し九〇・六種にて〇・四種小である。四—五年は兩者共に九六・六種にて差なく、五—六年第1群一〇二・六種、第2群一〇三・〇種であり〇・四種第2群大で、六—七年は一〇六・六種に對し一〇七・〇種にて〇・四種大であり、第2群の方が平均値の差に於ては略、大の如くである。女兒を男兒に於ける如く比較するに、第1群身長平均値は〇年より六年に至る間六三・六種、七四・〇種、八三・六種、八九・一種、九五・〇種、一〇一・六種、一〇六・〇種にて第2群に於ては六二・八種、七三・四種、八二・八種、八九・一種、九六・三種、一〇一・六種、一〇六・五種である。各年齢別に比較検討するならば〇一一年、一一二年、二一三年の三年齡階級に於ては第2群は第1群よりも〇・六乃至〇・八種小である。三—四年並に五—六年は兩者間に差なく、四—五年は一・三種、六—七年は〇・五種第2群大である。併し悉く無意性を認め顯著なるものは見



第 1 表 事 變 前 後 平

(1) 事 變 前 平 均 身 長								
性	年 齡	(1) N	M ± E M	δ	v	V max ~ min	(2) N	
男	0 ~ 1	76	64.7 ± 0.47	6.36	9.55	50 ~ 75	111	
	1 ~ 2	100	75.0 ± 0.26	3.90	5.27	65 ~ 92	54	
	2 ~ 3	49	84.9 ± 0.25	2.59	3.11	80 ~ 90	87	
	3 ~ 4	63	91.0 ± 0.33	3.90	4.29	77 ~ 100	101	
	4 ~ 5	55	96.6 ± 0.42	4.60	4.76	82 ~ 106	75	
	5 ~ 6	83	102.6 ± 0.25	3.35	3.27	95 ~ 112	92	
	6 ~ 7	180	106.6 ± 0.26	4.85	4.56	91 ~ 121	114	
女	0 ~ 1	58	63.6 ± 0.49	5.54	8.70	56 ~ 73	94	
	1 ~ 2	79	74.0 ± 0.30	4.01	5.42	63 ~ 85	54	
	2 ~ 3	51	83.6 ± 0.31	3.29	3.94	78 ~ 92	61	
	3 ~ 4	61	89.1 ± 0.33	3.82	4.29	81 ~ 95	84	
	4 ~ 5	69	95.0 ± 0.33	4.09	4.30	87 ~ 104	72	
	5 ~ 6	90	101.6 ± 0.32	4.48	4.41	93 ~ 114	127	
	6 ~ 7	228	106.0 ± 0.20	4.44	4.29	94 ~ 117	73	

支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて

出せない。

即ち身長の發育状態は事變の影響未だなきものと推察される。

二、體重竝に胸圍

體重は身長と同様年齢と共に増加するのは勿論である。先づ體重平均値の年齢別比較を第二表に掲げた。第1群の男児〇—一年は第2群と同數値にて六・八疋、一—二年は八・八疋、第2群九・〇疋にて〇・二疋第2群が大、二—三年は一・四疋に對して第2群は之よりも〇・二疋大、三—四年、四—五年、五—六年、六—七年は一三・一疋、一四・五疋、一六・一疋、一七・二疋なるも第2群は何れも第1群よりも〇・一疋優る。併し六—七年のみ〇・一疋第1群に凌駕せらる。同様女兒を観るに〇—一年に於ては第1群六・三疋、第2群六・〇疋にて〇・三疋第1群に劣る。一—二年の兩者は八・三疋、八・二疋にて後者は〇・一疋大なるが二—三年の第1群は一〇・八疋にて第2群を〇・一疋凌駕して居る。三—四年、四—五年前者一二・四疋、一三・九疋なるも後者は前者よりも〇・一及び〇・二疋優越す。五—六年は兩者共に一五・六疋にして同數値、六—七年の第1群は一六・八疋に對し第2群は〇・三疋前者に凌駕せられる。而して差は統計學上男女を通じて各年齢共に無意性で著明なるものでない。

胸圍 (體重 × 100) は第1群第2群大差なく體重平均値に於けると略、同様なる経過を顯示する。

三、胸圍竝に比胸圍

性別、年齢別に第1、第2群の兩者を観察するに第三表の如くである。

即ち男児〇—一年の第1群胸圍平均値は四三・六、第2群は四一・二、

均 體 重 比 較

(2) 事 變 後 平 均 體 重					(農 村)			
M ± E M	δ	υ	V max ~ min	糧 體 重	M <sub>1</sub> -M <sub>2</sub>	$\frac{M_1-M_2}{\sqrt{EM_1^2+EM_2^2}}$	有 意 性	糧 體 重 ノ 重 差
6.8 ± 0.10	1.61	2.15	30 ~ 10.0	10.43	±	—	—	—
9.0 ± 0.12	1.31	14.40	6.5 ~ 12.0	10.82	+ 0.2	+ 1.4	—	- 0.9
11.6 ± 0.11	1.47	12.66	8.5 ~ 15.0	13.80	+ 0.2	+ 1.3	—	+ 0.5
13.2 ± 0.09	1.23	9.38	10.0 ~ 17.5	14.51	+ 0.1	+ 0.8	—	+ 0.1
14.6 ± 0.12	1.58	10.72	11.5 ~ 18.5	15.23	+ 0.1	+ 0.5	—	+ 0.1
16.2 ± 0.11	1.48	9.16	11.5 ~ 20.0	15.72	+ 0.1	+ 0.5	—	±
17.1 ± 0.10	1.59	9.39	10.5 ~ 26.0	15.97	- 0.1	- 0.7	—	- 0.2
6.0 ± 0.08	1.27	19.94	3.0 ~ 9.5	9.51	- 0.3	- 2.2	—	- 0.4
8.1 ± 0.11	1.11	13.31	6.5 ~ 11.0	11.45	+ 0.1	+ 0.7	—	- 0.3
10.7 ± 0.12	1.41	13.25	7.5 ~ 13.5	12.91	- 0.1	- 0.6	—	- 0.1
12.5 ± 0.11	1.62	12.93	9.5 ~ 16.5	14.00	+ 0.1	+ 0.6	—	+ 0.2
14.1 ± 0.13	1.83	13.01	9.5 ~ 18.5	14.63	+ 0.2	+ 1.2	—	±
15.6 ± 0.10	1.59	10.16	11.5 ~ 19.5	15.33	±	—	—	±
16.5 ± 0.18	2.40	14.38	12.5 ~ 22.0	15.52	- 0.3	- 1.5	—	- 0.4

にて各、の優劣を觀るに第2群二・四糧第1群に凌駕せられその増加率は  $\left(\frac{M_1-M_2}{M_1} \times 100\right)$  五・五%である。一二年は前者四五・二糧に比し後者は夫よりも〇・三糧大である。(増加率は約〇・七%)二三年、三四年、四五年、五六年、六七年に於ける第1群は四九・二糧、五一・一糧、五三・〇糧、五四・二糧、五五・一糧なるに對し四五・五糧、四八・七糧、五〇・七糧、五二・一糧、五三・六糧、五四・八糧にて〇・三—〇・九糧第1群に凌駕される。その増加率は〇・五—一・七%を算出す。然るに差は〇—一年に於ける七・三の有意性を見る、他は悉く無意性にして幼兒期にありては格別なる差ありとは推察されない。女兒の第1群〇—一年より六七年に至る年齢階級に於ける胸圍平均値は四一・五糧、四四・四糧、四八・三糧、四六・九糧、五一・四糧、五二・九糧、五三・三糧にて第2群は之よりも〇—一年は一・二糧、一二年〇・五糧、二三年一・四糧、三四年〇・六糧、四五年〇・八糧、五六年〇・六糧劣るが六七年のみ〇・六糧大なる數値を得た。之が増加率は乳兒期の二・九%及び二三年の一・四%、五六年の一・一%だけ第1群は優つて居る。其の差は有意性を示し著しきものと推定せられる。但し六七年は第2群一・一%第1群を凌駕して居るが負數の差より此の如き結果を觀たるもので此の年齢に於けるものは除外して考察すべきであらう。

比胸圍  $\left(\frac{\text{胸圍}}{\text{年齢}} \times 100\right)$  を胸圍平均値より算出して指數を性別各年齢別に觀察した表は第四表である。比胸圍の場合には平均値の結果とは稍、異なるも其の差は悉く無意性である。即ち男兒の乳兒期にあつては後者〇・一前者を凌ぐも一年より六年の間は四五年の同數値を除けば〇・一—〇・六第2群は第1群よりも劣る。女兒の場合は一二年のみ〇・二第2群大であるが他の年齢に於ては男兒同様〇・一—〇・九第2群は第1群より小である。

第 2 表 事 變 前 後 平

(1) 事 變 前 平 均 體 重								
性	年 齡	N	M ± E <sub>M</sub>	δ	v	V max ~ min	糧體重	N
男	0 ~ 1	75	6.8 ± 0.13	1.63	24.00	3.5 ~ 10.0	10.46	111
	1 ~ 2	98	8.8 ± 0.07	1.06	12.10	6.0 ~ 11.0	11.65	53
	2 ~ 3	50	11.4 ± 0.10	1.07	6.40	8.5 ~ 15.0	13.28	77
	3 ~ 4	63	13.1 ± 0.10	1.15	8.74	9.0 ~ 16.0	14.41	100
	4 ~ 5	55	14.5 ± 0.14	1.51	10.37	11.0 ~ 18.0	15.12	75
	5 ~ 6	83	16.1 ± 0.17	1.45	9.01	12.5 ~ 20.0	15.70	89
	6 ~ 7	181	17.2 ± 0.09	1.88	10.90	11.5 ~ 22.5	16.17	112
女	0 ~ 1	58	6.3 ± 0.11	1.22	19.43	3.5 ~ 8.5	9.87	93
	1 ~ 2	79	8.3 ± 0.09	1.11	13.54	5.5 ~ 10.5	11.26	51
	2 ~ 3	52	10.8 ± 0.11	1.13	10.45	9.0 ~ 13.5	12.97	60
	3 ~ 4	61	12.4 ± 0.12	1.37	11.08	10.5 ~ 18.5	13.84	93
	4 ~ 5	68	13.9 ± 0.11	1.36	9.76	12.0 ~ 19.5	14.64	86
	5 ~ 6	95	15.6 ± 0.11	1.53	9.83	12.0 ~ 19.5	15.32	120
	6 ~ 7	228	16.8 ± 0.09	2.02	11.97	12.5 ~ 22.0	15.87	79

支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて

然し差は悉く無意にして顯著なるものは認め得ない。

四、坐高竝に比坐高

坐高は内臟諸臓器を包蔵する身體測定中主要なる測定として學童の身體検査に使用せられてから約數年を経過するが、之が發育は身長及び年齢と共に併進的なる發育を観るものである。即ち第五表に見る如く第1群男兒〇一年の坐高平均値は四一・一糎、第2群四一・四糎にて第2群は〇・三糎小である。一一二年は兩者何れも四七・二糎にて差なく、二一三年は第1群五一・八糎なるも第2群は之よりも〇・五糎劣る。三一四年、四一五年は前者五三・九糎、五六・一糎にて後者は〇・三糎及び〇・七糎之を凌ぐ、五一年、六一七年は第2群〇・二糎、〇・二糎第1群よりも優り五九・六糎竝に六二・二糎なる數値を見る。而して兩者間に有意性は認め得ず大なる差ではない。女兒に於ては〇一年の第1群は四〇・三糎に對し第2群は四〇・二糎にて〇・一糎後者は劣る。二一三年、三一四年の第2群は四六・一糎、五〇・九糎にて〇・一糎及び一・〇糎前者よりも優る。四一五年は五六・一糎にて兩群共に同數値、三一四年、五一六年の第1群は五三・九糎、五九・二糎にて第2群は第1群よりも夫々〇・六糎、〇・二糎劣る。六一七年は第2群六二・四糎にして第1群を〇・七糎凌駕して居る。男兒の如く差は二一三年を除けば悉く無意性にて著明ではない。

五、脚高竝に比脚高

(注)脚高と云ふは身長と坐高の差にして身體測定中間接に算出した

均 胸 圍 比 較

(2) 事 變 後 平 均 胸 圍				(農 村)			
M ± E M	δ	v	V max ~ min	M <sub>1</sub> - M <sub>2</sub>	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有 意 性	增 加 係 數
41.2 ± 0.22	3.48	8.38	32 ~ 48	- 2.4	7.3	—	- 5.5
45.5 ± 0.35	2.58	5.67	42 ~ 52	+ 0.3	1.0	—	+ 0.7
48.7 ± 0.19	2.43	5.11	44 ~ 55	- 0.5	1.8	—	- 1.0
50.7 ± 0.21	3.00	5.00	46 ~ 44	- 0.4	1.5	—	- 0.8
52.1 ± 0.18	2.34	4.45	46 ~ 58	- 0.9	2.9	—	- 1.7
53.6 ± 0.16	2.36	4.49	45 ~ 58	- 0.6	2.7	—	- 1.1
54.8 ± 0.14	2.18	3.92	49 ~ 60	- 0.3	1.6	—	- 0.5
40.3 ± 0.19	2.63	6.56	31 ~ 48	- 1.2	3.9	有意	- 2.9
43.9 ± 0.18	1.97	4.54	39 ~ 48	- 0.5	2.0	—	- 1.2
46.9 ± 0.19	2.12	4.46	41 ~ 51	- 1.4	5.1	有意	- 2.9
49.3 ± 0.18	2.61	5.21	43 ~ 55	- 0.6	2.1	—	- 1.2
50.6 ± 0.21	2.70	5.40	44 ~ 59	- 0.8	2.8	—	- 1.5
52.3 ± 0.13	2.17	4.13	48 ~ 60	- 0.6	3.0	有意	- 1.1
53.9 ± 0.16	2.15	4.09	49 ~ 58	+ 0.6	3.0	〃	+ 1.1

胸 圍 比 較

M ± E M	δ	v	V max ~ min	M <sub>1</sub> - M <sub>2</sub>	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有 意 性
64.4 ± 0.22	3.38	5.41	58 ~ 71.5	+ 0.1	0.28	—
60.2 ± 0.21	2.21	3.53	56 ~ 65.0	- 0.4	1.41	—
57.5 ± 0.21	2.66	4.53	52.5 ~ 63.5	- 0.6	1.85	—
55.8 ± 0.15	2.18	3.91	50.5 ~ 62.0	- 0.1	0.38	—
54.8 ± 0.17	2.11	3.80	50 ~ 60.0	±	—	—
52.4 ± 0.15	2.05	3.84	48 ~ 56.5	- 0.4	1.83	—
51.3 ± 0.15	2.28	4.32	46 ~ 58.5	- 0.6	2.64	—
64.4 ± 0.23	3.19	5.10	57 ~ 75.5	- 0.9	2.21	—
60.0 ± 0.26	2.73	4.64	55.5 ~ 64.0	+ 0.2	2.50	—
57.0 ± 0.24	2.75	4.95	52.5 ~ 63.5	- 0.9	2.94	—
55.4 ± 0.20	2.80	5.04	49 ~ 61.0	- 0.6	1.75	—
53.4 ± 0.21	2.75	5.22	47.5 ~ 60.0	- 0.8	2.83	—
51.6 ± 0.15	2.56	6.41	45 ~ 58.5	- 0.6	2.74	—
50.7 ± 0.16	2.16	4.31	45 ~ 55.5	- 0.1	0.52	—

第 3 表 事 變 前 後 平

(1) 事 變 前 平 均 胸 圍							
性	年 齡	N	M ± E M	δ	v	V max ~ min	N
男	0 ~ 1	62	43.6 ± 0.26	3.08	7.50	34 ~ 49	118
	1 ~ 2	92	45.2 ± 0.17	2.37	5.22	40 ~ 53	53
	2 ~ 3	46	49.2 ± 0.21	2.08	4.16	45 ~ 54	77
	3 ~ 4	58	51.1 ± 0.16	2.80	3.52	48 ~ 56	93
	4 ~ 5	50	53.0 ± 0.18	1.88	3.57	49 ~ 57	75
	5 ~ 6	79	54.2 ± 0.16	2.14	3.96	49 ~ 58	89
	6 ~ 7	180	55.1 ± 0.12	2.37	4.36	47 ~ 61	100
女	0 ~ 1	58	41.5 ± 0.24	2.75	6.62	34 ~ 48	89
	1 ~ 2	74	44.4 ± 0.17	2.22	4.99	40 ~ 53	53
	2 ~ 3	51	48.3 ± 0.20	2.16	4.47	42 ~ 54	60
	3 ~ 4	58	49.9 ± 0.22	2.50	5.06	45 ~ 55	93
	4 ~ 5	64	51.4 ± 0.20	2.38	4.64	45 ~ 59	79
	5 ~ 6	89	52.9 ± 0.15	2.08	3.93	49 ~ 60	125
	6 ~ 7	222	53.3 ± 0.12	2.73	5.18	67 ~ 63	79

支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて

第 4 表 事 變 前 後 比

性	年 齡	(1) N	M ± E M	δ	v	V max ~ min	(2) N
男	0 ~ 1	66	64.3 ± 0.27	3.22	5.15	58 ~ 71.0	111
	1 ~ 2	98	60.6 ± 0.19	2.79	4.46	54 ~ 68.0	50
	2 ~ 3	54	58.1 ± 0.22	2.36	4.01	53 ~ 63.5	75
	3 ~ 4	53	55.9 ± 0.22	2.37	4.27	51 ~ 61.5	90
	4 ~ 5	53	54.8 ± 0.19	2.07	3.78	48 ~ 61.5	70
	5 ~ 6	81	52.8 ± 0.16	2.11	4.01	49 ~ 57.5	88
	6 ~ 7	177	51.9 ± 0.17	2.25	4.28	46 ~ 58.5	110
女	0 ~ 1	64	65.3 ± 0.33	3.89	5.96	56.5 ~ 75.0	87
	1 ~ 2	77	59.8 ± 0.20	2.59	4.33	53 ~ 65.5	49
	2 ~ 3	48	57.9 ± 0.19	1.97	3.41	54.5 ~ 62.0	61
	3 ~ 4	54	56.0 ± 0.29	3.14	5.65	51 ~ 62.0	90
	4 ~ 5	72	54.2 ± 0.19	2.45	4.41	50 ~ 60.0	81
	5 ~ 6	90	52.2 ± 0.16	2.24	4.25	46.5 ~ 58.5	126
	6 ~ 7	214	50.6 ± 0.11	2.42	4.85	45 ~ 57.0	81

高竝に比坐高比較

(2) 事變後平均坐高					$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意性	比坐高差
$M \pm EM$	$\delta$	$v$	$\frac{V}{\max \sim \min}$	比坐高				
41.4 ± 0.22	3.45	8.27	33 ~ 49	63.8	+ 0.3	0.82	—	- 0.3
47.1 ± 0.27	2.76	5.80	43 ~ 53	61.8	±	—	—	- 0.8
51.3 ± 0.19	2.28	4.57	45 ~ 56	61.0	- 0.5	1.9	—	- 0.4
54.2 ± 0.17	2.15	3.87	49 ~ 59	59.7	+ 0.3	1.1	—	- 0.4
56.8 ± 0.21	2.10	4.67	50 ~ 61	59.0	+ 0.7	2.7	—	- 1.4
59.6 ± 0.15	2.07	3.52	55 ~ 64	57.9	- 0.2	0.9	—	- 0.4
62.2 ± 0.14	1.89	3.02	58 ~ 66	58.2	- 0.1	0.5	—	- 0.2
40.2 ± 0.24	3.40	8.49	33 ~ 47	64.0	- 0.1	—	—	- 0.8
46.1 ± 0.19	2.10	4.61	42 ~ 50	62.7	+ 0.1	0.4	—	- 0.6
50.9 ± 0.20	2.23	4.45	44 ~ 55	61.5	+ 1.0	3.7	有意性	- 0.7
53.3 ± 0.23	2.61	4.96	49 ~ 58	59.7	- 0.6	1.3	—	- 0.3
56.1 ± 0.22	2.71	4.86	49 ~ 62	58.4	±	—	—	- 0.5
58.9 ± 0.14	2.26	3.83	54 ~ 64	57.9	- 0.2	0.7	—	- 0.2
62.4 ± 0.31	2.52	4.04	57 ~ 68	58.6	+ 0.7	1.9	—	+ 0.4

均脚高比較

(2) 事變後脚高					$\frac{1 - 2}{(M_1 - M_2)}$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意性	比脚高差
$M \pm EM$	$\delta$	$v$	$\frac{V}{\max \sim \min}$	比脚高				
23.0 ± 0.17	2.69	11.58	17 ~ 30	35.4	- 0.1	0.43	—	- 0.2
29.3 ± 0.21	2.05	6.98	24 ~ 33	38.3	+ 0.9	2.90	—	+ 0.4
33.0 ± 0.24	2.96	8.88	27 ~ 40	39.3	+ 0.4	1.26	—	+ 0.8
36.5 ± 0.16	2.11	5.70	33 ~ 41	40.2	+ 0.1	0.40	—	+ 0.2
39.6 ± 0.18	2.32	5.79	33 ~ 45	41.1	- 0.4	1.61	—	- 0.5
43.2 ± 0.14	1.98	4.56	39 ~ 48	42.0	+ 0.4	1.70	—	+ 0.3
45.2 ± 0.16	2.16	4.75	39 ~ 51	44.0	- 0.3	1.17	—	+ 1.3
22.0 ± 0.19	2.66	11.98	17 ~ 28	35.2	- 0.2	0.78	—	± 0.3
27.5 ± 0.20	2.24	8.05	28 ~ 33	37.4	- 0.1	0.34	—	+ 0.1
32.1 ± 0.21	2.30	7.12	27 ~ 37	38.5	±	—	—	±
36.5 ± 0.16	2.11	5.70	32 ~ 41	40.2	+ 0.1	2.63	—	- 0.6
40.1 ± 0.33	2.62	6.55	35 ~ 48	41.7	- 0.1	0.26	—	+ 0.1
42.3 ± 0.16	2.57	6.16	40 ~ 49	41.7	- 0.1	0.44	—	±
45.0 ± 0.29	2.44	5.38	40 ~ 49	42.3	+ 0.5	1.42	—	+ 0.3

第5表 事變前後平均坐

(1) 事變前平均坐高								
性	年齢	N	M ± E M	δ	v	$\frac{V}{\text{max} \sim \text{min}}$	比坐高	N
男	0 ~ 1	130	41.1 ± 0.29	3.29	7.90	30 ~ 50	64.1	110
	1 ~ 2	69	47.1 ± 0.23	2.78	5.83	41 ~ 54	62.6	54
	2 ~ 3	71	51.8 ± 0.18	2.22	4.23	46 ~ 88	60.6	68
	3 ~ 4	47	53.9 ± 0.22	2.20	4.18	49 ~ 58	59.3	76
	4 ~ 5	79	56.1 ± 0.19	2.44	4.39	52 ~ 61	60.4	72
	5 ~ 6	94	59.8 ± 0.15	2.10	3.56	52 ~ 65	58.3	92
	6 ~ 7	86	62.3 ± 0.17	2.29	5.03	56 ~ 68	58.4	82
女	0 ~ 1	97	40.3 ± 0.20	2.90	7.24	33 ~ 47	63.2	95
	1 ~ 2	73	46.0 ± 0.21	2.70	5.94	36 ~ 51	62.1	54
	2 ~ 3	62	49.9 ± 0.18	2.12	4.25	42 ~ 56	59.8	74
	3 ~ 4	29	53.9 ± 0.26	2.09	3.95	50 ~ 58	60.4	63
	4 ~ 5	87	56.1 ± 0.15	1.91	3.44	51 ~ 61	58.9	70
	5 ~ 6	116	59.1 ± 0.15	2.41	4.09	53 ~ 64	58.1	122
	6 ~ 7	69	61.7 ± 0.19	2.36	3.78	56 ~ 68	58.2	32

支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて

第6表 事變前後平均脚

(1) 事變前平均脚高								
性	年齢	N	M ± E M	δ	v	$\frac{V}{\text{max} \sim \text{min}}$	比脚高	N
男	0 ~ 1	130	23.1 ± 0.16	2.76	11.87	17 ~ 30	35.6	114
	1 ~ 2	70	28.4 ± 0.23	2.83	7.37	24 ~ 36	37.9	44
	2 ~ 3	70	32.6 ± 0.21	2.59	8.04	26 ~ 39	38.5	68
	3 ~ 4	48	36.4 ± 0.19	2.00	5.41	33 ~ 41	40.0	76
	4 ~ 5	73	40.0 ± 0.17	2.11	5.28	36 ~ 45	41.6	72
	5 ~ 6	95	42.8 ± 0.19	1.88	4.32	38 ~ 48	41.7	74
	6 ~ 7	86	45.5 ± 0.20	2.76	6.07	38 ~ 54	42.7	81
女	0 ~ 1	110	22.2 ± 0.17	2.60	11.77	17 ~ 30	34.9	95
	1 ~ 2	71	27.6 ± 0.22	2.69	9.67	19 ~ 33	37.3	55
	2 ~ 3	61	32.1 ± 0.20	2.33	7.21	26 ~ 37	38.5	54
	3 ~ 4	28	36.4 ± 0.21	1.64	4.42	33 ~ 43	40.8	76
	4 ~ 5	87	40.2 ± 0.19	2.69	6.72	35 ~ 49	41.6	67
	5 ~ 6	116	42.4 ± 0.16	2.60	6.25	39 ~ 53	41.7	122
	6 ~ 7	70	44.5 ± 0.20	2.53	5.56	40 ~ 50	42.0	35



均 上 膊 圍 比 較

(2) 事 變 後 平 均 上 膊 圍				$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有 意 性
$M \pm EM$	$\delta$	$v$	$\frac{V}{\max \sim \min}$			
13.2 ± 0.10	1.54	11.71	9.5 ~ 17.0	±	—	—
14.2 ± 0.08	1.08	7.55	12.0 ~ 17.0	+ 0.1	0.8	—
14.9 ± 0.07	0.91	6.12	13.0 ~ 17.0	- 0.1	0.8	—
15.1 ± 0.07	1.02	6.73	13.0 ~ 18.0	- 0.3	2.8	—
15.2 ± 0.08	1.01	6.67	13.0 ~ 17.0	- 0.4	3.5	有 意
15.9 ± 0.07	0.97	6.19	12.0 ~ 18.0	+ 0.5	5.3	//
15.7 ± 0.40	1.00	6.37	13.0 ~ 18.5	±	—	—
<hr/>						
12.8 ± 0.11	1.44	11.22	8.0 ~ 15.5	- 0.6	4.0	有 意
13.5 ± 0.13	1.17	8.62	11.0 ~ 16.0	- 0.7	4.6	//
13.7 ± 0.10	1.11	8.10	12.0 ~ 16.5	- 1.0	8.2	//
14.8 ± 0.07	0.94	6.38	12.5 ~ 17.0	- 0.3	2.8	—
15.1 ± 0.07	0.88	5.80	12.5 ~ 18.5	- 0.2	1.6	—
15.3 ± 0.05	0.80	5.20	13.5 ~ 17.0	- 0.2	2.3	—
15.5 ± 0.07	0.91	5.92	13.5 ~ 17.5	±	—	—

均 皮 厚 比 較

(2) 事 變 後 平 均 皮 厚				$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有 意 性
$M \pm EM$	$\delta$	$v$	$\frac{V}{\max \sim \min}$			
4.4 ± 0.12	1.83	42.02	1 ~ 9	- 3.0	10.2	有 意
3.9 ± 0.19	2.00	49.06	2 ~ 9	- 2.0	7.4	//
3.8 ± 0.12	1.45	39.15	2 ~ 9	- 2.2	11.0	//
4.0 ± 0.08	1.17	29.18	2 ~ 7	- 1.4	7.8	//
3.8 ± 0.10	1.30	33.83	2 ~ 8	- 0.8	4.9	//
3.1 ± 0.08	1.17	37.47	2 ~ 8	- 1.2	9.4	//
3.4 ± 0.10	1.45	43.56	1 ~ 9	- 0.7	6.0	//
<hr/>						
5.1 ± 0.14	1.99	39.72	1 ~ 12.0	- 0.6	2.5	—
4.2 ± 0.17	1.85	44.42	1 ~ 9	- 1.8	6.8	有 意
4.1 ± 0.14	1.58	37.80	2 ~ 10.0	- 2.2	9.7	//
4.3 ± 0.11	1.55	35.72	2 ~ 9	- 1.1	6.2	//
4.5 ± 0.08	1.67	36.78	1 ~ 8	- 0.6	4.4	//
3.9 ± 0.07	1.22	38.87	1 ~ 11.0	- 1.1	7.4	//
4.9 ± 0.13	1.75	34.92	2 ~ 10.0	- 0.4	2.5	—

第7表 事 變 前 後 平

(1) 事 變 前 平 均 上 膊 圍							
性	年 齡	N	M ± E M	δ	v	V max ~ min	N
男	0 ~ 1	64	13.2 ± 0.11	1.78	13.49	9.5 ~ 17.0	106
	1 ~ 2	74	14.1 ± 0.09	1.15	8.15	11.0 ~ 17.0	36
	2 ~ 3	48	15.0 ± 0.10	1.00	6.67	13.0 ~ 18.0	79
	3 ~ 4	61	15.4 ± 0.08	0.95	6.11	13.0 ~ 17.0	95
	4 ~ 5	51	15.6 ± 0.08	0.83	5.32	14.0 ~ 17.0	73
	5 ~ 6	76	15.4 ± 0.07	0.77	5.01	14.0 ~ 18.0	88
	6 ~ 7	173	15.7 ± 0.06	1.09	6.97	13.0 ~ 18.5	112
女	0 ~ 1	57	13.4 ± 0.10	1.09	8.15	11.0 ~ 16.5	78
	1 ~ 2	75	14.2 ± 0.08	0.97	6.75	12.5 ~ 16.5	34
	2 ~ 3	49	14.7 ± 0.07	0.75	5.10	13.0 ~ 16.5	60
	3 ~ 4	59	15.1 ± 0.08	0.93	6.16	13.5 ~ 17.0	91
	4 ~ 5	68	15.3 ± 0.10	1.16	7.56	12.5 ~ 18.5	75
	5 ~ 6	79	15.5 ± 0.07	0.87	5.63	13.5 ~ 19.0	119
	6 ~ 7	202	15.5 ± 0.05	1.00	6.36	13.0 ~ 18.0	80

支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて

第8表 事 變 前 後 平

(1) 事 變 前 平 均 皮 厚							
性	年 齡	(1) N	M ± E M	δ	v	V max ~ min	(2) N
男	0 ~ 1	67	7.4 ± 0.27	3.32	4.47	0.2 ~ 1.5	111
	1 ~ 2	70	5.9 ± 0.19	2.34	3.95	0.2 ~ 1.4	51
	2 ~ 3	44	6.0 ± 0.16	1.53	2.59	0.2 ~ 1.1	68
	3 ~ 4	63	5.4 ± 0.16	1.85	3.45	0.3 ~ 1.2	96
	4 ~ 5	53	4.6 ± 0.13	1.41	3.10	0.2 ~ 0.9	75
	5 ~ 6	82	4.3 ± 0.10	1.40	3.24	0.2 ~ 0.8	87
	6 ~ 7	138	4.1 ± 0.06	1.88	2.83	0.2 ~ 0.9	105
女	0 ~ 1	57	5.7 ± 0.20	2.17	3.81	0.2 ~ 1.3	88
	1 ~ 2	62	6.0 ± 0.18	2.35	3.94	0.3 ~ 1.5	55
	2 ~ 3	46	6.3 ± 0.18	1.78	2.82	0.3 ~ 1.0	61
	3 ~ 4	58	5.4 ± 0.13	1.43	2.67	0.3 ~ 0.9	92
	4 ~ 5	68	5.1 ± 0.11	1.40	2.74	0.2 ~ 0.8	76
	5 ~ 6	89	5.0 ± 0.13	1.85	3.71	0.2 ~ 1.1	123
	6 ~ 7	175	5.3 ± 0.09	1.82	3.47	0.2 ~ 1.2	78

平均身長 (昭14)

M ± EM	δ	v	V max ~ min	M <sub>1</sub> - M <sub>2</sub>	M <sub>1</sub> - M <sub>2</sub>		有 意
					$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$		
58.6 ± 0.20	2.06	3.50	54 ~ 63	- 0.2	0.7		有 一 意
60.9 ± 0.20	2.40	3.85	56 ~ 67	+ 0.1	0.5		
62.3 ± 0.13	2.05	3.28	57 ~ 69	- 0.9	5.3		
64.7 ± 0.12	2.33	3.50	58 ~ 73	- 0.6	4.2		有 一 意
66.2 ± 0.12	2.19	3.29	60 ~ 72	- 0.8	5.1		
67.9 ± 0.14	2.45	3.68	61 ~ 75	+ 0.1	0.6		
68.8 ± 0.12	2.27	3.40	62 ~ 74	- 0.7	4.5		有 一 意
70.3 ± 0.13	2.38	3.34	63 ~ 75	- 0.4	2.7		
71.5 ± 0.15	2.58	3.61	64 ~ 78	- 0.6	3.4		
72.3 ± 0.17	2.11	2.95	67 ~ 78	- 0.4	2.0		有 一 意
73.6 ± 0.26	2.67	3.74	68 ~ 79	- 0.5	1.7		
58.5 ± 0.27	2.40	4.08	53 ~ 64	- 0.9	2.6		有 一 意
60.0 ± 0.18	2.17	3.69	54 ~ 65	- 0.2	0.8		
62.4 ± 0.16	2.35	3.76	57 ~ 70	+ 0.5	2.5		
63.7 ± 0.12	2.16	3.46	59 ~ 69	- 0.4	2.5		有 一 意
64.9 ± 0.12	1.88	2.83	60 ~ 70	- 0.5	2.6		
66.5 ± 0.16	2.40	3.59	61 ~ 71	- 0.4	2.5		
68.1 ± 0.16	2.31	3.46	63 ~ 74	- 0.3	1.6		有 一 意
68.7 ± 0.15	2.01	3.01	64 ~ 73	- 0.7	3.5		
70.7 ± 0.14	1.91	2.67	67 ~ 75	- 0.1	0.5		
71.9 ± 0.19	1.99	2.79	67 ~ 47	+ 0.2	0.8		有 一 意
72.0 ± 0.22	2.04	2.86	68 ~ 78	- 0.7	2.5		

る測定値である)

性別、年齢別に脚高を比較すれば(第六表)男児は女兒よりも大である。兩群を比較するに概略何れが大なるや明かでない。即ち第1群男児〇一年は二三・二糶、第2群は二三・〇糶にして〇・一糶だけ第1群よりも小である。二一三年、三一四年、四一五年は第2群が夫々大にて二九・三糶、三三・〇糶、三六・五糶である。四一五年は第2群は第1群より〇・四糶小、五一六年は〇・四糶大、六一七年は〇・三糶小なる數値を得た。同様に女兒に於ても二一三年は三一・一糶にて兩群同數値、三一四年は第2群三六・五糶にて〇・一糶、六一七年は四五・〇糶、〇・五糶共に大である。その他は〇・一糶何れも劣る。

比脚高  $(\frac{\text{脚高}}{\text{身長}} \times 100)$  は男児〇一年の〇・二及び四一五年の〇・五を除けば凡て〇・三一・三第2群の方が第1群よりも優り、女兒は三一四年の〇・六劣れるを除けば他は同數値なるか又は〇・一乃至〇・三第2群の方が大である。

坐高に於ける如く脚高に於ても亦兩群間の差は悉く無意性にて何れも著しき差ではない。

六、上膊圍竝に皮厚

上膊圍の測定は榮養状態判定に重要な測定として諸家に依り採用せられたつある。著者も乳幼児期に於ける榮養判定の資に供せんが爲めに皮下脂層(皮厚)と共に計測を企圖した。

第七表に見るが如く第2群は概略第1群に凌駕せられ、男児に於ては乳兒及び幼兒の初期に於ては著差を認めないが、女兒は有意性にてその差大なるものを認める。即ち第2群を觀るに男兒の乳兒期は第1群と同値、(一

第9表 (1) 都 市 乳 児

性	年 齡	(1) N	M ± E M	δ	v	V max ~ min	(2) N
男	1 ~ 2	62	58.8 ± 0.21	2.46	4.18	53 ~ 64	46
	3	127	60.8 ± 0.14	2.36	3.77	54 ~ 70	65
	4	195	63.2 ± 0.11	2.23	3.57	58 ~ 69	115
	5	330	65.3 ± 0.08	2.20	3.31	57 ~ 72	177
	6	240	67.0 ± 0.10	2.23	3.14	61 ~ 79	160
	7	270	67.8 ± 0.10	2.49	3.73	58 ~ 76	150
	8	236	69.5 ± 0.10	2.93	4.11	61 ~ 75	152
	9	236	70.7 ± 0.07	2.45	3.43	62 ~ 77	151
	10	227	72.1 ± 0.09	2.11	2.95	67 ~ 79	127
	11	181	72.7 ± 0.11	2.19	3.07	67 ~ 80	73
	12	128	74.1 ± 0.13	2.23	3.35	68 ~ 79	49
	女	1 ~ 2	37	57.6 ± 0.30	2.66	4.53	52 ~ 65
3		70	59.8 ± 0.17	2.13	3.62	52 ~ 64	66
4		144	61.9 ± 0.12	2.13	3.41	56 ~ 69	103
5		240	64.1 ± 0.11	2.46	3.93	58 ~ 74	142
6		132	65.4 ± 0.15	2.54	3.89	54 ~ 71	113
7		173	66.9 ± 0.13	2.55	3.82	57 ~ 75	107
8		135	68.4 ± 0.10	1.79	2.68	61 ~ 72	96
9		170	69.4 ± 0.13	2.41	3.37	62 ~ 76	83
10		139	70.8 ± 0.15	2.53	3.80	64 ~ 78	85
11		97	71.7 ± 0.17	2.50	3.50	65 ~ 78	49
12		80	73.3 ± 0.18	2.36	3.30	69 ~ 81	41

支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて

三・二種)一二年は一四・二種にて第1群稍大、二三年、三四年、四五年は夫々一四・九種、一五・一種、一五・二種にして〇・一種、〇・三種、〇・四種第1群よりも小である。五六年は一五・九種にて〇・五種前群より大となるも、六七年は一五・七種にて兩群間に差を示さぬ。女兒に於ては男兒と異り各年齢階級共に〇・二一〇種第2群は第1群よりも劣位にある。(但し六七年は同値)

皮厚に就いて考察するに、男女兒共に各年齢を通じて劣るのを見る。而して差に於ても著明なるものにして、統計學上有意性を認めた。(但し女兒の乳兒期及び六七年は無意性にて之を除く)各年齢を通覽するに第2群の男兒〇年より六年に至る間は夫々、四・四種、三・九種、三・八種、四・〇種、三・八種、三・一種、三・四種にして第1群よりも劣り、〇・七―三・〇種の間を上下する。女兒も男兒の如く第2群に就いて見るに五・一種、四・二種、四・一種、四・三種、四・五種、三・九種、四・九種なる數値を得第1群よりも〇・四―二・二種小である。

男女共に各年齢増加に伴ふ皮厚の發育状態は乳兒期に於て最も大にして低年齢なるに従ひ小なる傾向を窺知するものである。

上膊圍、皮厚より兩者間の比較を考察するに第2群の方が遙かに劣れるを推量せられるのである。

(二) 都 市 (但し乳兒期のみを對稱とす。)

前述せる如く都市に就いては事變後第2年竝に第3年目の比較にして、農村に於けるものと比較にはならないが都市に於ける事變後の一傾向として參考に附し度いと考へる。

一、身長

男兒第1群に於ける生後一ヶ月より滿一ケ年間の各月齡別の身長平均値

體 重 並 糶 體 重

M ± EM	δ	v	V max ~ min	糶 體 重	(1-2)		有意性	糶 體 重 差 1-2
					M <sub>1</sub> -M <sub>2</sub>	$\frac{M_3-M_2}{\sqrt{EM_1^2-EM_2^2}}$		
5.8 ± 0.06	0.61	10.4	4.5 ~ 7.5	9.9	±	—	—	+ 0.1
6.4 ± 0.05	0.64	10.2	5.0 ~ 7.5	10.2	- 0.1	1.4	—	- 0.8
6.7 ± 0.05	0.78	11.7	4.5 ~ 10.0	12.0	- 0.4	6.3	有 意	+ 0.6
7.5 ± 0.04	0.94	12.3	5.5 ~ 10.0	11.3	- 0.1	1.0	—	- 0.1
7.8 ± 0.05	0.83	10.8	5.5 ~ 10.0	11.7	- 0.3	4.7	有 意	- 0.4
8.3 ± 0.05	0.90	8.5	5.5 ~ 11.5	12.5	±	—	—	±
8.5 ± 0.05	0.90	10.6	6.0 ~ 11.0	12.8	- 0.1	1.6	—	+ 0.4
8.5 ± 0.06	0.98	11.7	5.5 ~ 11.5	11.9	- 0.5	6.9	有 意	- 0.8
8.9 ± 0.05	0.84	9.3	6.5 ~ 11.5	12.5	- 0.2	3.1	〃	+ 2.5
9.2 ± 0.06	0.72	7.9	6.5 ~ 10.5	12.9	- 0.3	3.8	〃	- 0.2
9.3 ± 0.08	0.86	9.4	7.5 ~ 11.0	1.30	±	—	—	+ 0.4
6.0 ± 0.08	0.67	11.4	4.5 ~ 7.0	10.2	+ 0.4	3.5	有 意	+ 0.6
6.1 ± 0.05	4.66	10.5	4.0 ~ 7.5	10.4	±	—	—	+ 0.1
6.8 ± 0.05	0.75	11.3	5.0 ~ 9.5	10.9	+ 0.1	1.3	—	+ 0.2
7.0 ± 0.04	0.67	9.3	5.0 ~ 9.0	10.5	- 0.2	3.5	有 意	- 1.1
7.5 ± 0.05	0.77	10.0	5.0 ~ 9.5	11.3	±	—	—	±
7.8 ± 0.06	0.86	11.2	5.5 ~ 9.5	11.7	- 0.1	1.4	—	- 0.1
8.2 ± 0.06	0.91	10.9	6.0 ~ 11.0	12.3	±	—	—	+ 0.3
8.2 ± 0.07	0.89	10.7	6.0 ~ 10.0	11.5	- 0.2	2.5	—	- 0.6
8.7 ± 0.06	0.79	8.6	7.0 ~ 10.5	12.3	±	—	—	±
8.8 ± 0.08	0.77	8.5	7.5 ~ 10.5	12.2	±	—	—	- 0.1
8.8 ± 0.10	0.98	10.8	7.0 ~ 12.0	12.3	- 0.2	1.6	—	±

は五八・八糶―七四・一糶間にて、第2群は五八・六糶―七三・六糶であり女  
 兒は、五七・六―七三・三糶、並に五八・五―七二・〇糶間にある。而して男  
 兒の一―二ヶ月は第2群五八・六糶にて〇・二糶第1群に劣るも、三ヶ月は  
 六〇・九糶又七ヶ月は六七・九糶にして共に〇・一糶優れるを除けば第2群  
 は第1群よりも〇・二―〇・九糶劣つて居る。女兒も四ヶ月の六二・四糶、  
 一ヶ月の七一・九糶のみ〇・五糶及び〇・二糶前群より大なるが、此の他  
 は悉く劣る。統計學上有意性を認むるは男兒の四、五、六、八、一〇ヶ  
 月、女兒の九月のみにて他は無意性である。即ち都市に於ては事變後第3  
 年目に至りて殊に男兒に稍、影響を來し始めたものと推算し得る。

二、體 重

體重平均値(第十表)は男兒は概して第2群は第1群より小であるか又は  
 同數値であり、女兒も大體男兒に同じ傾向である。

男兒は一―二ヶ月間の體重平均値は第1群五・八―九・三糶、女兒五・  
 六―九・〇糶にして、第2群は五・八―九・三糶及び六・〇糶―八・八糶間で  
 ある。各月齡別に比較検討を試みれば男兒一―二ヶ月、七ヶ月、一―二ヶ月  
 は兩者差なく、その他は〇・一―〇・四糶だけ第2群の方が劣る。女兒は  
 一―二ヶ月、四ヶ月は〇・四糶、〇・一糶第1群よりも優れて居り、三、  
 六、八、一〇、一―ヶ月は同數値にて、五、七、九ヶ月は〇・二糶、〇・一  
 糶、〇・二糶夫々劣つて居る。統計學上の有意性は男兒の四、六、九、一  
 〇、一―ヶ月及び女兒の一―二ヶ月、五ヶ月に觀られる。その他は無意性  
 を認む。

糶體重を比較するに、概して第2群が大であるが如きを推知され得る。  
 即ち體重の發育状態は身長と相似たる傾向を示し男兒に稍、劣位を認め  
 たるも、未だ糶體重即ち身長に對する比率に於て影響は少なきものと思は

第10表 都市乳児平均

性	年 齡	(1) N	M ± EN 距	s	v	V		糲 體 重	(2) N
						max	min		
男	1 ~ 2	62	5.8 ± 0.09	1.11	18.8	3.0 ~	7.5	9.8	46
	3	127	6.5 ± 0.05	0.76	11.3	4.5 ~	8.5	11.0	66
	4	195	7.1 ± 0.05	0.81	11.4	5.5 ~	9.5	11.4	115
	5	330	7.6 ± 0.03	0.87	11.2	5.0 ~	10.5	11.4	215
	6	240	8.1 ± 0.04	0.94	11.3	5.0 ~	10.5	12.1	157
	7	270	8.3 ± 0.04	0.88	10.5	6.5 ~	11.0	12.5	150
	8	236	8.6 ± 0.04	0.81	9.7	6.5 ~	10.5	12.4	153
	9	236	9.0 ± 0.04	0.98	10.9	6.5 ~	12.5	12.7	141
	10	227	9.1 ± 0.04	0.88	9.7	7.0 ~	12.0	10.0	125
	11	181	9.5 ± 0.05	0.89	9.4	7.5 ~	12.0	13.1	72
	12	128	9.3 ± 0.06	1.00	10.7	7.5 ~	12.5	12.6	49
	女	1 ~ 2	37	5.6 ± 0.08	0.68	12.3	4.0 ~	7.0	9.6
3		70	6.1 ± 0.05	0.60	10.0	4.5 ~	8.5	10.3	67
4		144	6.7 ± 0.04	0.71	10.7	4.5 ~	9.0	10.7	103
5		240	7.2 ± 0.04	0.82	11.5	5.0 ~	10.0	11.6	142
6		132	7.5 ± 0.06	0.99	12.8	4.5 ~	10.5	11.3	113
7		173	7.9 ± 0.08	0.80	10.4	6.0 ~	10.0	11.8	92
8		135	8.2 ± 0.04	0.71	8.5	6.5 ~	10.0	12.0	98
9		170	8.4 ± 0.04	0.81	9.1	6.5 ~	11.0	12.1	84
10		139	8.7 ± 0.05	0.95	10.4	6.5 ~	12.0	12.3	86
11		97	8.8 ± 0.06	0.84	9.3	7.0 ~	11.5	12.3	49
12		80	9.0 ± 0.08	1.10	12.1	7.0 ~	13.5	12.3	42

支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて

れるのである。

### 三、胸圍竝に比胸圍

兩群間の胸圍、比胸圍を觀察するに後者は前者よりも悉く劣位にあり而も、統計學上有意性を示し其の差著明なる事が観られる。

即ち第1群男児の一―二ヶ月間の胸圍平均値は四一・六一四六・八糲にて、第2群は三九・六一四五・〇糲、女児は三九・五―四六・〇糲、及び三九・二―四四・三糲である。平均値の差は男児一・六一二・八糲、女児〇・三―二・五糲間にして第2群は第1群に凌駕せられ其の増加率は男児平均四・七%、女児は三・一%である。

比胸圍に於ても男女兒を通じて〇・二―八八・七の差を以て第2群は第1群に劣る。

胸圍に對しては前記農村乳兒に於けると同様なる結果を認めた。

### 四、坐高竝に比坐高

坐高は(第一二表)第1群男児一―二ヶ月の年齢に於て、三七・六一四六・二糲、第2群は三七・四―四五・九糲にして、女児は三六・二―四五・三糲、及び三七・〇―四五・〇糲間である。兩群間平均値の比較は第2群は第1群に概して凌駕せられるも男児の一―二ヶ月、三ヶ月及び女児の五、六、七、九ヶ月は有意性を示して居る他は無意性であり著明なる差違を見出し得なく。

比坐高の比較は平均値と略、同じ傾向が認められる。

即ち兩群間の坐高の發育狀態は明瞭なる差違を性別、年齢別に認めな

胸圍竝比胸圍

$\delta$	$v$	V max ~ min	比胸圍	$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意	比胸圍差	增係 加數
1.82	4.56	36 ~ 44.4	67.3	-2.0	7.2	有意	-3.5	-4.8
1.84	4.61	36 ~ 43	63.7	-2.8	13.2	〃	-8.7	-6.4
1.90	4.55	37 ~ 47	66.4	-2.7	17.2	〃	-4.3	-6.2
1.74	4.18	39 ~ 49	67.8	-2.4	20.0	〃	+0.6	-5.3
1.90	4.38	38 ~ 47	64.4	-2.4	17.8	〃	-3.6	-5.3
1.71	3.93	38 ~ 48	65.7	-1.8	15.0	〃	-2.6	-4.0
1.83	4.21	40 ~ 50	66.2	-1.7	13.6	〃	+0.8	-3.7
2.01	4.63	37 ~ 49	62.0	-1.7	11.4	〃	-2.9	-3.7
1.87	4.12	40 ~ 49	62.3	-1.6	10.7	〃	-1.7	-3.5
1.49	3.27	40 ~ 48	62.4	-2.0	12.3	〃	-1.9	-4.2
1.74	3.82	41 ~ 49	63.0	-2.8	8.9	〃	-0.2	-3.8
1.85	4.80	34 ~ 44	66.6	-0.3	2.7	〃	-0.6	-7.5
1.65	4.12	36 ~ 44	61.0	-1.3	9.3	〃	-7.2	-4.6
1.51	3.63	37 ~ 45	65.9	-2.0	12.2	〃	-3.3	-4.6
1.65	3.96	37 ~ 46	62.0	-2.4	17.8	〃	-0.8	-5.5
1.74	4.18	36 ~ 47	62.9	-2.5	14.0	〃	-3.7	-5.6
1.78	4.10	39 ~ 48	64.1	-1.8	9.8	〃	-2.3	-4.1
1.87	4.30	39 ~ 49	64.5	-1.5	10.1	〃	-0.9	-3.3
1.83	4.21	39 ~ 47	60.6	-1.5	9.1	〃	-3.9	-3.3
1.51	3.47	41 ~ 47	60.9	-1.8	11.5	〃	-2.9	-2.4
1.73	3.98	40 ~ 48	52.0	-1.1	5.0	〃	-1.6	-2.4
1.69	3.88	42 ~ 48	62.0	-1.7	6.9	〃	-0.5	-3.7

坐高竝比坐高

$M \pm EM$	$\delta$	$v$	V max ~ min	$M_1 - M_2$	$\frac{M_1 - M_2}{\sqrt{EM_1^2 + EM_2^2}}$	有意	比坐高	比坐高差
37.4 ± 0.15	1.54	4.15	34 ~ 40	-0.2	8.7	有意	63.6	-0.4
38.2 ± 0.15	1.76	4.58	32 ~ 42	-0.6	3.2	〃	61.1	-4.8
39.4 ± 0.10	1.64	4.10	35 ~ 43	-0.3	2.3	—	63.0	-0.6
41.0 ± 0.08	1.66	3.98	32 ~ 46	±	—	—	61.5	-0.1
41.9 ± 0.08	1.53	3.67	33 ~ 48	-0.3	2.7	—	62.9	-0.4
42.9 ± 0.10	1.83	4.20	38 ~ 49	+0.3	1.6	—	63.1	-0.8
43.2 ± 0.06	1.65	3.80	39 ~ 47	-0.2	2.0	—	62.6	+0.5
44.2 ± 0.12	2.14	4.93	38 ~ 49	±	—	—	62.8	+0.4
44.7 ± 0.11	1.75	3.84	40 ~ 50	-0.3	2.2	—	62.6	±
45.5 ± 0.12	1.47	3.23	42 ~ 48	-0.3	2.0	—	63.7	+0.5
45.9 ± 0.17	1.77	3.89	42 ~ 50	-0.3	1.5	—	64.3	+1.9
37.0 ± 0.19	1.68	4.54	34 ~ 40	-0.8	2.7	—	62.9	+1.4
38.0 ± 0.13	1.54	4.01	35 ~ 42	±	—	—	64.6	-0.1
39.1 ± 0.10	1.51	3.91	36 ~ 43	±	—	—	62.6	±
39.9 ± 0.09	1.60	3.99	36 ~ 44	-0.7	5.8	有意	63.8	-6.1
40.8 ± 0.10	1.49	3.58	37 ~ 45	-0.8	5.9	〃	61.2	-1.2
41.6 ± 0.12	1.87	4.49	37 ~ 45	-0.6	3.7	〃	62.4	-0.4
42.9 ± 0.12	1.78	4.10	38 ~ 47	-0.1	0.7	—	63.1	-0.3
43.2 ± 0.11	1.55	3.57	40 ~ 47	-0.5	3.5	有意	63.1	-0.2
44.2 ± 0.10	1.25	2.87	42 ~ 47	-0.3	2.6	—	61.9	-0.8
44.9 ± 0.14	1.49	3.28	42 ~ 48	-0.1	0.5	—	62.9	+0.2
45.0 ± 0.14	1.39	3.05	42 ~ 49	-0.3	1.3	—	62.6	+0.9

第 11 表 都 市 乳 児 平 均

性	年 齡	(1)		δ	v	V		比胸圍	(2)	
		N	M ± E M			max~min	N		M ± E M	
男	1 ~ 2	62	41.6 ± 0.21	2.43	5.84	33 ~ 47	70.8	46	39.6 ± 0.18	
	3	127	42.6 ± 0.15	2.57	5.91	35 ~ 48	72.4	65	39.8 ± 0.15	
	4	195	44.2 ± 0.10	1.98	4.56	37 ~ 48	70.7	115	41.5 ± 0.12	
	5	330	44.8 ± 0.09	2.31	5.08	36 ~ 51	67.2	206	42.5 ± 0.08	
	6	240	45.3 ± 0.09	1.99	4.39	41 ~ 51	68.0	159	42.9 ± 0.10	
	7	270	45.6 ± 0.08	1.97	4.34	41 ~ 51	68.3	149	43.8 ± 0.09	
	8	236	45.8 ± 0.08	1.90	4.19	39 ~ 51	65.4	154	44.1 ± 0.10	
	9	236	46.0 ± 0.10	2.18	4.79	41 ~ 52	64.9	141	44.3 ± 0.11	
	10	227	46.1 ± 0.08	1.80	3.96	41 ~ 53	64.0	126	44.5 ± 0.11	
	11	181	46.6 ± 0.10	2.03	4.27	41 ~ 53	64.3	73	44.6 ± 0.12	
	12	128	46.8 ± 0.11	1.90	4.00	43 ~ 53	63.2	49	45.0 ± 0.17	
	女	1 ~ 2	37	39.5 ± 0.27	2.40	6.00	34 ~ 43	67.2	34	39.2 ± 0.21
3		70	41.9 ± 0.15	1.91	4.58	37 ~ 47	71.2	67	40.0 ± 0.14	
4		144	43.2 ± 0.13	2.26	5.20	38 ~ 50	69.2	96	41.2 ± 0.10	
5		240	43.7 ± 0.10	2.25	5.18	37 ~ 50	70.0	142	41.3 ± 0.09	
6		132	44.4 ± 0.14	2.37	5.47	35 ~ 51	66.6	113	41.9 ± 0.11	
7		173	44.5 ± 0.10	1.98	4.35	40 ~ 50	66.4	106	42.7 ± 0.12	
8		135	44.8 ± 0.11	1.87	4.12	39 ~ 50	65.4	98	43.0 ± 0.13	
9		170	44.8 ± 0.10	1.97	4.34	40 ~ 51	64.5	83	43.3 ± 0.14	
10		139	45.3 ± 0.11	1.86	4.09	41 ~ 50	63.8	86	43.5 ± 0.16	
11		97	45.4 ± 0.14	2.02	4.44	41 ~ 52	63.6	49	44.3 ± 0.17	
12		80	45.0 ± 0.17	2.77	4.98	41 ~ 51	62.5	41	44.3 ± 0.18	

(註) 増加係數：
$$-\frac{(M_1 - M_2)100}{M_1}$$

第 12 表 都 市 乳 児 平 均

性	年 齡	都 市 乳 児 平 均 坐 高							(2) N
		(1) N	M ± E M	δ	v	V max~min	比坐高		
男	1 ~ 2	67	37.6 ± 0.17	2.03	5.47	33 ~ 45	64.0	46	
	3	127	38.8 ± 0.11	1.81	4.72	34 ~ 45	65.9	64	
	4	195	39.7 ± 0.08	1.72	4.30	35 ~ 46	63.6	115	
	5	330	41.0 ± 0.06	1.58	3.80	36 ~ 47	61.6	202	
	6	240	42.2 ± 0.08	1.74	4.17	37 ~ 46	63.3	158	
	7	270	42.6 ± 0.07	1.78	4.09	38 ~ 50	63.9	150	
	8	236	43.4 ± 0.08	1.81	4.15	38 ~ 49	62.1	143	
	9	236	44.2 ± 0.08	1.89	4.36	36 ~ 49	62.4	142	
	10	227	45.0 ± 0.08	1.83	4.03	38 ~ 50	62.6	127	
	11	181	45.8 ± 0.09	1.87	4.11	41 ~ 51	63.2	68	
	12	128	46.2 ± 0.10	1.70	3.74	41 ~ 50	62.4	47	
	女	1 ~ 2	37	36.2 ± 0.23	2.10	5.87	31 ~ 40	61.5	36
3		70	38.0 ± 0.15	1.85	4.82	32 ~ 42	64.7	67	
4		144	39.1 ± 0.11	1.86	4.84	31 ~ 44	62.6	103	
5		240	40.6 ± 0.08	1.75	4.36	35 ~ 47	64.9	141	
6		132	41.6 ± 0.09	1.56	3.73	37 ~ 45	62.4	110	
7		173	42.2 ± 0.11	2.11	5.07	37 ~ 47	62.8	105	
8		135	43.0 ± 0.09	1.55	3.57	39 ~ 48	62.8	98	
9		170	43.7 ± 0.09	1.70	3.91	40 ~ 48	62.9	84	
10		139	44.5 ± 0.06	1.96	4.32	40 ~ 51	62.7	78	
11		97	44.8 ± 0.13	1.88	4.15	40 ~ 50	62.7	49	
12		80	45.3 ± 0.18	2.36	5.19	40 ~ 51	61.7	42	

支那事變の乳幼児身體發育狀況に及ぼしたる影響に就いて



四、總括

農村乳幼児並に都市乳児の身體發育狀況が今事變に依る影響は如何なる結果であるかに就き考察を巡らせば大略左の如くである。

一、身長

農村乳幼児身長之事變に依る影響は頗る僅なるものと思惟せられる。

即ち男児の二、三年及び女兒並に低年齢に於ては稍、劣れるも其の差は無意にして顯著なるものは認められない。

都市乳児に於ては男児に稍、影響を見出す程度にして、女兒には未だ認められぬ。

二、體重

農村乳幼児體重に於ける影響は、身長之發育に伴ひ稍、加重せられたる如き觀あるも又乳児期並に年長幼童に體重低下を認むるも何れも身長同様無意性を示し、大なる影響ありたるものとは認め難い。

都市乳児之事變後第三年目の影響としては男児に稍、顯示せられ、身長と相關聯せる結果が觀られる。

三、胸圍

農村乳幼児胸圍即ち幅育の發育は事變後に於て事變前に比較して劣等なる事實を認めた。殊に乳児期にありては男女共に五・五%、一・九%だけ事變前よりも劣位である。然し胸圍は無意差であつた。即ち農村乳幼児の胸圍の發育は概して劣等となつたが殊に乳児期に著明であるは肯定せざるを得ない。

都市乳児に於ては事變後三年目は二年目に比して著明なる影響が現はれて居る。即ち男児は平均四・七%、女兒は三・一%第二年目に凌駕せられ、絶対に各月齡間に有意差を示し何等かの原因に依り斯る影響を來したものと推察せられる。

四、坐高並に脚高

農村の坐高並に脚高は身長に影響を受ける事が大であるが、事變前後の差は殆ど身長と同様大なる差は認められない。脚高に於ても同様である。

都市乳児の坐高に就き考察するに略、農村と相似たる結果であり平均値間には多少の差を見るが統計學上概して無意なるものである。

五、上膊圍並に皮厚(農村乳幼児のみ)

男児の乳児期及び低年齢には大した影響は認められなかつたが、年齢の進むに従ひ相當の影響ありと云ふ成績を得た。女兒は概して事變後劣等となつて居り殊に乳児期並に低年齢に著しい現象を呈した。

皮厚は性別、年齢別悉く劣等で著明なる差を以て影響を來して居る。

以上を總括するに農山村の乳幼児の發育に對する事變の影響は、長育に對して未だ不良なるものを齎しては居ないが、幅育殊に胸圍及び上膊圍、皮厚等に示されたる成績及び榮養狀態判定に對する數値をみると相當の顯著なる度合に於て悪い結果が現はれつつあるものと思料し得られる。併し乍ら體重に對しては未だ悪影響は認められなかつた。

都市乳児に於ては事變後第三年目に至り長育に多少の影響を見るに過ぎぬが、幅育(胸圍)に於ては明瞭なる著差を以て影響を受けて居り、農村に於けるものと同様なる結果が認められる。

斯かる保健施設のある農山村に於て多少の影響を蒙りつつある事實に鑑み、今後更に保健衛生指導並に處女地に對する保健施設の設置に考慮を要するものと考へる。

# 女子の未婚残存率に就て

大 月 照 江

從來我が國に於ける結婚難は青年男子自身の經濟的無力、自由主義的思想の影響と共に、女子の教育程度の上昇、職業界進出の逐年増加等に伴ひ、男女共通の問題であつたのであるが、今次支那事變勃發以後は多數壯丁の出征、勞働力不足のため生産年齢層の産業地區集中により、適齡期男子の激減が特に女子の結婚難を加速度的に深刻化せしめてゐるのである。

昭和十六年一月二十二日閣議で決定された「人口政策確立要綱」は人口増殖の見地から男女の、特に女子の婚姻年齢の引下げを提唱してゐる。即ち昭和十三年現在の全國平均初婚年齢は男子二八・三九歳、女子二四・四一歳であるが、今後の十年間に、現在に比し三年早めると同時に、一夫婦の平均出生兒數を現在の四兒より五兒に引上げることを目標としてゐるのである。早婚を奨励するためには先づ現状を審かにし、如何なる原因が晩婚的傾向及び結婚難を助成してゐるかを知らんと共に、その障礙物たる原因を除去して具體的對策を練る必要があるのである。

本稿は現状を探る一助にもと、法律婚の許される十五歳より婚姻適齡期にある二四歳迄を除き、而も尙妊孕期間内の年齢層にある二五歳より四四歳迄の女子の未婚残存率を検討してみたものである。

使用せる資料は未發表のため引用不可能な昭和十五年度を除く、過去四回の國勢調査年次を採り、特に明記せるものの外は内閣統計局編、國勢調

女子の未婚残存率に就て

査諸資料、帝國統計年鑑、人口動態統計等を利用した。國勢調査年度の女子總人口及び全國、郡部、六大都市の女子未婚者數を比較し、更に横濱、神戸兩海港都市との關係をみるために、長崎、函館、下關の三都市を參考として採つてみた。

以下統計の示すところに従ひ、少しく解説を試みてみたいと思ふ。尙本稿に挿入の各表は、各歳別の女子總人口と、同じく女子未婚者總數を採り、後者を前者で除してその未婚残存率を算出したものである。

## 一、全國の未婚率

先づ全國の女子未婚残存率に就て若干の數字を指摘してみると、大正九年の第一回國勢調査に於ては二五歳では一二・九五%であるが、大正十四年には一一・一三%に減少して居り、更に昭和五年には一三・〇六%、昭和十年には一六・五四%と再び上昇を示してゐるのである。これは以下凡ゆる場合に關して言ひ得る如く、第一回の國勢調査に際して調査主旨の不徹底と共に從來の因習道徳に捉はれて世間體を怖れ、内縁關係者は殆ど有配偶者として登録されてゐない關係から未婚率を高めてゐることが記憶されなくてはならない。従つて大正十四年度の残存率低下の一大原因は登録の主旨が稍、徹底したための現象と解すべきものであり、昭和五年及び同十年と後年度に及ぶに従ひ事實上未婚者が増加してゐるものと見做されるのである。

次に三〇歳では大正九年には五・二八%、同十四年には四・三五%、昭和五年には四・五三%、同十年には五・二八%を示してゐる。大正九年が同十四年より高率なのは二五歳の例と同様の理由によるものと考へられ、従つて未婚者の率は各國勢調査年次を追つて近年に至るに従ひ上昇してゐるものと考へられる。これは女子の高等教育の普及及び職業界進出の關係に加

第一表 女子未婚人口 (全國)

昭和10年			年 齡	昭和5年		
女子總數	未婚者	未婚率		女子總數	未婚者	未婚率
554,063	91,642	16.54	25	481,256	62,832	13.06
553,608	69,429	12.54	26	461,284	44,887	9.73
523,005	51,395	9.83	27	477,735	36,935	7.73
503,334	41,448	8.23	28	474,166	29,716	6.27
435,825	30,324	6.96	29	460,436	24,636	5.36
458,296	24,194	5.28	30	433,927	19,663	4.53
437,229	19,248	4.40	31	407,310	16,137	3.96
458,719	17,645	3.85	32	422,269	15,660	3.71
457,304	15,531	3.40	33	390,638	13,162	3.37
441,597	13,557	3.07	34	384,481	11,525	3.00
420,085	11,627	2.77	35	374,775	10,238	2.73
387,726	9,711	2.50	36	356,739	9,229	2.59
402,106	9,832	2.45	37	340,407	7,911	2.32
372,748	8,570	2.30	38	344,027	7,409	2.15
369,735	7,662	2.07	39	311,980	6,830	2.19
355,587	6,953	1.96	40	327,957	6,647	2.03
337,520	6,310	1.87	41	343,896	6,459	1.88
322,809	5,482	1.70	42	324,108	5,676	1.75
327,249	5,541	1.69	43	317,016	5,261	1.66
295,219	5,084	1.72	44	285,567	4,723	1.65

大正14年			年 齡	大正9年		
女子總數	未婚者	未婚率		女子總數	未婚者	未婚率
462,179	54,462	11.13	25	416,528	53,956	12.95
427,747	37,540	8.78	26	397,665	41,568	10.45
438,005	32,451	7.41	27	378,191	31,826	8.42
405,614	24,889	6.14	28	378,746	26,761	7.07
403,423	20,547	5.09	29	344,814	21,321	6.18
388,669	16,897	4.35	30	361,079	19,082	5.28
368,074	14,267	3.88	31	379,946	16,963	4.46
354,379	11,691	3.30	32	363,827	14,338	3.94
360,271	11,167	3.10	33	352,664	12,056	3.42
324,518	9,500	2.93	34	318,491	10,256	3.22
343,788	9,140	2.66	35	334,543	10,002	2.99
360,040	8,694	2.41	36	342,127	9,631	2.82
341,824	7,638	2.23	37	342,228	9,028	2.64
331,931	6,979	2.10	38	337,205	8,635	2.56
303,256	6,074	2.00	39	346,864	8,525	2.46
313,581	5,971	1.90	40	319,173	7,443	2.33
319,763	5,806	1.82	41	332,044	7,348	2.21
319,798	5,558	1.74	42	319,390	6,711	2.10
317,930	5,800	1.82	43	311,378	6,400	2.06
326,469	7,083	2.17	44	321,525	6,496	2.02

へて、昭和四年以後の世界的不況の影響と見做されるのである。

然し何と云つても大多數の女子は三〇歳迄に結婚するのであつて、その未婚率は急速に減少してゐるが、三〇歳より四四歳迄は等しく年齢の増すにつれて低下してゐるとは云へ、その速度は至つて緩慢である。尙注目すべきことは各年度共四四歳では未婚率は極く僅少となり、全国的にみて生涯家庭生活に入らぬ女子の数は取るに足らぬものであると云ふことである。

## 二、郡部の未婚率

郡部の未婚残存率は豫期の如く、全国よりも六大都市のそれよりも最も低率である。云ふまでもなく全国の統計は残存率高き六大都市及び其他の比較的大人口を擁する都市を含んでゐるのであるが、郡部はそれらを除くものだからである。即ち農村の女子は都市のそれに比して早婚であること及び多數の農村女子が事變以前には離村して都市の生産其他の有業人口に参加してゐることもこの傾向に拍車をかけてゐるのである。現在では状態は一變してゐるが、事變前の女子の離村は却つて農村青年の結婚難の因を爲してゐたのであるから、斯る事實は農村に居残る青年女子の早婚傾向を助成してゐると云ふことも考へ得るのである。

郡部に於ても全国と同様、大正十四年が最も低率を示してゐる。従つてその理由は等しいものであるが、斯かる傳統的風習を固持する傾向は特に郡部に於て著しいものであるから内縁關係に就ても統計的に全国に比し、より顯著に現れてゐるものと考へられるのである。故に昭和十年の二五歳より二九歳を除いて大正九年が平均して最も高率を示してゐるのは斯かる理由に基くものではないかと考へられるのである。

大正九年に比して内縁關係が稍、徹底的に有配偶者として登録されるに

女子の未婚残存率に就て

至つたことは、他年度に於ける未婚残存率を低下せしめた一の有力な理由であるが、尙且全體的には大體全国と同様の傾向を辿つて後年度程上昇を示してゐるのは、世界大戦以後農村女子が多數離村して有業人口として進出するに至つたことによるものと思惟されるのである。其他に關しても略、全国と同様のことを言ひ得るのである。

## 三、六大都市の未婚率

前述の如く寧ろ例外的な神戸を除いては、郡部は勿論のこと、全国よりも六大都市は遙かに未婚残存率が高いのである。これは都市には地方出身の結婚適齡期前後にある女子が多數生産其他の方面に活動して居り、都市在住の女子にとつては、農村に於て結婚後もその未婚時代の生活様式の延長として家業に従事し得るのと異り、商業方面を除いては結婚は往々にしてその退職を意味することになるので、經濟的其他の理由から婚期を失し易い關係にあり、女子教育の普及と共に必然的に未婚残存率を上昇せしめてゐるものと考へられるのである。

各國勢調査年次に互り、全国及び郡部を六大都市と比較するため、二五、三〇、四〇、四四の各歳別人口に關する残存率の差を擧げてみると左の如くである。

A、先づ都市を含む全国平均より郡部の平均を差引いてみると、第四表の如くその差は後年度に至る程増大の傾向を示してゐるが、第五及び第六表に見る如き大差は現はれないのである。

B、全国平均に比すると第五表の如く若干の例外を除いては豫期の如く都市が大體高率を示してゐる。

C、六大都市を郡部平均に比すると、第六表の如く一、二の些細な例外を除いて都市が著しく高率を示してゐるのである。

第二表 女子未婚人口 (郡部)

昭和10年			年 齡	昭和5年		
女子總數	未婚者	未婚率		女子總數	未婚者	未婚率
332,918	45,442	13.65	25	341,596	38,253	11.20
338,194	34,467	10.19	26	329,356	27,047	8.21
320,791	25,262	7.89	27	343,545	22,212	6.47
308,591	19,951	6.47	28	343,107	17,888	5.21
272,257	14,796	5.43	29	334,145	14,911	4.46
286,415	11,819	4.13	30	316,474	11,926	3.77
275,988	9,603	3.48	31	298,334	9,918	3.32
292,748	8,901	3.04	32	310,426	9,640	3.11
293,991	7,995	2.72	33	290,335	8,242	2.84
284,501	7,030	2.47	34	288,613	7,262	2.52
272,596	6,155	2.26	35	280,728	6,525	2.32
254,366	5,322	2.09	36	268,020	5,850	2.18
265,702	5,416	2.04	37	257,041	5,130	2.00
248,675	4,881	1.96	38	260,887	4,825	1.85
251,110	4,441	1.77	39	237,526	4,531	1.91
241,277	4,112	1.70	40	250,079	4,390	1.76
230,088	3,705	1.61	41	263,943	4,288	1.62
221,701	3,239	1.46	42	248,830	3,824	1.54
225,808	3,393	1.50	43	245,837	3,556	1.45
205,088	3,165	1.54	44	219,732	3,135	1.43

大正14年			年 齡	大正9年		
女子總數	未婚者	未婚率		女子總數	未婚者	未婚率
341,810	32,812	9.60	25	327,326	37,360	11.41
318,036	23,851	7.50	26	312,732	28,526	9.12
326,284	20,447	6.27	27	298,669	21,702	7.27
305,776	15,988	5.23	28	300,433	18,196	6.06
307,120	13,475	4.39	29	274,266	14,624	5.33
295,649	11,023	3.73	30	287,962	13,073	4.54
280,860	9,363	3.33	31	304,655	11,570	3.79
272,093	7,746	2.85	32	291,860	9,780	3.35
277,392	7,418	2.67	33	285,432	8,325	2.92
250,623	6,403	2.55	34	255,404	6,999	2.74
265,732	6,214	2.34	35	269,794	6,864	2.54
280,220	5,881	2.10	36	277,554	6,832	2.46
266,018	5,274	1.98	37	278,339	6,370	2.29
260,789	4,912	1.88	38	274,857	6,198	2.25
236,381	4,265	1.80	39	285,271	6,165	2.16
245,594	4,210	1.71	40	261,980	5,366	2.05
252,295	4,269	1.69	41	273,973	5,367	1.96
253,567	4,034	1.59	42	263,381	4,898	1.86
252,104	4,244	1.68	43	257,900	4,754	1.84
260,632	5,195	1.99	44	266,156	4,772	1.79

第三表 女子未婚人口 (六大都市)

女子の未婚残存率に就て

大正9年 年 齢	東 京 市			大 阪 市			名 古 屋 市		
	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率
25	19,875	4,352	21.90	11,874	2,175	18.32	3,832	707	18.45
26	19,612	3,622	18.47	10,845	1,604	14.79	3,686	549	14.89
27	17,923	2,783	15.53	10,172	1,275	12.53	3,243	422	13.01
28	17,895	2,389	13.35	9,980	1,024	10.26	3,254	338	10.39
29	16,533	1,925	11.64	8,517	751	8.82	3,196	308	9.64
30	16,822	1,692	10.06	9,164	747	8.15	3,111	262	8.42
31	17,009	1,438	8.45	9,641	653	6.77	3,247	232	7.15
32	15,942	1,203	7.55	9,234	576	6.24	3,141	208	6.62
33	15,241	1,008	6.61	8,190	456	5.57	3,088	201	6.51
34	14,691	955	6.50	7,602	392	5.16	2,833	139	4.91
35	14,443	878	6.08	8,128	405	4.98	2,947	146	4.95
36	14,147	700	4.95	7,896	325	4.12	2,925	129	4.41
37	13,812	691	5.00	7,997	315	3.94	2,870	124	4.24
38	13,246	637	4.81	7,864	310	3.94	2,913	112	3.84
39	12,657	598	4.72	7,791	270	3.47	2,812	113	4.02
40	12,345	565	4.58	7,044	250	3.55	2,543	79	3.11
41	12,022	516	4.29	7,220	234	3.24	2,538	115	4.53
42	11,615	443	3.81	7,179	208	2.90	2,303	72	3.13
43	10,794	415	3.84	6,831	183	2.68	2,154	77	3.57
44	11,435	428	3.74	6,856	187	2.73	2,485	101	3.96

	京 都 市			神 戸 市			横 濱 市		
	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率
25	5,200	1,106	21.27	5,890	799	13.57	3,761	596	15.85
26	4,874	903	18.53	5,442	633	11.63	3,944	540	13.69
27	4,534	690	15.22	5,100	491	9.63	3,597	371	10.31
28	4,624	615	13.30	5,051	398	7.88	3,490	358	10.26
29	4,029	497	12.34	4,353	335	7.70	3,205	259	8.08
30	4,208	407	9.67	4,538	394	8.68	3,278	261	7.96
31	4,296	412	9.59	4,724	249	5.27	3,447	225	6.53
32	4,134	346	8.37	4,533	215	4.74	3,371	185	5.49
33	3,616	270	7.47	4,035	152	3.77	3,083	149	4.83
34	3,697	252	6.82	3,690	147	3.98	3,010	142	4.72
35	3,832	229	5.98	3,763	114	3.03	2,808	103	3.67
36	3,788	212	5.60	3,894	107	2.75	2,948	115	3.90
37	3,795	208	5.48	3,766	109	2.89	2,732	100	3.66
38	3,729	193	5.18	3,775	89	2.36	2,673	98	3.67
39	3,707	209	5.64	3,658	93	2.54	2,622	87	3.32
40	3,503	152	4.34	3,273	97	2.96	2,481	71	2.86
41	3,601	147	4.08	3,359	76	2.26	2,474	66	2.67
42	3,477	149	4.29	3,282	76	2.32	2,358	80	3.39
43	3,461	131	3.79	3,057	60	1.96	2,264	61	2.69
44	3,469	138	3.98	3,238	79	2.44	2,282	64	2.80

第三表 女子未婚人口（六大都市）（續）

大正 <sup>14</sup> 年 年 齡	東 京 市			大 阪 市			名 古 屋 市		
	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率
25	18,409	3,481	18.91	21,799	2,979	13.67	6,839	1,024	14.97
26	17,009	2,601	15.29	19,676	2,172	11.04	6,416	702	10.94
27	16,837	2,190	13.01	20,320	2,009	9.89	6,367	671	10.54
28	15,352	1,740	11.33	17,680	1,400	7.92	5,512	422	7.66
29	14,396	1,280	8.89	17,063	1,077	6.31	5,614	399	7.11
30	14,438	1,103	7.64	16,382	889	5.43	5,370	383	7.13
31	13,626	997	7.32	14,851	739	4.98	5,239	257	4.91
32	12,833	745	5.81	13,943	633	4.54	4,677	242	5.17
33	13,147	750	5.70	14,114	581	4.12	4,707	209	4.44
34	12,006	609	5.07	11,910	498	4.18	4,556	188	4.13
35	12,461	577	4.63	12,941	420	3.25	4,458	163	3.66
36	12,511	530	4.24	13,146	374	2.84	4,549	184	4.04
37	11,704	443	3.79	12,701	366	2.88	4,466	159	3.56
38	11,285	397	3.52	11,188	281	2.51	4,306	144	3.34
39	11,005	368	3.34	10,386	257	2.47	3,985	114	2.86
40	10,808	354	3.28	11,049	260	2.35	4,131	120	2.90
41	10,422	284	2.73	10,611	200	1.88	4,011	103	2.57
42	10,000	266	2.66	10,686	226	2.11	3,923	92	2.35
43	10,169	312	3.07	10,407	224	2.15	4,105	103	2.51
44	9,685	310	3.20	10,564	320	3.03	3,949	109	2.76

年 齡	京 都 市			神 戶 市			橫 濱 市		
	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率
25	6,176	1,238	20.05	6,768	699	10.33	3,983	430	10.80
26	5,778	907	15.70	6,221	544	8.74	3,642	345	9.47
27	5,756	871	15.13	6,594	507	7.69	3,663	300	8.19
28	5,024	605	12.04	5,883	390	6.63	3,494	198	5.67
29	4,895	524	10.70	5,466	280	5.12	3,309	159	4.81
30	4,856	394	8.11	5,031	221	4.39	3,130	120	3.83
31	4,550	362	7.96	4,650	193	4.15	3,143	122	3.88
32	4,184	293	7.00	4,418	149	3.37	2,959	96	3.24
33	4,347	261	6.00	4,441	129	2.90	2,842	86	3.03
34	3,865	266	6.88	3,826	100	2.61	2,552	68	2.66
35	4,012	219	5.46	4,120	95	2.31	2,662	81	3.04
36	3,973	192	4.83	4,220	101	2.39	2,837	79	2.78
37	3,930	187	4.76	3,960	73	1.84	2,717	74	2.72
38	3,500	155	4.43	3,666	49	1.34	2,506	58	2.31
39	3,546	156	4.40	3,421	51	1.49	2,387	56	2.35
40	3,619	140	3.87	3,433	42	1.22	2,271	39	1.72
41	3,633	129	3.55	3,470	37	1.07	2,318	34	1.47
42	3,509	135	3.85	3,318	46	1.39	2,182	41	1.88
43	3,624	137	3.78	3,335	32	0.96	2,145	35	1.63
44	3,550	152	4.28	3,375	37	1.10	2,116	41	1.94

第三表 女子未婚人口（六大都市）（續）

女子の未婚残存率に就て

昭和5年 年齢	東 京 市			大 阪 市			名 古 屋 市		
	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率
25	19,603	4,846	24.72	24,173	3,732	15.44	8,065	1,111	13.78
26	17,625	3,357	19.05	22,848	2,726	11.93	7,667	891	11.62
27	17,306	2,757	15.93	23,169	2,276	9.82	7,998	765	9.56
28	16,807	2,146	12.77	22,923	1,798	7.84	7,694	610	7.93
29	16,149	1,798	11.13	22,177	1,475	6.65	7,482	512	6.84
30	14,855	1,366	9.20	20,193	1,172	5.80	6,740	433	6.42
31	13,998	1,158	8.27	18,587	883	4.75	6,339	321	5.06
32	13,793	1,103	8.00	19,389	947	4.88	6,373	336	5.27
33	12,703	906	7.13	17,088	775	4.54	5,520	241	4.37
34	11,864	768	6.47	16,024	623	3.89	5,550	262	4.72
35	11,930	656	5.50	15,702	532	3.39	5,415	248	4.58
36	11,531	643	5.58	14,378	505	3.51	5,202	171	3.29
37	10,661	529	4.96	13,432	414	3.08	4,700	143	3.04
38	10,904	476	4.37	13,274	351	2.64	4,734	161	3.40
39	10,039	455	4.53	11,384	324	2.85	4,493	129	2.87
40	10,492	437	4.17	12,253	310	2.53	4,371	132	3.02
41	10,363	420	4.05	12,464	275	2.21	4,446	135	3.04
42	9,760	340	3.48	11,848	268	2.26	4,370	118	2.70
43	9,319	334	3.58	10,763	237	2.20	4,253	119	2.80
44	9,198	309	3.36	9,793	228	2.33	3,760	79	2.10

	京 都 市			神 戸 市			横 濱 市		
	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率
25	7,104	1,544	21.73	7,661	1,091	14.25	5,658	875	15.46
26	6,425	1,095	17.04	7,308	777	10.63	5,458	622	11.40
27	6,699	930	13.88	7,653	688	8.99	5,554	507	9.13
28	6,500	758	11.66	7,601	535	7.04	5,518	430	7.79
29	6,214	643	10.35	7,391	455	6.16	5,532	322	5.82
30	5,622	518	9.21	6,825	314	4.60	5,218	266	5.10
31	5,344	421	7.88	6,305	261	4.14	4,936	244	4.94
32	5,312	395	7.44	6,945	281	4.05	4,805	184	3.83
33	4,669	349	7.47	5,831	227	3.89	4,603	172	3.74
34	4,599	261	5.68	5,429	197	3.63	4,304	137	3.18
35	4,480	240	5.36	5,248	153	2.92	4,046	113	2.79
36	4,317	246	5.70	4,709	142	3.02	4,059	106	2.61
37	3,875	204	5.26	4,499	115	2.56	3,694	84	2.27
38	4,178	200	4.79	4,480	105	1.34	3,582	109	3.04
39	3,546	173	4.88	3,891	78	2.00	3,106	72	2.32
40	3,799	163	4.29	3,987	92	2.31	3,247	73	2.25
41	3,975	175	4.38	4,218	89	2.11	3,470	74	2.13
42	3,733	143	3.83	4,005	68	1.70	3,233	65	2.01
43	3,281	129	3.93	3,637	56	1.54	3,032	53	1.75
44	3,328	132	3.97	3,340	68	2.04	2,819	55	1.95



第三表 女子未婚人口（六大都市）（續）

昭和10年 年 齡	東 京 市			大 阪 市			名 古 屋 市		
	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率
25	60,725	14,376	23.67	31,006	5,809	18.74	10,579	1,756	16.60
26	58,657	10,809	18.43	29,815	4,450	14.93	10,288	1,358	13.20
27	55,452	8,136	14.67	28,428	3,478	12.23	9,284	1,046	11.27
28	53,314	6,849	12.85	26,930	2,716	10.09	8,997	840	9.34
29	44,033	4,904	11.14	22,637	2,008	8.87	7,761	615	7.92
30	47,342	3,926	8.29	23,433	1,548	6.61	7,883	477	6.05
31	43,400	3,013	6.94	22,061	1,252	5.68	7,516	403	5.36
32	44,105	2,785	6.31	22,280	1,081	4.85	7,851	396	5.04
33	43,219	2,328	5.39	22,396	960	4.29	7,647	330	4.32
34	41,577	1,940	4.67	21,495	864	4.02	7,339	301	4.10
35	38,682	1,680	4.34	19,744	655	3.32	6,672	280	4.20
36	34,902	1,333	3.82	17,759	573	3.23	6,153	194	3.15
37	34,611	1,260	3.64	18,578	601	3.24	6,188	231	3.73
38	31,781	1,129	3.55	16,402	477	2.91	5,458	168	3.08
39	29,947	967	3.23	15,365	385	2.51	5,498	161	2.93
40	28,861	867	3.00	14,715	328	2.23	5,255	144	2.74
41	27,463	832	3.03	13,509	322	2.38	5,103	148	2.90
42	25,548	667	2.61	12,693	266	2.10	4,531	106	2.34
43	25,664	692	2.70	12,803	223	1.74	4,599	104	2.26
44	23,011	589	2.56	10,878	211	1.94	4,288	88	2.05

人口問題研究 第二卷 第十二號

	京 都 市			神 戶 市			橫 濱 市		
	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率	女子總數	未 婚 者	未 婚 率
25	11,029	2,458	22.29	9,535	1,702	17.85	6,766	1,357	20.06
26	10,373	1,786	17.22	9,423	1,344	14.27	6,706	1,060	15.81
27	9,732	1,413	14.52	8,756	978	11.17	6,298	742	11.78
28	9,506	1,182	12.43	8,328	859	10.31	60,26	595	9.87
29	8,039	857	10.66	7,059	557	7.89	5,016	441	8.79
30	8,049	626	7.78	7,329	458	6.25	5,493	345	6.28
31	7,457	518	6.95	6,947	348	5.01	5,183	265	5.11
32	7,694	453	5.89	7,166	337	4.70	5,379	264	4.91
33	7,594	423	5.57	7,199	282	3.92	5,297	211	3.98
34	7,412	377	5.09	6,959	255	3.66	5,242	182	3.47
35	6,747	318	4.71	6,516	189	2.90	5,006	160	3.20
36	6,324	268	4.24	5,842	139	2.38	4,446	123	2.76
37	6,346	282	4.44	6,386	164	2.57	4,433	112	2.53
38	5,634	227	4.03	5,495	155	2.82	4,272	98	2.29
39	5,423	202	3.72	5,068	113	2.23	4,034	72	1.78
40	5,362	166	3.10	4,732	101	2.13	3,781	72	1.90
41	4,957	143	2.88	4,441	90	2.03	3,795	66	1.74
42	4,714	139	2.95	4,137	77	1.86	3,365	56	1.66
43	4,963	145	2.92	4,203	69	1.64	3,311	71	2.14
44	4,328	121	2.80	3,599	56	1.56	3,009	54	1.79

第四表 全国と郡部の比較(%)

年次	大正9年	大正14年	昭和5年	昭和10年
25	1.54	1.53	1.86	2.89
30	0.74	1.62	0.76	1.15
35	0.45	0.32	0.41	0.51
40	0.28	0.19	0.27	0.26
44	0.23	0.18	0.22	0.18

第五表 六大都市と全国の比較(%)

都市	東京	大阪	名古屋	京都	神戸	戸横	養
大正9年	8.95	5.37	5.50	8.32	0.62	2.90	2.90
昭和5年	4.78	2.87	3.14	4.39	3.40	2.68	2.68
昭和40年	8.09	1.99	1.96	2.99	0.04	0.64	0.64
昭和44年	2.25	1.22	0.78	2.01	0.63	0.53	0.53
昭和44年	1.72	0.71	1.94	1.96	0.42	0.78	0.78
大正9年	7.78	2.54	3.84	8.92	0.30	0.33	0.33
昭和5年	3.29	1.08	2.78	3.76	0.04	0.52	0.52
昭和40年	1.97	0.59	1.00	2.80	0.35	0.38	0.38
昭和44年	1.38	0.45	1.00	1.97	0.68	0.18	0.18
昭和44年	1.03	0.86	0.59	2.11	1.07	0.23	0.23
昭和5年	11.66	2.38	0.72	8.67	1.19	2.40	2.40
昭和30年	4.67	1.27	1.89	4.68	0.07	0.57	0.57
昭和35年	2.77	0.66	1.85	2.63	0.19	0.06	0.06
昭和40年	2.14	0.50	0.99	2.26	0.28	0.22	0.22
昭和44年	1.71	0.68	0.45	2.32	0.39	0.30	0.30
昭和5年	7.13	2.20	0.06	5.75	1.31	3.52	3.52
昭和30年	3.01	1.33	0.77	2.50	0.97	1.00	1.00
昭和35年	1.57	0.55	1.43	1.94	0.13	0.43	0.43
昭和40年	1.04	0.27	0.78	1.14	0.17	0.06	0.06
昭和44年	0.84	0.22	0.33	1.08	0.16	0.07	0.07

女子の未婚残存率に就て

第六表 六大都市と郡部の比較(%)

都市	東京	大阪	名古屋	京都	神戸	戸横	養
大正9年	10.49	6.91	7.04	9.88	2.16	4.44	4.44
昭和5年	5.52	3.61	3.88	5.13	4.14	3.42	3.42
昭和35年	3.52	2.44	2.41	3.44	0.49	1.13	1.13
昭和40年	2.53	1.50	1.06	2.29	0.91	0.81	0.81
昭和44年	1.95	0.94	2.17	2.19	0.65	1.01	1.01
大正9年	9.31	4.07	5.37	10.45	0.73	1.20	1.20
昭和5年	3.91	1.70	3.40	4.38	0.66	0.10	0.10
昭和35年	2.29	0.91	1.32	3.12	0.03	0.70	0.70
昭和40年	1.57	0.64	1.19	2.16	0.49	0.01	0.01
昭和44年	1.21	1.04	0.77	2.29	0.89	0.05	0.05
大正9年	13.52	4.24	2.58	10.53	3.05	4.26	4.26
昭和5年	5.43	2.03	2.65	5.44	4.60	1.33	1.33
昭和35年	3.18	1.07	2.96	3.04	0.80	2.79	2.79
昭和40年	2.41	0.77	1.26	2.53	0.55	0.49	0.49
昭和44年	1.93	0.90	0.67	2.54	0.61	0.52	0.52
大正9年	10.02	1.09	2.95	8.64	4.20	6.41	6.41
昭和5年	4.16	2.48	1.92	3.65	2.12	2.15	2.15
昭和35年	2.08	1.06	1.94	2.45	0.64	0.94	0.94
昭和40年	1.30	0.53	1.04	1.40	0.43	0.20	0.20
昭和44年	1.02	0.40	0.51	1.26	0.02	0.25	0.25

六大都市を年度別に考へてみると、大正九年が一般的に高率を示してゐるのは、上述の内縁關係者が未婚者として分類されてゐる關係からであらうと考へられる。この傾向が名古屋に於て最も顯著に現はれてゐるのは、同市の未婚率が郡部型に稍、類似してゐる點に鑑み、當時内縁者を目指す因習的傾向が特に烈しく反映したものと考へ得るのであるが、或は登録に際して統計上に不備な點が介在してゐたのかも知れないのである。其他は多少の例外はあるが、大體の傾向としては近年に至るに従ひ、殘存率は上昇を示してゐる。これは前述の如く主として女子の經濟的社會的進出がその婚期を延期乃至延長せしめてゐることと密接に關聯してゐるからであると思ふのである。

六大都市を都市別に見ると各自異なる現象を呈してゐるのであるが、その原因は明かでなく、寧ろ將來の研究課題として殘されてゐるものが多いのである。従つて以下指摘する若干の事項も單に問題の所在を示唆する程度のものである。

東京市—未婚殘存率が大正十四年の京都の例外を除いて常に最も高いのは東京であり、帝都の龐大なる人口中には他市に比して最も多くの獨身女子有業人口及び女子學生等が含まれてゐるものと考へられるのである。(全國的乃至都市別の女子有業人口に對する有配偶者の割合は存在しないのでその正確なる數字は不明である。即ち職業別人口中産業關係の年齢及び配偶關係別人口は出てゐるが、有業人口全體に關する配偶別のそれは現在迄は存在してゐないのである)。

大阪市—大産業都市であるから、未婚殘存率は或は相當高いのではないかと考へられるのであるが、事實は豫想と異り、意外に低く大體六大都市

中第四位となつてゐる。

名古屋市—大正九年及び大正十四年は共に六大都市中第三位にあるのであるが、昭和五、十兩年度は共に最低に近く、同市の女子が早婚であることを暗示してゐる。

京都市—東京に次いで高く、大正十四年の如きは東京が一八・九一%であるに對し、京都は二〇・五%で六大都市中最高を示してゐるのである。京都市の未婚率が何故に斯く高率であるかに關して比較的同市の特徴であるかに考へられてゐる部門の人々、即ち生涯結婚せざる又は結婚生活に稍、無關係に考へられる尼僧、藝娼妓の數を試みに昭和五年の資料に就て調べてみたのであるが、第七表の示す如く、京都に於て特にそれらの方面の女子人口が多いと云ふ統計は見られないのである。

これは寧ろ京都が舊き傳統を有する都市であり、他の社會的原因が介在するものと考へられるのである。

第七表 尼僧、藝娼妓人口

	昭和五年	尼僧	藝娼妓	娼妓
東京	九五	五、九二九	五、四〇一	
大阪	二四三	三、一一一	七、四三一	
名古屋	三三五	二、四二〇	一、八八五	
京都	二四三	一、八七四	二、八四五	
神戸	七一	一、七四〇	一、六二四	
横濱	四三	八四八	六四九	

第八表 女子未婚人口(海港都市)

女子の未婚残存率に就て

大正 9年	長崎			函館			下関		
	年齢	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者
25	1,606	329	20.49	1,168	141	12.07	624	109	17.47
26	1,483	224	15.10	1,156	123	10.64	629	117	18.60
27	1,413	155	10.97	1,127	99	8.78	604	74	12.25
28	1,321	156	11.81	1,109	70	6.31	569	62	10.90
29	1,211	93	7.68	980	52	5.31	507	45	8.88
30	1,185	101	8.52	1,012	39	3.85	554	36	6.50
31	1,221	90	7.37	1,013	39	3.85	543	32	5.89
32	1,130	71	6.28	961	42	4.37	533	34	6.38
33	1,174	71	6.05	922	33	3.58	527	26	4.93
34	1,025	56	5.46	866	23	2.66	463	21	4.54
35	1,009	45	4.46	880	29	3.29	459	24	5.23
36	1,126	58	5.15	850	21	2.47	517	29	5.61
37	1,102	58	5.26	857	19	2.22	463	20	4.32
38	964	47	4.88	882	14	1.59	480	28	5.83
39	1,065	46	4.32	890	19	2.13	445	21	4.72
40	982	28	2.85	766	13	1.70	404	14	3.47
41	1,081	31	2.87	764	11	1.44	427	15	3.51
42	908	34	3.74	736	15	2.04	410	13	3.17
43	985	27	2.74	754	11	1.46	367	15	4.09
44	928	26	2.80	752	11	1.46	413	20	4.84

大正 14年	長崎			函館			下関		
	年齢	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者
25	1,760	334	18.98	1,460	173	11.85	4,118	401	9.74
26	1,573	260	16.53	1,291	116	8.99			
27	1,703	220	12.92	1,372	109	7.94			
28	1,571	146	9.29	1,273	76	5.97			
29	1,485	137	9.23	1,161	62	5.34			
30	1,433	105	7.33	1,094	42	3.84	3,016	134	4.40
31	1,287	77	5.98	1,112	45	4.05			
32	1,272	66	5.19	1,043	23	2.21			
33	1,255	60	4.78	1,077	24	2.23			
34	1,086	58	5.34	897	18	2.01			
35	1,122	34	3.03	962	8	0.83	2,814	64	2.27
36	1,170	51	4.36	951	18	1.89			
37	1,063	27	2.54	927	11	1.19			
38	1,044	38	3.64	918	9	0.98			
39	965	29	3.01	833	7	0.84			
40	956	29	3.03	834	4	0.48	2,454	50	2.04
41	1,020	31	3.04	778	8	1.03			
42	1,071	29	2.71	841	11	1.31			
43	882	17	1.93	819	7	0.86			
44	995	27	2.71	850	5	0.59			

第八表 女子未婚人口 (海港都市) (續)

昭和 5年	長崎			函館			下關		
	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率
25	1,704	365	21.42	1,763	254	14.41	4,377	404	9.23
26	1,637	306	18.69	1,610	178	11.06			
27	1,629	225	13.81	1,611	151	9.37			
28	1,580	164	10.38	1,592	112	7.04			
29	1,596	168	10.53	1,434	82	5.72			
30	1,599	118	7.38	1,458	63	4.32	3,612	179	4.96
31	1,454	119	8.18	1,277	54	4.23			
32	1,594	98	6.15	1,401	44	3.14			
33	1,436	78	5.43	1,291	40	3.10			
34	1,416	65	4.59	1,165	41	3.52			
35	1,307	64	4.90	1,140	26	2.28	2,835	81	3.20
36	1,236	47	3.80	1,094	27	2.47			
37	1,240	49	3.95	1,057	16	1.51			
38	1,132	38	3.36	1,050	19	1.81			
39	1,031	37	3.59	955	14	1.47			
40	1,059	31	2.93	963	9	0.93	2,491	51	2.05
41	1,081	31	2.87	952	8	0.84			
42	1,003	23	2.29	912	9	0.99			
43	1,019	32	3.14	888	9	1.01			
44	854	21	2.46	837	10	1.19			

昭和 10年	長崎			函館			下關		
	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率	女子總數	未婚者	未婚率
25	1,842	462	25.08	1,864	352	18.88	1,264	219	17.33
26	1,732	336	19.40	1,813	258	14.23	1,252	161	12.86
27	1,728	280	16.20	1,761	205	11.64	1,142	108	9.46
28	1,633	217	13.29	1,717	165	9.61	1,205	112	9.29
29	1,389	167	12.02	1,439	118	8.20	1,038	84	8.09
30	1,437	117	8.14	1,523	98	6.43	1,012	63	6.23
31	1,436	104	7.24	1,433	60	4.19	957	43	4.49
32	1,501	104	6.93	1,441	50	3.47	1,016	38	3.74
33	1,416	84	5.93	1,484	50	3.37	1,021	35	3.43
34	1,379	60	4.35	1,294	51	3.94	892	33	3.70
35	1,427	56	3.92	1,361	25	1.84	935	25	2.67
36	1,274	51	4.00	1,160	22	1.70	812	22	2.71
37	1,345	41	3.05	1,205	24	1.99	818	17	2.08
38	1,268	31	2.44	1,165	17	1.46	777	20	2.57
39	1,282	31	2.42	1,049	19	1.81	741	18	2.43
40	1,139	29	2.55	989	11	1.11	737	11	1.49
41	1,139	23	2.02	950	15	1.58	654	16	2.45
42	1,070	27	2.52	904	13	1.44	633	7	1.11
43	1,032	24	2.33	942	9	0.96	614	6	0.98
44	959	9	0.94	815	9	1.10	526	8	1.52

第九表 全國及び六大都市女子平均婚姻年齢

	全 國		東 京		大 阪		名 古 屋		京 都		神 戸		横 濱	
	婚姻	初婚	婚姻	初婚	婚姻	初婚	婚姻	初婚	婚姻	初婚	婚姻	初婚	婚姻	初婚
大正 8 年 <sup>イ</sup>	24.34	23.30	26.353	25.149	26.845	25.954	26.442	25.267	26.004	25.084	26.619	25.917	27.103	25.821
大正 11 年 <sup>イ</sup>	23.98	23.01	25.910	24.886	26.027	25.121	24.615	23.735	25.500	24.494	25.541	24.774	26.190	25.126
大正 14 年 <sup>ロ</sup>	24.02	23.12	25.767	24.695	25.833	24.961	24.806	24.092	25.523	24.586	25.939	24.943	26.633	25.559
昭和 5 年 <sup>ハ</sup>	24.07	23.21	25.750	24.740	25.855	24.814	24.643	23.977	25.363	24.457	25.925	24.839	25.955	25.171
昭和 10 年 <sup>ニ</sup>	24.61	23.81	25.966	25.091	26.346	25.557	25.316	24.531	25.736	24.947	26.119	25.244	26.284	25.346

女子の未婚残存率に就て

註 大正 9 年は資料なし

婚姻は再婚を含む

イ 統計時報第 10 號    ロ 同第 16 號    ハ 同第 37 號    ニ 同第 64 號

六大都市の平均初婚年齢：大正 8 年 25.532：大正 11 年 24.689：大正 14 年 24.806：昭和 5 年 24.666：昭和 10 年 25.119

神戸、横濱及び其他の海港都市—六大都市中神戸は他市に比して非常に未婚残存率低く、往々にして郡部と大差なく、折に郡部より更に低い例さへあるのである。横濱は神戸程ではないが矢張り低率である。

神戸市は昭和五年及び同十年に於ける名古屋を除いては常に最低率を示してゐる。斯かる事實に鑑み、海港都市に何等かの共通性が存するかを見んとして、他に長崎、函館、下關の三海港都市を参考のために擧げてみた。その結果は長崎は稍、高率であるが、函館、下關は可なり低いことを示してゐる。然し神戸は海港都市中でも特に低く、横濱に就ても神戸に次いで大體同様のことを言ひ得るのである。

他の海港都市は多分に地方的色彩を帯びてゐるので暫く措くとしても、神戸は純然たる海港都市であるので、其處に何等かの社會的特殊性が介在することと考へられるのであるが、それが如何なる理由によるものであるかは大阪、京都のそれと等しく今俄かに推定を許さないものがある。

次に未婚残存率と密接な關係のある平均初婚年齢を國勢調査年度順に全國及び六大都市別に比較して早晚婚の現象を調べてみた。全國は豫期の如く、六大都市より遙かに低率である。大正九年の資料が手許になく、蒐集困難であるため、大正八年と同十一年を参考のために採つてみたのであるが、大正八年は第一回國勢調査以前の資料であり、統計蒐集方法を異にし、或は他の社會的原因によるものであるか、後年度のそれに比して著しく高率を示してゐるのである。故にこれらを除いて大正十四年以後の統計のみを採つてみても、全體的に昭和五年が低下し、同十年は上昇してゐる。後期の上昇は事實上晩婚の傾向を示すものと考へられるのである。

未婚率の最も高い東京市の初婚年齢は寧ろ他市に比して低く、その自然増加率が名古屋に次いで高いことと共に同市の女性が晩婚でないことを示してゐる。従つて未婚率の高いことは他の社會的原因によるものと考へら

れるのである。

大阪市の初婚年齢は稍、高く、六大都市中昭和十年度では最も晩婚となつてゐる。然し大阪市の未婚残存率は六大都市中では低位にあり、晩婚乍ら比較的多くの女子が結婚してゐるのであるが、夫婦の共稼ぎ及び産兒の制限、産業都市の女子有業人口に及ぼす生理的影響等が増殖力の低率な大阪の人口と關聯せしめてゐるのではあるまいか。

名古屋市の女子は六大都市中大體最も早婚で未婚率の低きことと正比例してゐるのである。

東京市に次いで未婚率の高い京都市の初婚年齢は名古屋に次いで低位にある。従つて京都市に於ける女子の早婚と未婚率の高いことは對蹠的な現象を示してゐるものであり、この間の理由は不明である。

神戸市は稍、高率で晩婚を示してゐるのであるが、未婚率は六大都市中最低に近いのであるから兩者の間には相關性は見られない。

横濱市は昭和十年の大阪市を除いて六大都市中大正十一年以後最も高く晩婚である。然し同市の未婚率も低い方であるから、ここでも兩者以外の原因が介在するものと考へられる。

これらの數字を通じて見ると、未婚率と平均初婚年齢のものには豫期せる如き密接な關聯は見られないのである。従つて未婚率に對する説明は他の諸原因に俟つべきものと考へられるのである。

尙女子の未婚残存率と職業の分布状態に何等かの相關性があるか否かを見るために昭和五年の六大都市の未婚女子の職業別人口を調べてみた。

未婚残存率の最も高い東京は有業人口も三一・七％で最も多く、京都は二九・六％で未婚率と正比例の現象を呈してゐる。大阪は二四・九七％、名古屋は二四・七四％で大差なく、残存率の低い神戸は二二・四六％、横濱は更に低く一八・四〇％で共に未婚率と正比例してゐるのである。

この反面を示すものが無業人口であり、従つて東京は六八・二九％で最

第十表 女子未婚人口の職業分類  
六大都市（昭和五年）

	東京		大阪		名古屋		京都		神戸		横濱	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
總 數	499,390	100.00	555,350	100.00	226,731	100.00	188,497	100.00	180,548	100.00	150,424	100.00
1 一 9	158,373	31.71*	138,673	24.97	56,103	24.74	55,901	29.66	38,752	21.46	27,673	18.40
1 農 業	68	—	375	0.27	1,020	1.82	124	0.22	73	—	776	2.80
2 水 産 業	3	—	—	—	—	—	—	—	15	—	2	—
3 鑛 業	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 工 業	15,047	9.50	38,339	27.65	23,802	42.43	13,124	23.48	7,180	18.52	4,796	17.33
5 商 業	48,463	30.60	36,498	26.32	12,779	22.78	15,910	28.46	11,597	29.93	7,629	27.57
6 交 通 業	2,867	1.81	5,586	4.03	1,707	3.04	1,196	2.14	1,814	4.68	754	2.72
7 公 務 自 由 業	21,007	13.26	14,557	10.50	5,618	10.01	4,700	8.41	4,801	12.39	4,052	14.64
8 家 事 使 用 人	69,120	43.64	41,822	30.16	10,579	18.86	20,435	36.56	12,420	32.05	9,203	33.26
9 其 他 の 有 業 者	1,798	1.14	1,485	1.07	597	1.06	412	0.74	852	2.20	461	1.67
10 無 業	341,017	68.29*	416,677	75.03	170,628	75.26	132,596	70.34	141,796	78.54	122,751	81.60

\* 有業人口(1—9)及び無業者の百分率は女子總數に對するもの。其他は有業人口に對する部門別のものである。

も少く、京都は七〇・三四%で東京に次いで低く、大阪は七五・〇三%、名古屋は七五・二六%で略、等しく、神戸は七八・五四%、横濱は最も多くて八一・六〇%である。

職業の分布状態は第十表の示す如くであるが、主要なるものを擧げてみると、工業では名古屋が最も高く四二・四三%を占め、東京は九・五〇%で最も低い。名古屋のみを擧げてみると、その職業中工業が斷然頭角を抜き産業方面に最も多くの女子が進出してゐることを示してゐる。にも拘らず名古屋市の昭和五年度に於ける未婚率は六大都市中最低に近いのであるが、女子の勤続年限が比較的短期間である關係からそのことが結婚難を促進する程の影響を及ぼしてゐないのであらうと考へられる。其他は大阪、京都、神戸、横濱の順位で、東京、名古屋の中間を占めるものである。

商業は東京が三〇・六〇%で最高を占め、神戸が二九・九三%でこれに次いでゐる。他の四都市は京都、横濱、大阪、名古屋の順であるが、ここでは工業に見る如き凸凹は見られず、最低の名古屋が二一・七八%でその間の開きは左程甚だしくない。ここで注目されることは神戸の商業人口が高率であることで、周知の如く商業、特に中小商業は地方に於ける農業と等しく、都市に於て女子が結婚によつてその職業上の地位に影響されること最も少いものであり、換言すれば結婚前は勿論結婚後と雖も最も自然に家事の傍ら、その家業たる商業に携はり得るのである。従つて斯かる理由から未婚者の商業人口の高率は一方多數の女子が比較的容易に結婚し得ることにより、同市の女子未婚残存率を低下せしめてゐることと關聯してゐるのであるまいか。尙東京が未婚率高きにも拘らず昭和五年の同市の自然増加率が六大都市中名古屋、横濱に次いで高いことにも女子の商業人口の多いことと有機的な關係を包含してゐるのではないかと考へられるのである。

公務自由業は各都市共大差なく、只ここでは横濱が一四・六四%で最高を示し、東京の一三・二六%を凌駕してゐることは、横濱在住の諸外國領

女子の未婚残存率に就て

事館員、諸企業出張所員及びこれらに附隨の事業關係者等に關聯してこの分野の人口が比較的に多いのではあるまいか。然し横濱市のみから云へば決して公務自由業が有業人口の最高を占めてゐるのではないのである。他の四市は神戸、大阪、名古屋、京都の順位を示してゐる。

未婚女子の有業人口中、名古屋を除く他の五市に於ては、家事使用人が何れも最高率を示してゐるのである。東京が四三・六四%で最も多く、京都が三六・五六%で東京に次ぎ、横濱三三・二六%、神戸三二・〇五%、大阪三〇・一六%の順であり、名古屋がずつと下つて一八・八六%であるのは興味深い。これは寧ろ名古屋が残存率に於て稍、郡部型に類似してゐる點から推測すると、名古屋では地方に準じて家政を主婦其他の婦人達自身の手によつて處理する關係から使用人も少いのであらうと考へられるのである。

斯くて上述の六大都市に於ける未婚女子の有業人口の多寡は大體に於てその未婚率の高低と正比例してゐることを指摘し得るのである。

結語——以上に於て述べし如く二五—四四歳の年齢層の女子未婚者は郡部よりも都市が晩婚であり、六大都市中東京、京都が特に未婚率高く、神戸、横濱の低率が注目されるのである。又近年全國的に漸く晩婚の傾向が現はれてゐることも事實である。

現在勞働力供出の關係から國民皆勞が唱へられ、女子のより積極的な勞務動員も必至の情勢にある。斯かる機運に並行して國家は早婚を奨勵し、人口増殖の促進に關して凡ゆる對策を講じつつあるのであるが、未だ理論と政策の實踐には懸隔少からざるを思はしめるのである。問題多き人口の増殖と女子の勞務動員を如何にしてよく兩立せしむべきであるか。今後の婦人勞働對策の樹立には比較的勤続年限の短い未婚女子のみならず、寧ろ既婚女子が對象とされなくてはならぬのではあるまいか。このことは國家的見地より人的資源を最大限度に活用するためにも不可避の問題であり、將來より眞摯な態度で取上げられる研究課題であると思ふ。



## 紹介

# 米國の婦人勞働状態に就て (三)

### A 婦人勞働とその經濟的意義

- 一、米國に於ける女子職業界の動向
- 二、女子の失業(以上第十號)
- 三、女子の賃銀
- 四、女子有業者とその從屬者の關係(以上第十一號)

### B 女子に關する勞働立法とその影響

- 一、産業復興法と女子の雇傭條件
- 二、最低賃銀法とその影響
- 三、勞働立法と女子雇傭の關係

### B. 女子に關する勞働立法とその影響

米國の國體が勞働運動の發達を多年阻止してゐた關係からその勞働立法も必然的に立ち遅れの状態にあつたのであるが、近年に至つて漸く諸種の社會立法の制定により、同國も亦世界に最も進歩した立法を有する國家の一となつたのである。

勞働立法の影響を検討するためには非常に廣汎に互る調査が必要であ

る。即ち各種の立法は何れもその場所、時期、慣習、其の他特殊の状態及びその制定に至るまでの事情とその行政方針等によつて影響する所を異にしてゐるからである。

女子の勞働立法に關しても同様のことが言へるのであつて、ここではその影響に關して若干の主要調査資料によつて要點のみを擧げて参考に供したいと思ふ。

本稿に於て検討せんとする勞働立法は二種に別れ、一は性別を問はず適用されるものであるが、結果に於て女子がより多くその恩恵を蒙つてゐるもの、他は特殊の保護を要する女子のために制定された純然たる女子保護立法である。

勞働立法の主要なる目的は他の凡ての立法のそれと異ならない。即ち各自の生存とその勞働に對する個人又は雇主側との關係に就ての勞働保護條件に政府當局の法上の認可を與へることである。勞働立法は社會福祉的見地から國民生活の安定とその健全なる勞働條件の制定を目標としてゐるのである。屢、繰返される如く、女子は常に被搾取階級を爲して居り、この故に女子に對しては男子以上にその勞働條件に保護を加へる必要があると思惟されてゐるのである。

勞働者が相當強力な組織を有する團體と團結してゐる場合には政府が調停者又は命令者として介入する必要は殆ど認められない。然しこの團體組織が脆弱である場合は政府の援助を必要とする程度が加速度的に重要となるのである。

他國に於けると等しく、米國に於ても女子有業者の團結運動の發達は遅延として捗らず、その結果女子の勞働保護に對する立法の必要が屢々叫ばれてゐるのである。この女子の勞働運動が特に緩慢である主要なる原因は既

述の如く女子が被搾取的階級を爲して居り、低賃銀を餘儀なくされ、季節的色彩濃好な各種産業方面に時間雇ひとして就働し、女子の勞働が傳統的に高度の熟練を要せざるものと考へられてゐること等によるものである。

最も強力な男子の團體には建築業又は鑛業の如く女子の殆ど従事せざる分野に屬するものが相當にある。米國勞働總同盟の會員の三分の一は建築業者であり、他の三分の一には交通運輸、鑛業及び採石業、金屬、機械、造船業等の組合(一九三二年現在)が含まれてゐるのである。重要な女子雇傭生産部門たる纖維、皮革、被服工業等を合した總同盟の會員數はその全會員數の約六%であるに過ぎない。その他の食料品、飲料、煙草、製紙、印刷、出版、商業及び個人使用人、娯樂、専門的職業の凡てを含めても尙二五%に充たない實情である。

一九二四年當時の女子有業者八五〇萬人の中、組合に加入してゐる者は僅かに二五萬人であつた。これは一九二五年の米國勞働總同盟全會員の九%未満に當つてゐる。而も一九二〇年度の國勢調査の數字によれば全有業者の二〇%餘は女子であり、製産及び機械工業、商業に於ては少く共一五%が女子であつたのである。ある種の勞働組合は女子の加入を拒否してゐるので、同産業内の女子は非組合員たる工場に於て就働してゐる。金屬及び硝子組合等はその例である。

現在では從來以上に政府の支持を得て勞働組合は急速に發達して居り、それが男子と共に女子をも裨益してゐることは言ふまでもない。尤も現在も尙女子は所謂勞働市場に於て不利な立場にあり、その組合運動の發展にも政府の強力なる法令による援護を必要としてゐることは既述の如くである。

平時に於て勞働者にとつての必須條件は各自の能力に適する職業の選

擇、健康を害せず、生活にある程度の餘裕を與へる勞働時間、生活の安定——少く共その健康を維持し、老後の生活準備を爲し得る程度の賃銀、健康其の他に適する職場を與へられることにある。而して特に重要なことは、これらの條件を獲得するために、他の同僚と共にその雇傭機關に對して團體行動の自由が許されると言ふことである。

勞働立法は多くの場合、斯かる條件の重要な部分に關してその實現を期し、法令を以て勞働者を保護せんとするものである。而して過去の歴史に鑑みても明かである如く、女子に對して特にその適用が要望せられる場合が多い。即ち女子有業者は屢々、困難な立場におかれ、組合運動も男子に比して立ち遅れの状態にあり、その地位改善の手段たる團結力にも恵まれてゐないからである。

このことは女子有業者の等しく經驗するところであつて、既述の如くその賃銀が男子に比して低廉である點にみても明かである。又州別の法令によつて女子の最長勞働時間が規定されてゐる場合にも、その最長制限は屢々、大多數の勞働者の就働時間を凌駕するものであり、より甚しき惡徳雇主を牽制する以外に無意味なことさへ多いのである。

#### 一、産業復興法と女子の雇傭條件

産業復興法(National Industrial Recovery Act)は一九二九年に勃發した大不況の對策としてローズヴェルト大統領第一期の一九三三年に制定され、一九三五年五月米國大審院によつて憲法違反の判決を受ける迄の二箇年間實施された法案である。本項に於てはその法案の是非を論ずるの要なく、單に過去の一事實として女子有業者に關する影響の概略を傳へ得れば足りるのである。

産業復興法の目的とせるところは疲弊せる産業の再建にあり、勞働者に

關してはその購買力を増大して製産及び農産物資の消費を促し、失業者を救済減少し、労働者の地位を改善せしめるにあつたのである。既述の如く女子有業者の地位はそれ自體孤立したものでなく、國家の經濟と不可分の關係にあることは言ふまでもないのである。産業復興法は性の別なく適用されたものではあるが、從來男子に比して低廉であつた賃銀其他若干の事項に關しては、特に女子に甚大の影響を及ぼしてゐるのである。

産業復興法に關する文獻は夥しい數に上つてゐるのであるが、ここでは主として左の三文獻に基づき、女子有業者とその雇傭、労働時間、賃銀及び團體的協定に就て述べてゐる。

1. National Recovery Administration. Hours, Wages and Employment Under the Codes. Jan. 1935.
2. Women's Bureau. Employed Women Under N. R. A. Codes. 1935.
3. Report of the President's Committee of Industrial Analysis on the Administration of the National Industrial Recovery Act. Feb. 1937.

上述の三報告書は各自異なる見地より同法案の影響範圍を評價してゐるのであるが、三者の結論は略、等しく、その内容が妥當を得てゐることを物語つてゐるのである。

産業復興法中各種産業別法規の制定には多大の日子を必要とすることが明白となつたので、先づ大統領令による復職規約 (President's Reemployment Agreement) が制定され、雇主各自に對して一週の労働時間は四〇時間以内に、産業別の最低賃銀は地方の事情を斟酌して制定し、法規の批准をみる迄これを暫定的に實施せしめた。斯かる規約は産業別により必要に應じて修正されることもあつた。産業復興法及び大統領令復職規約の差

は程度の問題で、その影響するところが略、同様であるので、産業復興法は一般的に兩者を含むものと解釋されるのが普通である。

産業復興法と雇傭及び労働時間—大統領は産業復興法に就て左の如く述べてゐる。

余が今回署名した法令は民衆を再びその業務に服せしめるために制定されたものである。その目的とするところは單に所要の労働を爲すために、より多くの労働者を雇ひ、各自の労働時間を短縮すると共にその生計の維持に必要な賃銀を支拂はしめんとするものである。

この法令に關して注目すべきことは、これが從來試みられた幾多の「労働普及案」と實質的に異なる點である。即ち前者が労働を維持し、その標準賃銀を向上せしめんとするに對して、後者は労働時間を短縮し、その賃銀をも低下せしめてその意圖する状態を實現せんとするものである。即ち産業復興法は失業救済と労働時間の調整をその主要目標としてゐるのである。

産業復興法と雇傭條件—産業復興法は一九三五年一月本法加入産業界に於て同法案實施以後増加せる労働者の推定數を報告してゐる。これによると、一九三三年三月より同年六月迄の産業復興法及び復職規約實施以前の増加數は約一、六二八、〇〇〇人であつたに對して、一九三四年十一月迄のそれは約三、四六四、〇〇〇人で後者が著しく多數に上つてゐることを示してゐる。

一九三四年復興局はその政策に關する聲明に於て「本法案に於ける最長労働時間制の制定は失業緩和に對して著しい貢獻を爲してゐる」と述べてゐる。

著名な經濟學者によつて組織された大統領産業調査委員會も亦一九三七年二月の報告に於て「大統領復職規約が労働時間を短縮して失業者救済に

及ぼせる影響は顯著である」と同様のことを述べてゐる。

同報告によると一九三三年六月より十月迄の産業復興法加入産業に於ける雇傭増加率は一一・四%であるに對して、それ以外の産業に於ては四・四%、農業では單に一%であるに過ぎなかつた。本期間に於ける産業界の生産率は一律に低下してゐるのであるから、この雇傭の増加は一に復職規約による労働時間の短縮に俟つものである。一九三三年十月より一九三五年初期にかけても稍、増加の傾向を見せて居り、産業復興法下の産業に於て高率であるが、同法關係外の産業との差はここでは左程著しいものではない。前産業復興法關係者たる某氏は一九三七年三月の聲明に於て左の如く述べてゐる。

産業復興法全實施期間に於ける就職者數は二、〇五五、〇〇〇人でこれは主として同法制定の労働時間の短縮によつて實現されたものである。而してこの増加は産業界に於ける生産額の低下しつある期間に於て行はれたものなのである。

産業復興法と労働時間 最高度の生産能率を擧げてゐた一九二九年當時の平均労働時間は一週四八時間であつた。不況時の労働時間は著しく短縮され、一九三二年の平均は一週三五時間以内となつてゐたが、景氣復興の兆と共に再び増加し、一九三三年の春より夏にかけての三ヶ月間には三〇%以上の増加振りを見せてゐる。

第一産業復興法(紡績工業に關するもの)の規約は最長労働時間を原則として一週四〇時間に限定して居り、これは復興法案の標準として其の他の同法案下に於ける八四%の産業にも適用されたものである。但し、これには除外例又は默認の形式によつて幾多の例外が設けられてゐる。大統領委員會の報告によれば本法加入産業の六四%に於ては、その労働者の六

一%に對して實質的に四八時間又はそれ以上の最長労働時間を認可してゐる。

一九三五年一月の産業復興法に關する報告に従へば一九三四年の十一月間(十二月を除く)の製造工業部門に於ける平均労働時間數は一九三三年上半期のそれに比して約一割以上短縮されてゐる。一九三七年大統領産業調査委員會の一五九工業に關する調査の結果によれば、一九三三年六月より十月迄の期間に労働時間が短縮された結果、十月現在に一週平均四〇時間以上就働してゐる者は極めて僅少となり、多くは三五―四〇時間となつてゐる。その稍、詳細に互る數字を示せば左の如くである。

159 工業に於ける労働時間の割合

平均時間	1933年6月	1933年10月
45以上	25.2	1.9
40—45	37.8	5.0
35—40	28.3	58.5
35以下	10.0	34.6

産業復興法と女子に關する雇傭及び労働時間 既述の如く本法案は性の別なく一般労働者を保護する目的を以て制定されたのであるが、これによつて女子が男子以上に裨益されてゐる場合が少くないのである。

多くの場合労働時間の短縮がより顯著に行はれてゐるのは男子よりも主要なる女子雇傭産業に於てであることは前記一九三五年一月の報告にみても明かである。六大女子雇傭部門に於ては一工業を除いて、産業復興法實施期間中に一六%又はそれ以上の労働時間を短縮してゐるに對して、其の他の九工業では一件に於てのみ同率の短縮を行つてゐる。各工業別にその詳細を示せば左の如くである。

産業復興法による労働時間短縮率

産業	縮率
製靴品	28.4
機械品	16.2
機製品	6.0*
製製品	20.4
製製品	16.3
毛織物及び毛糸製品	25.1
主要女子雇産業を除くもの	
自動車	6.2
甘蔗糖精製所	26.0
セメント製品	4.3
化學製品	7.9
皮革	15.4
鐵及び鋼鐵	3.4*
伐木及び木材製品	9.2
製紙及び同原料	12.3
護謄タイヤ及びチューブ	3.1

\* ここでは労働時間は延長されてゐる。

當時労働省婦人局は一大産業地区であるミシガン州の女子従業員に關する未發表の調査に於て、一〇工業部門に關して労働時間短縮の必要上の

り來る著しい女子の就職増加率を報告してゐる。大統領復職規約又は産業復興法の制定以前には女子有業者の三八—九〇%は一週四〇時間以上就働してゐたのであるが、右法令實施以後、同様の時間數労働するものは一割以下(一工業を除く)となり、一〇工業中半數に於ては女子従業員の五%のみが四〇時間以上就働してゐた。ミシガン州に關する數字を示せば下表の如くである。

其の他の資料によつても産業復興法が女子を裨益すること大であつたことを示してゐるのである。例へばミネソタ州労働部の同一店舗に關する調査は、女子就職率が同法によつて二四%増加し、而してその労働時間は短縮し、収入は増加してゐることを報告してゐる。

ペンシルヴァニア州の木綿服工業に關する州労働部の調査は大量の女子

1週40時間以上従業する者の割合  
N.R.A. 又は P.R.A. 又は  
實施以前 1934年度末

産業	又は P.R.A. による就職増加率	1934年度末
ベーカー	16.0	6.8
藥品及び化學製品	18.0	7.2
電氣器具	58.0	4.1
毛皮及び製帽品	4.4	5.6
編物靴其の他	52.4	1.3
靴其の他	25.0	2.6
金紙製	93.6	7.6
紙製	16.7	4.1
婦人用下著	12.1	21.9
	15.2	1.1

が就働してゐる同部門に就て「産業復興法が木綿服工業に於ける全労働者の就働時間を短縮し、その大多數の週給を増加せしめてゐることは確定的である」と報告してゐる。

製造工業方面に携はる女子に對して産業復興法が非常に好影響を及ぼしてゐるに反して、接客及び事務的職業の二大分野に對しては女子を利するところは皆無に近い状態であつた。洗濯及びホテル業等に關しては

産業復興法制定の労働條件を強制的に實施することは困難であつた。多數の女子就職希望者の集中する事務的職業に於ても同法適用部門の四〇%は長時間制を認可し、或はより寛大なる措置を餘儀なくされてゐるのである。

産業復興法制定の賃銀——この法令の目的が労働時間を短縮すると同時に、労働者の購買力を増進せしめることにあつたのであるから、その必然的結果として時間割賃銀率は著しく増加されなくてはならなかつた。斯かる最低賃銀制による増加率は社會を裨益するものなりとして本法實施期間中繼續されてゐる。然し法律によつて労働者を保護し、その購買力を促進する見地よりすれば週給の増加は一層效果的である。即ち時間割収入の増

加は労働時間が極度に短縮された場合は本法令の目的を達し得ざるに反して、週給の増加はその本来の意圖を實現せしめるものだからである。

一九三七年度の大統領産業調査委員会の報告によれば、製造工業及び一三非製造工業を合したものの平均週給は一九三三年六月より同年十月迄に三・六%増加してゐるが、同期間に労働時間は一週間につき二・七%短縮されてゐる。同報告は復職規約實施期間中に「産業界の傾向は完全に變化した」と稱してゐる。尙一九三三年十月より一九三五年初期にかけて賃銀は八%の上昇を示してゐるのである。

一九三五年の産業復興法に關する報告に従へば同法加入産業は其の他のものより左の數字に見る如く加重平均して、より高率なる賃銀の上昇を示してゐるのである。

1933年6月以後の増加率

	1934年6月現在	1934年11月現在
産業復興法加入工業	8	6.4
其の他の諸工業	4	4

生計費の變動に伴ふ適正賃銀の實施に關して、右報告書は一九三三年三月以降その賃銀が各月の最低標準を凌駕し、同年一月より四月のそれに比して、一九三四年一月より四月に至る賃銀がより増加してゐることを示してゐる。勿論工業別によつて差異は免れず、詳細に報告されてゐる前記一〇工業中、七工業に於ては一九三三年初期(一月—四月)より一九三四年一〇月—十一月の報告最終期に至る迄上昇を繼續して居り、そのあるものは殘餘の三工業に比してより顯著なる上昇振りを示してゐるのである。

これらのことが如何なる程度に産業復興法又は其の他の要因の影響によるものであるかを測定することは容

米國の婦人労働状態に就て(三)

易でなく、本報告も注意深くこれを避けてゐるのであるが、前者に關して公平なる約説を試み左の如く述べてゐる。

産業復興法は産業界に於ける標準賃銀を全國的に統一せんとした最初の試みを代表するものである。…同法は賃銀上昇運動の導火線として非常な勢力を示し、購買力により確固たる基礎を與へ、不當なる低賃銀を排除し、標準最低賃銀を制定して賃銀率の變動を大いに緩和し、從來低賃銀の沿く行はれてゐた諸地域に高賃銀標準を導入した。

産業復興法と女子の賃銀—労働立法が女子に及ぼす一般の影響は産業復興法の場合にも亦實證され、最低制度による賃銀の適正標準化に於ては大體男子よりも女子に對してより多くの便宜を齎してゐるのである。即ち一般に女子の賃銀は男子に比して低廉なのが常だからである。

諸種の調査資料を綜合してみると、加入産業に於ける全従業員の一・六%を含む一五九種の法規は女子の低賃銀を認可してゐるに拘らず、男子に比して女子の賃銀がより速かに上昇してゐるのである。一九三七年の大統領委員会の報告は「女子を低賃銀にて雇傭し又は労働者の組織なき工業部門に於ては殆ど例外なく女子賃銀に關する特殊率の許可を、或はそれなき場合は非常に低廉なる最低賃銀の制定を要請してゐる」と述べてゐる。紐育は産業復興法實施期間中唯一の性別による工業部門の賃銀を記録してゐる州であるが、これによると一九三三年六月より一九三四年十一月迄の工業部門の平均週給増加率は女子一六・二%であるに對して、男子は三・四%であつた。同州の被服工業若干部門に於ける性別による賃銀増加率は次表の如くである。

賃銀増加率	
男子	女子
6	26
10	53
7	17

同期間に於けるペンシルヴァニア州諸工業の賃銀は一一・六%増加してゐるが、主要女子雇傭部門の上昇は更に著しく、左表の示す如く時に非常な増加振りを見せてゐるのである。

品名	増加率
衣服	27.3
日用品	29.6
婦人	13.9
男子	42.4

産業復興法と女子の増加率に關する資料中、紐育の被服工業に就て調査せる婦人局の數字によると、同法又はそれに合同せる女子組合協定による女子の中間週給は左の如き上昇率を見せてゐるのである。

品名	増加率
物服菓	27.3
物服菓	29.6
物服菓	13.9
物服菓	42.4

ペンシルヴァニア州に於ける木綿服工業従業員の多くは女子であるが、その賃銀は一九三二年十月より一九三四年二月迄の期間に五割の増加率を示してゐる。

米國勞働統計局の綿織物工業に關する調査によれば、女子の生計費に順應した適正週給は北部に於ては七%、南部では一・六%の増加率を示してゐる。

品名	増加率
中間週給	75.2
中間週給	55.7
中間週給	47.5
中間週給	44.3

又同局は綿布染物業に關して、一九三三年七月に週給一四弗以上を得てゐた女子は二八%であつたに對して一九三四年八月には三六%、本絹及び人絹染物業ではその率は一九三三年八月(比較し得る最初の資料である)の四七%に對して一箇年後には五六%となつてゐると報告してゐるのである。

勞働統計局のその他の資料によれば、巻煙草工場に於ける白人女子の賃銀は四六%、黑人女子のそれは七三%上昇してゐる。同じく本絹及び人絹工業に關しては毎時賃銀三五仙又はそれ以上、毛織物及び編物工業の四〇

仙又はそれ以上の増加率に關して左の數字がある。

法割月	賃銀
實合月	57
法割8月	48
復興の年	
産業復興法(1934)	

7 (1933年4月)
19 (1932年1-3月)

本絹及び人絹
毛織物及び編物

一九三五年産業復興法を檢討要略せる左の聲明にみても明かなる如く、同法の女子に關する賃銀制はその最低が往々にして男子以下の場合もあり乍ら、特に女性を裨益してゐること大なるを指摘してゐる。

要するにこの賃銀率の上昇は驚嘆の外なく、從來低賃銀であつたもの、即ち諸工業従業員、南部の勞働者、特に女子勞働者、人口二萬以下の小都市勞働者、低賃銀勞働者多き職業部門、換言すれば本法令下にある凡ゆる低賃銀制に對して根本的に修正が加へられてゐるのである。斯くの如く、本法は特にその目的とする從來憐むべき低賃銀に苦しめられてゐた分子を援護し得たことにその特色を示して居るのである。

産業復興法と勞働關係——本法の目標の一は勞働運動の助成にあり、その組織の強化を促進せんとする點にあつた。米國憲法は男子に對すると等しく女子に對しても勞働運動を認可してゐるのであるが、後者は前者に比して組織力脆弱なるため、特に政府當局の援護を必要としてゐるのである。同法の實施中米國に於ける一般勞働運動は著しく助成されて居り、その組織は大規模となり、組合會員は一九三三—三四年間に六十五萬の増加を示してゐる。然し産業復興法は既述の如く、一九三五年五月憲法違反の判決を受けて無効となつたのである。従つて本項に於てもこれ以上の詳細に互る歴史を辿ることは差控へることにする。

産業復興法の影響に關する要略——産業復興法を通じて、特にその初期に於ける勞働保護の試みは勞働者を裨益するところ少くなかつたことが指

摘されてゐる。即ち一般的には、五萬餘の危険不衛生作業に従事する少年を含む約十五萬人の少年労働者を諸産業より除外し、従来の過長労働時間の短縮と諸産業に最低賃銀を制定して、同法案施行當時報告されてゐた全失業者數の約一七%に該當する百七十五萬人の労働者を復職せしめてゐる。同法實施の結果諸産業に於ける労働者の實収入も相當の増加率を示してゐるのである。尙労働運動は強力なる政府の支持を得て躍進し、新たな組織力を發揮するに至つてゐる。

製造工業に於ける賃銀も稍、上昇し、女子に關しては著しい増加率を示してゐる。これは男子に比して女子の賃銀が最低標準にあつたことを物語るものである。接客及び事務的職業の二大分野に於ける女子に對する本法の影響は寧ろ輕微であつた。これらの分野に於ける従業者は多く女子であり、組織力弱く、當局も除外例の認可を餘儀なくせしめられることが少くなかつたことに起因してゐる。

この一大労働立法の試みを通じて經驗し得たことは、斯かる立法が原則として男女の平等を認め、その故に多くの場合女子を裨益することも甚大であり乍ら、而も尙女子の雇傭標準が同法令下に於ても實質的に男子に比して著しく遜色を見せてゐると言ふことである。産業復興法に加入せる諸産業の二五%は女子に對する例外的最低賃銀を認めてゐたのである。男女の賃銀差を検討するためには尙幾多の社會的要因に關する研究を要するのであるが、ここでも亦傳統的慣例が一大勢力として斯かる現象に影響してゐることは否定し得ぬ事實であり、更に一步を進めた婦人労働の保護に關しては特殊の方法が講ぜらるべきことが痛感されてゐるのである。

## 二、最低賃銀法と其の影響

女子の標準賃銀が男子のそれに比して如何に徹底的に凡ゆる場合を通じ

米國の婦人労働状態に就て(三)

て低廉であるかは既述の如くである。而して最低賃銀法の制定が女子の増給に對して多大の効果を齎してゐることも亦確定的事實である。それらの資料は從來兎角散在してゐたのであるが、一九三五年には、十六州に於て最低賃銀法を實施するに至り、一九三六年に一州、一九三七年に他の四州がその例に従ふに至つて稍、完備されてゐるのである。

少く共十三州及びコロンビア區に於ては斯かる法令に對する一定の實施期間を経験して居り、その影響に關しても信頼すべき記録が遺されてゐる。それらの資料は何れもこの法令による女子の増給を報告してゐるのである。若干の州では多年に亙りこの方法によつて女子の増給運動を繼續し、相當の成績を收めてゐる。以下産業地區として重要な八州の資料に關してその實情を探つてみる。

1 カリフォルニア、コロラド、コネクティカット、イリノイ、マサチューセツツ、ミネソタ、ニューハンプシャイア、ニュージャージー、紐育、北ダコタ、オハイオ、オレゴン、南ダコタ、ユタ、ワシントン、ワイスコンシン。一九三六年にはロードアイランド、一九三七年にはネヴァダ、オクラホマ、ペンシルヴァニア、アリゾナが追加されてゐる。同じく一九三七年に米國大審院はアーカンソー、コロンビア區、ポルトリコ及びミネソタに於ける既存の賃銀法を復活せしめ、成人女子に適用すべき判決を下してゐる。従つて斯かる法令は一九三七年現在に於ては二四管轄區域に實施されてゐたのである。

2 アーカンソー、カリフォルニア、カンサス、イリノイ、マサチューセツツ、ニューハンプシャイア、紐育、北ダコタ、オハイオ、オレゴン、南ダコタ、ワシントン、ワイスコンシン。

多年に亙り最低賃銀法を實施せる諸州に就て



カリフォルニア——一九一六年に最初の法令が布かれてより二十餘年間の施行によつて最低賃銀制が女子の標準賃銀を男子のそれに接近せしめる最も適切なる方法であることが實證され、不況のどん底に在りし期間も尙この制度によつて比較的高率賃銀を維持し得てゐるのである。カリフォルニアに於ては最低賃銀の増額に伴ひ、その改正の行はれる都度急速に女子の増給が行はれて居り、一九三一年の不況時にある程度の讓歩が必要とされた場合も尙自餘の諸州に於ける女子賃銀の暴落にも拘らず、同州のそれは驚くべき高率を保ち得てゐるのである。罐詰製造業に對する時間雇最低賃銀率は一九一六年に制定されてゐるが、一般産業に關する最も進歩的なものに一九一七年の最低週給一〇弗、一九一九年の一三弗五〇仙、一九二〇年の一六弗の三法令がある。

一九二〇年度のそれは全米諸州の最高を示すもので、爾來十五年間以上カリフォルニアに於ける女子従業員の標準賃銀が比較的高率であつたことを物語つてゐるのである。これは主として雇主側の熱誠なる支持によるもので、斯かる制度が特に季節的産業であり、従つて一般に低賃銀を以て知られる罐詰及び貯藏食料品製造、洗濯、製菓、被服等の諸工業に適用されるものであるので、このことなくしては到底所期の目的を達し得ざる性質のものであつた。

一九二〇年及びそれ以前のカリフォルニアに於ける諸工業従業者の中間週給は左の如くである。

中間週給	
1919	1920
13.50	17.10
13.85	17.25
13.85	17.35

業 業 店	それ以上の割合	
	1919年3月	1920年3月
製造工業	16.5	54.5
洗濯業		
製 商		

製造工場に於て同制度實施前後に十八弗又はそれ以上を得てゐた者の割合は次の通りである。

	又それ以上の割合	
	1918 (實施前)	1921 (實施後)
全製造工業	15.0	40.0
ベーカリー製品	2.7	30.0
箱、紙袋、厚紙、紙等	0.4	17.3
果物野菜罐詰及び貯藏	20.9	38.7
魚類罐詰及び加工	10.5	34.6
乾果物加工	18.3	37.4
男子衣服	16.1	57.6
婦人衣服	12.9	51.7
製菓	7.4	27.7
電氣機械、器具、部分品	6.0	54.5
食料品加工	1.0	27.2
印刷及び出版	14.6	77.1
煙草	18.8	30.8
洗濯(ステイム)	6.6	39.6

この一九二〇年の十六弗を限度とする最低賃銀制の實施による影響は非常に顯著で、同年度を境界線としてその収入を比較してみると左の如き差異を示してゐるのである。

斯かる上昇的傾向は爾來繼續され、不況時代の一九三〇、一九三一兩年度に於ても從來に比してより多數の女子が少く共最低制限を凌駕する十七弗の週給を得てゐるのである。一九三一年九月に十七弗以上の収入を得てゐた者は製造工業四四%、洗濯及びドライクリーニング四五・七%、商店七二・四%の割合であつた。

カリフォルニア及び其の他の諸州の賃銀率を比較してみると最低賃銀法とその実施方針による影響の大なるを思はしめるのである。一九二二年婦人局の施行せる二大産業地区たるオハイオ及びニュージャーシーに關する調査に従へば製造工業、商店、洗濯業を通じてその中間週給がオハイオでは一三弗六五仙、ニュージャーシーでは一四弗九五仙であるに對して、同年度のカリフォルニアに於けるそれは製造工業一七弗、洗濯業一七弗三五仙、商店一八弗三五仙と言ふ高額を示してゐるのである。

斯くの如く最低賃銀法の實施によつて増給せる女子の割合は相當多數に上つてゐるのであるが、而も尙これを男子のそれに比較すると女子の劣位は依然として存續してゐるのである。製造工業に關する一九一八年（十六弗の最低制實施以前）及び一九二二年（實施以後）の報告によれば男子の九〇％餘は十八弗又はそれ以上を得て居り、兩年度に於ける割合も不變であつたに對して、女子の一九二二年に於ける割合は一九一八年の二倍半以上となつてゐるに拘らず、左の如く男子との比較ではその半數以下であることを示してゐるのである。

は者又の	1921	91.8
18弗以上	1918	40.0
給週	91.0	
給週	15.0	

これらの資料によつても明かなる如くカリフォルニアの實例は女子に對する最低賃銀法が如何にその標準賃銀の引上げを促進してゐるかを物語る好個の例である。

マサチューセツツ州に於て最低賃銀法が最初に實施されたのは一九一四年であつた。而してその施行方針は常に非命令的で實行力を缺き、その最低額も寧ろ低いのである。従つてここではカリフォルニアに於けるが如き顯著な結果は見られない。然し乍らその二〇餘年間の歴史を通じてみるとマサ

米國の婦人勞働状態に就て(三)

チュセツツ州に於ても等しく賃銀法は女子の待遇改善を促進してゐるのである。

重要な女子雇傭産業にして低賃銀を以て知られる諸部門に就て、最低賃銀法實施以前の實情とその實施によつて如何なる範圍の影響を及ぼしてゐるかを檢閲せる州勞働及び産業部の報告によると、豫期の如く實施後に於て著しい効果を見せてゐるのである。制定された最低額は依然として低く、その實施當時一般物價は昂騰の傾向を示してゐたにも拘らず、よく賃銀法の效果的なるを示してゐるのである。これらの檢閲時期は高物價の頂點にあつた一九二〇年又は一九二一—二二年の小不況期を避けて居り、賃銀法の施行は前述の如く強制力なき場合に於ても尙且つ左の如き結果を收め得てゐるのである。

初時	51.6
最當	63.5
後檢	50.8
の割	68.4
は者又の	9.9*
14弗以上	46.2
給週	14.4*
給週	21.8

局(1923, 1924)	9.9*
電力設備品及び器具(1925, 1928)	46.2
洗濯業(1918—19, 1923)	14.4*
小賣商(1919, 1922—23)	21.8

\* 13弗又はそれ以上

事務所及びビルディング等の掃除婦一、〇〇〇乃至二、〇〇〇人に關する報告によれば、彼女等の収入は非常に低廉なのであるが、賃銀法の施行によつて著しく増給してゐる。法令實施以前には彼女等の四〇％餘は一時間三二仙以下の賃銀を得てゐたのであるが、實施以後斯かる低収入の者は三％未滿となつてゐる。法令實施以前一時間三八仙の高賃銀を得てゐた者は一三％であつたが、實施後は各年次によつて異つて居り三分の一乃至半數以上がこの額を得てゐる。又一〇—一七％は最低四五仙を得るに至つてゐるのである。

賃銀法實施以前の中間週給は六弗五五仙と言ふ憐むべき少額で僅かに二五%が七弗三五仙を得てゐたのである。實施以後は一九二二年の不況時に於ても中間収入は一弗三五仙で、中二五%は一弗五五仙を得てゐる。この低收入部門を爲す掃除婦の週給に關する檢閲報告の數字を擧げれば左の如くである。

一を の以 分 四 こ は こ 半	を 上 の 以 分 得	弗 7.35	弗 10.90	弗 12.55	弗 13.20	弗 13.50
1917	1920	10.00	11.35	11.55	12.10	

これを各工業別に就ても屢々、一回乃至數回に互る最低賃銀法の制定によつて漸次増給の傾向を示してゐる。而してこれらの法令が一般物價の昂騰期間中に實施されてゐるに拘らず、増給率は屢々物價の昂騰率を凌駕してゐるのである。その一例として商店及びベーカリーに於ては二ヶ年間に賃銀は二〇%

上昇してゐるが、物價には斯かる昂騰振りは見られない。男女服、洗濯、男子用品等の諸工業部門に於ては五年乃至十年間に數次に互る賃銀法の制定により非常な増給の跡を見せてゐるのである。左はこれら及び其の他の諸工業に關する統計である。

中 間 週 給	一 回 に 互 る 法 令 以 前	乃 互 に 互 る 法 令 以 後	増 給 率
製造工業：			
食パン及びベーカリー	12.05	14.25	18.3
食品	8.30	12.35	48.8
コルセット	10.25	9.70	5.4 <sup>1</sup>
編物製品	10.40	15.00 <sup>2</sup>	44.2 <sup>2</sup>
男子服	6.50	18.00 <sup>2</sup>	176.9 <sup>2</sup>
男子日用品	6.65	13.75	106.8
帽子	8.95	15.60	74.3
モスリン下	6.10	9.35	53.3
著紙箱	10.15	13.70	35.0
婦人服	6.00	18.00 <sup>2</sup>	200.0 <sup>2</sup>
掃除婦(事務所及びビ)	6.55	10.00	52.7
洗濯業	5.95	13.35	124.4
小賣商	7.05	8.55	21.3

1 (1921) 年間の減少してゐる額以上である。  
2 此の間の週給は此の額以上である。

ウイスコンシン州に於て最初に賃銀制が布かれたのは一九一七年であつた。一九二二年に一週五〇時間を限度として、都市の大小により一弗より一弗五〇仙の最低賃銀法が制定されたのであるが、當局の算定によれば凡ゆる地方に散在する全工業女子従業員の一七五%は一九二二年に一三弗三五仙以上、一九二三年に一三弗六五仙以上、一九二四年には一四弗一〇仙以上の収入を得てゐたことが報告されてゐる。

ウイスコンシン州に於ける賃銀を他州のそれと比較してみると女子に對する最低賃銀法がここでも明かに有意義であることを示してゐるのである。一九三二年の不況當時、同州罐詰製造工場に於ける經驗ある女子の時最低賃銀はその都市の大小により二〇仙より二二・五仙であつた。同じく最低賃銀法を有するカリフォルニアのそれは三三・三三仙でより高額であつた。これらに反して紐育では同年夏は未だ賃銀法を制定してゐなかつたのであるが、四三罐詰工場に於ては約七五%の女子は毎時二一・五仙を得てゐたのみであることが明かにされてゐる。

上述の如くウイスコンシンの賃銀は決して高率ではないのであるが、尙且つ他州に比すれば良好の部に入つてゐるのである。即ち一九三〇年度の三工業に於ける常時雇傭者平均週給に關して米國勞働統計局の示す數字を擧げてみると左の如く殆ど例外なく他州より高率を示してゐるのである。

州数	14	13	12
州名	州	州	市
報告は	州	州	市
文	州	州	市

靴及短靴  
靴及短靴  
靴及短靴

最近賃銀制を實施せる諸州——一九二九—三〇年に突發した大恐慌は女子の賃銀を未曾有の低率に暴落せしめたのであつたが、これを機會に既存の最低賃銀法に對する異常な且つ廣範圍に互る關心が喚起され、其の他の諸州に於てもその制定に新たな拍車をかけるに至つたのである。中四州に於ては重要な便達分野としての洗濯業に關して、從來より多數の工場に於ける賃銀率が甚しく低廉に過ぎしため、從業者側が最低標準制定のため當局の協力を要請せるに呼應して新たな賃銀法が制定されてゐる。その結果關係諸州の洗濯業女子從業員の賃銀は著しい上昇振りを示してゐる。本分野に於ける三州の平均週給の上昇状態は左の如くである。

平均週給	増給率	
	最低以前	最低以後
弗	10.20	11.33
弗	10.41	13.42
弗	8.83	10.61

毎時平均収入に就ても右三州及びイリノイ州に於て下表の如き増給率を示してゐる。  
紐育州に於ては賃銀法實施以後八一%の女子の毎時収入は増加してゐる。一九三三年五月より一九三五年十一月に至る全生産工業に於ける女子平均週給の上昇率は一六・七%であつたに對して、洗濯業のそれは二八・九%で前者に比して遙かに高率であつたことを示してゐる。

最低賃銀法が女子に對して有利な影響を及ぼしてゐることは紐育州に於て斯かる賃銀法が廢止されるや直ちに再び低下の傾向を示すに至つてゐる事實に徴しても明らかである。紐育州産業部機關誌はこの事實を確認して左の如く述べてゐる。

米國の婦人労働状態に就て(三)

最低以前	最低以後		増給率
	實	法	
25.8	27.5	7.0	
27.3	30.6	12.1	
24.1	31.0	28.6	
22.9	27.5	20.1	

大審院が最低適正賃銀法の無効を宣言してより四ヶ月以内に労働時間は延長され、賃銀が低下してゐることは特筆すべき事實である。而もこれは洗濯業者協會が高賃銀を維持せんとして熱心に努力せるにも拘らず行はれたものである。  
最低賃銀法の影響に關する資料の充實を期するため婦人局は賃銀法實施中の紐育州に於ける一三一洗濯工場及び賃銀法の制定なきベシルヴァニアの同業一一六工場の女子賃銀を調査してゐる。最低賃銀法下にあるものの増給及び標準賃銀率共に法令外にあるものより遙かに高率であつた。左の數字はその實情を示すものである。

平均週給	増給率	
	最低以前	最低以後
28.6	0.8	27.5
14.7	73.5	11月

最低賃銀法の及ぼす其の他の影響——上述の資料によつて明かにされたことは米國に於ける女子に對する最低賃銀法の實施は常にその標準賃銀を上昇せしめてゐると言ふことである。  
尙この法令が女子に及ぼす影響に關して屢々繰返される他の二の重要な質問がある。即ち  
一、その女子雇傭に關する影響は如何であるか  
二、從來最低額以上の収入を得てゐた女子の賃銀を低下せしめる怖れはないか

と言ふことである。多年に互る賃銀法の實施は斯かる質問に對しても回答を與へるに足る幾多の資料を提供してゐるのである。

最低賃銀法實施と女子の雇傭—最低賃銀法の實施が女子の就職に關して何等かの一般的影響を及ぼしてゐると言ふ實證は擧げられてゐないのである。事實、賃銀法の制定は女子の標準賃銀こそ相當程度増加せしめてゐるのであるが、その額は男子に比して尙且つ著しく低いのであるから、斯かる法令の實施が男子の代替によつて女子の失業を招來するが如きことはあり得ないのである。女子有業者の一定の移動率が時と場所とを問はず間斷なく繼續されてゐると言ふことは賃銀法の施行以外の幾多の原因によるものである。又失業者ある場合も産業上の理由によるもので、女子の増給を齎しつつある部類の法令はその雇傭には殆ど影響を及ぼしてゐないのである。多くの場合賃銀法の實施は左の諸州の實例が示す如く、女子の就職率をも順當に増加せしめてゐるのである。

カリフォルニア—同州に於ける經驗に従へば、週給十六弗の最低賃銀制が實施されて以來製造工業部門内の女子従業者数は減少せざるのみか却つて増加して居り、全有業人口に對する女子有業者の増加率は更に著しい増加率を示してゐるのである。この賃銀法の制定されたのは一九二〇年であり、右の資料は州労働局が一九一八及び一九二一兩年度に關して調査したものである。

洗濯業をも含む全工業中、全従業員數に對する女子の割合は一九一八年の一九・八%に對して一九二二年には二六・七%となり著しく増加してゐる。一九二一年に五〇〇人以上の従業員を擁する工場中女子従業員の割合は左の如く何れも増加を示してゐるのである。

全従業員に對する女子の割合

	1918	1921
貯藏及び加工	62.1	65.7
縫製*	77.3	79.6
靴加工	48.1	54.9
乾果	29.8	56.4
煙	51.4	59.6

\* 報告件數減少のため、1921年の女子の數も減少してゐる。

してゐるに對して全國の國勢調査資料によるとこれに稍、類似せる部門の統計は一三%未滿を示してゐるに過ぎないのである。

マサチューセツツ—一九一九—一九二三年の五ヶ年間に互つて二二三、五四三人の女子有業者と最低賃銀法の關係を調査したものであると、この中僅かに九〇名のみが賃銀法違反によつて解雇されたことが判明してゐる。

紐育—紐育州當局は州労働部の洗濯業に關する最低賃銀法と増給の關係を調査せる資料に基き、左の如き聲明を爲してゐる。

洗濯業に於ては女子の増給を理由としてその解雇を促し、女子に代つて男子が雇傭されるに至つたと言ふ傾向は見られない。一九三三—三五年間を通じて紐育州洗濯業に於ける女子従業者の割合は常に六〇%を維持してゐた。

婦人局の未發表の資料に、少く共五〇人以上の従業者を有する紐育の三

最低賃銀制度が女子の就職の機會を阻害するものでないことは同州に於ける商業、

洗濯及びドライクリーニング業、製造工業等の女子従業員が法令實施後も増加の一途を辿りつつあるにみても明かである。尤も不況時代には減少してゐるが、これとて不況の絶頂にあつた一九三〇—三二年當時尙前述の部門に於ける女子の就職率は十六弗制實施以前の一九一九年に比して倍加以上の數字を示してゐるのである。カリフォルニア州に於ける一九二〇—三〇年間の前記諸部門の女子有業者増加率は六九%に垂と

六洗濯工場に關する賃銀法實施期間中の女子就職状態の變動を調査せるものがある。これによると、女子従業員は實數に於て四・五%増加してゐる。女子が解雇されてゐる場合は大體新しき機械の導入又は純全たる産業上の理由によるものであつて、雇主が賃銀法を理由として擧げたものは僅かに三件のみであり、而も彼等の不平は實質的には賃銀法そのものにあるのではなく、短時間労働及び殘業に對する高賃銀の要求に對するものである。又婦人局の紐育に於ける一三一洗濯工場及びペンシルヴァニアの一六同種工場に關する調査に就てみると、賃銀法の制定なき後者に比して、紐育の就職増加率はより大であつた。即ち一九三三年五月より一九三五年十一月に於ける女子の就職増加率は紐育の五・九%に對してペンシルヴァニアは僅かに二・九%であつた。

オハイオ同一工場に關する賃銀法實施前後の状態を調査せるものによれば、その期間内に洗濯及びドライクリーニング工場共に女子従業員は増加せるに反して、ドライクリーニング工場に於ける男子は減少してゐるのである。

ウイスコンシン—一九二三年四月同州に於ける八六三人の雇主に最低賃銀法が女子及び未成年者の解雇を招來せる事實ありや否やとの質問を爲せるに對して九六%は否と回答してゐる。少數の解雇を報告せる者も、その理由として従業員が無能を擧げて居り、従つて斯かる理由は賃銀法と無關係に生じ得るものであることを暗示してゐるのである。

最低額以上の収入を有する女子—最低賃銀法の目標とするところは特にどん底にある賃銀率の上昇を促すにあり、斯かる法令によつてその目的を完遂し得ることは過去の幾多の事實がこれを證明してゐるのである。賃銀法は又多くの最低額以上の収入を得てゐた者のそれを更に上昇せしめてゐる。

米國の婦人労働状態に就て(二)

る。同法令がこれらの人々を考慮に入れてゐないのであるから、これは副産物的現象であり、賃銀法を施行する左の諸州に關する若干の例に徴してみても明かである。

カリフォルニア—一九二〇年十六弗の最低制限が實施せられて以來、週給十七弗以上を得る女子の數は一九二九年に至るまで漸次増加して居り、一九三〇年には稍減少してゐるが、一九三一年九月現在斯かる週給額を有する女子は五八%に上つてゐた。而してこの不況時の一九三一年に尙二〇弗以上の週給を有するものは製造工業二五・六%、洗濯及びドライクリーニング二二・九%、商店四五・七%の割合を示してゐるのである。

マサチューセッツ—ここでは最低賃銀は普通十四弗以下で相當低額であり、その法令は強制的ではないのであるが、尙且つその増給振りには左の如く顯著であつた。

業種	割合の者の以上の者	
	17弗以上	週給
製糖	31.4	19.5
製粉	26.8	24.6
製紙	23.7	14.1
製織	38.3	26.3
製靴	*	12.0
製衣	*	8.1

北ダコター—同州に於ける産業人口は左程大ではないのであるが、最低賃銀法は多年に亘つて實施されてゐる。婦人局が一九三一年の不況時に於て調査せるものによれば、廣範圍に亘る女子産業人口の約三分の二は最低額以上の収入を得てゐたことが報告されてゐる。

新たに賃銀法を實施せる四州と洗濯従業員の賃銀—比較的近年に至つて賃銀法を制定せる若干の地域に於て先づその適用範圍を洗濯業に限定したことは既述の如くである。その結果により多數の女子の賃銀が最低法の制定

額に引上げられたのみでなく、從來以上に多くの女子が最低額を凌駕する収入を得るに至つてゐる。賃銀法制定前後に於て、最低額以上である毎時三〇仙以上の収入あるものの割合を示せば左の如くである。

	30仙以上の収入ある者の割合		毎時30仙以上の収入ある者の割合	
	最低賃銀法以前	同法實施以後	最低賃銀法以前	同法實施以後
イリノイ	18.2	20.9	イリノイ	18.2
ニューハンプシャー	37.5	42.4	ニューハンプシャー	37.5
オハイオ	15.6	25.0	オハイオ	15.6
ニューヨーク	3.5	13.9	ニューヨーク	3.5
紐育	9.1	21.7	紐育	9.1

同様の傾向は最低より遙かに高額を得てゐる人に就ても見られるのである。左の數字はこの間の事情を示すものである。

最低賃銀法の一般的影響——米國諸州に於ける最低賃銀法の影響は全般的にみて大多数の女子の賃銀を著しく上昇せしめて居り、時としてその効果は非常に顯著であることを示してゐる。

又最低額以上の収入ある者に對しては斯かる法令の制定が減收を來さざるのみか却つて増給を促して居り、最低額が實質的に最高額とならざることも過去の歴史がこれを證明してゐるのである。

女子の就職に就ては、最低賃銀法の有無は殆ど無關係であることが事實によつて裏付けられて居り、長年に亘り最高額の賃銀法を實施せるカリフォルニアの如きは全國に於けるよりも更に著しい女子の就職増加率を示してゐるのである。女子有業者の移動率が一般的に著しいのは賃銀法以外の幾多の理由によるものであり、斯かる法令が特に女子を解雇し、男子によつて業務を代行せしむるが如き何等の一般的傾向も見られないのである。

### 三、労働立法と女子雇傭の關係

ある種の職業が何等かの理由によつて攻撃の矢面に立つ時、斯かる職業部門の關係者がその擁護に躍起となるのは寧ろ當然の現象と言ふべきであらう。彼の一九三〇年代の世界的不況期間に、ある地域及び特殊の場合に女子の就職問題の可否が論議されるに至つたのも稍々その分類に屬する實例である。當時は特に某國等に於ては多數の無所屬女子生産人口を擁護し乍ら、傳統的な家政の切り盛りが女子の唯一の義務であり職場であると主張されたものである。

米國に於ても主として、經濟的視野から多年既婚婦人の就職に對して、部分的ではあるが反對運動が行はれてゐた。従つて前記の如き動向は全米の婦人をしてその地位乃至財政上の責任等を無視して凡ての職を拒否せんとするものではないかを怖れしむるに至つたのである。而してこのことは労働立法によつて女子に對する賃銀、労働時間及び其の他の條件を改善せしめんとする運動が女子の就職の門を寧ろ狭めるものではないかとの危惧の念と共に、婦人の解放運動に一層の拍車を掛ける結果となつてゐるのである。

同様の状態が第一次世界大戦後の不況時に於ても發生してゐる。即ち當時は單に女子の労働時間を組合運動によつて獲得せる既存の男子に對するそれと同様に短縮せんとする保護立法さへもその就職の機會を失せしむるかに考へられたものである。

この傾向は又適宜に個々の問題を捉へて女子に對する労働立法を制定せんとする分子に對して、多年婦人の絶對的平等を主張し、米國憲法の修正によつて男女間の差別待遇を一掃せんとする一派（國家婦人黨とこの運動を支持する有力分子）による反對運動となつて現れてゐる。

この間にあつて婦人局は國家の機關として「女子有業者の福祉を増進し、その勞働状態を改善し、能率の増進を計ると共に、彼女等の地位の向上を促進せしめる」義務を有する關係上、女子有業者に對する勞働立法の制定とその實質的效果に就て正確なる情報を蒐集せんとして多大の努力を傾注してゐるのである。そのため廣汎に互る調査を行ひ、その報告は特に客觀的資料により公平を期してゐる。従つてこの報告は女子に關する勞働立法とその影響に對する世界で最も完備したものであると自稱してゐるのである。故にその結論は調査當時と現在とを問はず、原則として信憑すべき性質のものであり、又將來に於ても然りと思惟されるものである。

●勞働立法の影響とその特徴——この調査は一九二六年三月より九箇月間に互つて行はれ、一、六〇〇餘の工場、會社、店舗等に關係する六六萬餘人の男女従業員と、賃銀法によつてその地位の變更を見、又は特殊状態の下に就働する者及び他州に於て女子の雇傭を禁止する職業部門に就働する一、二〇〇餘人の女子従業員との個別的會見による資料を綜合報告せるものである。問題の處理及び調査の方法はその結果に於て客觀的特質を失せざる様、科學的たることを期してゐる。その具體策として特種産業部門に關して賃銀法實施前後の實情を探り、同様法令を制定せざる其の他の諸州に於ける同種産業の状態を擧げて兩者を比較研究してゐるのである。

重要なる女子雇傭産業五部門に就て——短靴及び長靴、靴下、紙箱、電氣器具及び部分品、被服の五種生産部門が賃銀法實施諸州に於ける一般女子産業人口の状態を代表し、女子の地位決定に一般的影響を及ぼせるよき實例として選定されてゐるのである。又法令の制定せるものより長時間の勞働を爲しつゝある分野及び夜業と女子の關係も調査してゐる。女子の勞働

時間に法令を以て制限を附せざる諸州に對しては、これを禁止せる他州の女子の雇傭範圍を、又斯かる制限の實施されつつある場合は雇主側と會見して斯かる法上の制限なき場合女子の就職率は増加の可能性ありや否やに關してその意見を求めてゐる。

特殊就職分野及び職業に就て——本調査は又製造工業に於ける女子従業員に關するもの以外に、其の他の分野に於ける女子の雇傭制限を目標とする法令、特に左の諸部門に關する勞働時間の制限に就て調査してゐる。

女子の従事する重要分野

商店員

料理店給仕

個々の具體的問題を提供しつゝある職業

電車車掌及び改札係

昇降機運轉手

藥劑師

金屬商

印刷業

ある州に於て女子の就業を禁止する特殊職業（場合により非常に少數

で問題とならぬ程度のもので問題とならぬ程度のもの）

熔接工

磨き、光澤出し、鞣し工

貸自動車運轉手

メートル記録係

部分的調査に協力せる機關——勞務配置の見地よりする立法が如何に女



子の雇傭に影響を及ぼしてゐるかに關する情報を蒐集するために、婦人局は米國國立職業紹介所と共に四四州に於ける地方職業紹介所の協力を得てゐるのである。

紐育州産業調査委員會も亦提案中の女子に對する四八時間労働制度に關する多數の人々の體験談を提供してゐる。

婦人局の蒐集せる情報は更に二回に互つて關係州労働當局の調査を以て補充してゐる。即ち紐育州労働部産業婦人局の調査にかかる若干の夜業に従事する婦人記者に關するものは本報告の夜業に關する立法の部に、ペンシルヴァニア州産業労働部女子及び兒童局の同州に於ける商店に關する調査の概要も等しく本調査に採録されてゐるのである。

産業婦人との會見とその經驗談——個別會見による女子有業者と立法に關する記録は詳細に互る女子産業人口の統計的檢討にも劣らず重要である。特殊職業又は他州に於て法令を以て禁止してゐる分野に働きつつある一部の女子を除き、會見せる者は凡て立法制定當時の有業者に限られてゐる。而してこの部門に於ける調査は特に資料の客觀性を維持するため、引用せる立法そのものは是非を論ずることは避けてゐる。多くの場合重要な労働立法は制定後相當の年數を経て居り、其の全實施期間中就業の記録を有する女子は制限されて居り、従つてこの方針によつて會見せる者は數に於て可なり限定されてゐるのである。然し乍ら、尙相當數の女子が直接體験せる特殊労働立法とその影響に關して陳述して居り、斯かる證言が立法の特殊性に幾多の示唆を與へてゐることも亦事實である。

調査範圍——この廣汎に互る調査の全範圍は左表の如くである。

	工場數	女子従業員	工場數	男子従業員	女子従業員
出光澤、し、工	43	526	その他	1,563	500,223
接工	19	126	製造工業	312	75,947
工係	16	—	短靴及び長靴	37	8,142
手轉(瓦斯)	20*	40*	被服	81	7,164
工場中19工場には			電氣用品	106	55,907
調査せる20工場中19工場には			靴紙	42	3,801
女子従業員は皆無であつた。			店下箱	46	933
			商店	54	5,193
			料理店(給仕)	198	2,537
			長時間労働工業	233	90,748
			夕方交代	7	3,616
			女子産業者(統存)	301	217,421
			手轉機(特殊職)	335	1,608
			昇降機	7	*
			電車及手	7	*
			電改	15	101,797
			金屬商	89	1,158
			印刷及び出版		257

\* 資料が斷片的であり、一般的状态を反映するに不充分であるため省略した。

以上の外に三八州に於ける薬局及び州労働部の協力になる藥劑師に關する報告が含まれてゐる。

更にある州に於て女子の就働を禁止してゐる四職業に關して、斯かる禁止令なき他州に就働中の女子の體験を左の範圍に於て蒐集してゐる。

労働立法の影響に關する調査より得たる結論——既述の如く女子有業者の經濟的乃至産業分野に於て占むる地位は、地理的特質、經濟状態、産業上の需要、労働力の需給關係、産業人としての女子の地位等に多大の差異のあるにも拘らず、歲月を経ると共にその重要性を加へつつあるのである。

斯くして女子有業者の増加に伴ひ、女子を對象とする幾多の労働立法が制定されるに至

つたのであるが、地域を異にするに従つて女子の就職の機會が異ると同

様、法的制限の影響範囲も異つてゐるのである。ある州では女子産業人口に對して最も徹底的に法的制限を設けてゐるが、他州に於ては殆ど何等の制限をも加へてゐないのである。又ある州では問題の法令は多數の女子有業者に適用し、他州に於ては極めて少數の女子にのみ適用されてゐるのである。然し既存の最も完備した法令も独自の立場に於て就働する多數の専門的其の他の職業婦人又は監督の地位にある女子には適用されてゐないのである。

一九三七年現在の女子有業人口及び最近の立法上の變化とその影響に關する資料は存在してゐないのであるが、これらの二要素を度外視しても、婦人局の本調査施行當時、特殊勞働立法によつてその勞働時間の制限を受けてゐたものは全女子有業人口の約三分の一に過ぎないものと推定されてゐる。實施中の産業法は各種部門の經驗とその努力によつて異り、あるものは一地方に於て優位を占め、他のものは異なる地域に於て優勢を示してゐるのである。

この調査には多種類の女子有業者の標本的實例が蒐められてゐる。ある種の職業に關するものは廣汎に互る分野を代表するものとして、其の他は單獨に特殊の状態を制限せんとする立法である。然し取上げられてゐる諸種の職業及び産業は相當廣範圍のものであり、主要女子職業部門に關する異なる幾多の立法の長所及び短所を十分に指摘し得てゐるものと考へられてゐるのである。

勞働時間に對する影響—製造工業部門に従事する女子に適用される勞働時間法は一般的に女子の就職を妨げざるのみならず、その雇傭状態を安定せしめ、現代的産業能率の増進及びその標準化に少なからず寄與してゐるのである。斯かる法令が産業界以外の特殊職業に適用される若干の場合に

は女子を窮地に陥れることも皆無ではなかつた。然しそれは寧ろ例外的な事例であり、勞働立法そのものの發展は斯かる理由によつて阻止さるべき性質のものではないと考へられてゐる。

一週の勞働時間を四八—五〇時間に法令を以て制限してゐる四州の女子従業員二四、二一六人を擁する一五六工場に就て調査したものと、中僅かに二工場のみが斯かる制限法によつて女子の就職が多少影響されてゐることを示してゐるのである。而もこの二工場に於て減少せる女子従業員の数は僅かに九人であつた。二萬四千餘人中の九人は數に於て問題とならず、斯かる制限法が女子の就職の機會を何等阻害するものでないことを物語つてゐるのである。

女子に對する勞働の時間制限は又一般的に短時間勞働法の制定を促し、個々の長時間勞働の例を除外せしめてゐるのである。尙多くの場合法令による女子の勞働時間の短縮は男子に對しても同様の結果を齎してゐるのである。然し乍ら、法令による製造工業部門の勞働時間の短縮は單に一の方法に過ぎない。地域別又は産業別によつて多少に拘らず同様の効果を及ぼしつつある其の他の要因は、従業者又は他の業者との協定、同業者間の競争、製品に對する必須條件、事業界の不振等である。斯くの如き職業、産業、地域別等の異なる事情のため、綜合的結論の不可能であることを本調査は特に強調してゐるのである。

製造工業部門に於ては女子従業員に對する時間制限法を通じてその地位又は就職に及ぼす影響は極めて些細なものであることが判明してゐる。一般的に雇主は長時間勞働が能率的でないことを認めて居り、この傾向は最近特に顯著となつてゐる。優秀なる勞働者を獲得せんとして業者間の競争は屢々、勞働時間の短縮となつて現れ、隣接地域に法令によつて女子の短

時間制が布かれてゐる場合は更にそれ以上の短縮を斷行して勞働力の爭奪を緩和せしめんとする例さへ擧げられてゐるのである。

女子の勞働時間制限法は時として同工場内の男子の時間制度と異なることがある。然しこれは制限法適用工場のみに限られた現象ではないのであつて、斯かる理由により女子の就職の機會が制限され又は阻害されることはないのである。實際問題として男女従業員の勞働時間は往々にして異なる場合があるのであるが、これは制限法の故ではなく、業者又は勞働者の便宜上設けられた制度なのである。

勞働時間の制限が女子を職場より驅逐し男子によつて代行されたと言ふ事例は殆ど見られない。製産工場に於て男子は女子以上の長時間勞働を許可されてゐるのであるが、女子が男子と同様に働き得ぬとの理由でその就職の機會を失してゐると言ふ實證も擧げられてゐないのである。又女子がより長時間勞働し得ることによつて拓け行く職場も若干あり得るとしても、それらが特に將來性のある職業部門とも考へられてゐないのである。

勞働時間法の歸結として女子の就職が何等阻まれてゐないのみならず、斯かる法令によつて女子有業者の地位そのものも制限を受けてゐないことが判明してゐる。カリフォルニアに於けると同様、インディアナ、マサチューセツツ、紐育に於ても多數の女子が同法令下に就職してゐるのである。女子が法令によつて許されてゐる以上の長時間勞働に服する男子を雇傭する業者の半數以上は、縦へ法律による制限なき場合と雖も、女子に斯かる長時間制を強ひることはないと言斷言してゐる。

時間の短縮と殘業の廢止以外に、時間制限法の最も重要な影響は女子の雇傭を促進すると言ふことである。女子の勞働時間が一週四八―五〇時間に制限されてゐる場合、より大量の女子が就職するに至つてゐるのが一般

的な状態である。これは殘業によつて忙殺を防ぐ途なきために招來される必然的結果なのである。

其の他の實例として、時間法と女子の雇傭の關係を示すものに、法令實施當時就職中の女子有業者自身の體驗記録がある。これによると時間法の制定によつて解雇され又はその地位の動搖を感じた者は皆無であつたことが明かにされてゐる。斯くの如く、時間法の制定によつて一般女子有業者の經驗したことは、當然の結果として單にその勞働時間が短縮されたと言ふことに限られてゐるのである。

夜業法の影響―産業方面に於て法令により女子の夜業を禁止してゐるのは主として業者の斯かる處置に關する一般的态度の反映であるが、それは時に女子の就職を阻止する結果となつてゐることもある。又法的制限の有無に關せず、女子の夜業に對する業者の反對は驚くべき徹底振りを示してゐるのである。夜業は男子に對してさへ好ましくからざる服務と考へられてゐるのであるから、女子に對しては尙更のことである。女子が夜業に従事し得ぬために、時に晝間の職をさへ失ふこともあるかに考へられるのであるが、ここでも亦夜業の禁止がその最大の原因となつてゐるのではなく、某州に於ける顯著なる一例の如きは女子の夜業法なき場合に斯かる事實が生じてゐるのである。

斯くの如く全般的にみて、多くの地方又は産業に於ては男女を問はず、夜業は避くべきものとされて居り、平時に於けるその従業員數は漸次減少しつつあつたのである。特に大多數の業者は女子の夜業を排斥して居り、法令の有無に拘らず女子の雇傭を避けてゐる。尙禁止又は制限法が特殊専門的又は半専門的職業に無差別に適用される場合は女子の就職を限定する結果となつて現れてゐるのである。

禁止法の影響—女子に對する労働立法は大體二部に分れてゐる。一は女子の就業を確定的に禁止するものであり、他はその業務状態を取締るものである。取締りを目的とする法令も事實上女子の就業を禁止する結果となるものもある。然し元來禁止法と取締令とはその包含する問題の性質も非常に異り、調査方法をも異にしてゐるのである。従つてある種の職業に及ぼす禁止法の影響は取締法のそれとは著しく異つてゐる。事實禁止法の目標は只一つ、目指す職業分野から女子の就業を除去することである。従つてこの法令の影響範囲を調査するためには斯かる女子の削除が唯一の重要條件である。然し現實の問題としては禁止法實施中の地域に於ける就職の機會が斯かる法令によつて如何なる程度の影響を蒙つてゐるかを測定することは非常に困難である。本調査は斯かる禁止制度なき地方に於ける女子従業者及びその雇主との個別的會見によつて労働状態及び個人的體驗の記録を得、これに基き他地方に於ける就業禁止が事實女子に對して有意義であるか否かを推定せんとしてゐるのである。

鑛山、採石場及び酒場(未だに法令の目標となつてゐる)の如きは本調査の質問に對して何等の反響をも示してゐないかに見える。何人も女子の鑛山就業を眞剣に考慮するものなく、従つてここでは調査項目として一般人の注目を惹くに至つてゐないのである。即ち米國に於ける從來の鑛業と女子の雇傭に對する慣例は一般に常識化されてゐるからである。

一州又はそれ以上に於て法令によりその就業を禁じられてゐる女子の職業は極めて少數である。而してその大部分は女子に左程の影響を及ぼすものではないのであるが、時に慎重な考慮を要するものも皆無ではない。本調査に於て取扱はれた禁止法關係の職業は磨き、光澤出し及び録し、アセチリン及び電氣による熔接、貸自動車運轉手、瓦斯及び電氣メートル記録係である。

米國の婦人労働状態に就て(三)

この調査の進行當時、他州に於ては多數の女子が前記の如き禁止業に従事し、好成績を収めてゐたので、實施地域に於ては一種の制限法程度に取扱はれてゐたやうである。而して斯かる労働立法による取締りは往々にして女子に對する差別待遇の機會を與へてゐることが指摘されてゐる。

産業、社會、經濟的要因の及ぼす法令以上の影響力—殆ど例外なく凡ゆる職業に於て眞に女子の就職の機會を左右しつつあるものは法令による労働時間又は状態の取締り以上の要因であることが本調査によつて明かにされてゐるのである。

即ち製造工業に於ては製品の種類、製産過程の分業又は單純化、機械の發達及び製産の機械化、労働力の需給關係とその賃銀、その當時の一般心理状態等の凡てが女子の地位を決定する重要要素である。これらの要因は産業及び地域別によつてその性質を異にしてゐるのであるが、何れにしても時間取締令以上に女子の就職により顯著な影響力を及ぼしてゐるのである。

他の職業に於ては尙異なる要因が女子の就職範囲により顯著に影響してゐる。事業界に於ては女子に拓けた新分野に對してより寛大にして試験的な態度が好成績を収めてゐる。料理店では女子に最も適職であるとの社會的認識の徹底が、薬局に關しては女子の能力に對する社會のより大なる信頼によつて、金屬商は業者及び男子従業員の女子に對する偏見の排除により、其の他の職業に於ても女子の能力が漸次認識されたことによつて、女子の有業者としての地位を決定し向上せしめつつあるのである。斯くの如く、これらの要因の及ぼす影響は單に法令の制定のみによつて輕減し得るものではなく、將來絶えず女子がその適職と信ずる分野に於て眞にその能力を發揮し、男性に伍して國家運営の任に邁進するための必須條件であると考へられてゐるのである。(大月照江)

米國勞働省婦人局

(一九四一年八月同局発行の資料によつて)

その起源一戰時對策機關として一九一八年組織せられたる一九二〇年六月其の機能一女子有業人口に對してその福祉を促進し、勞働能率の促進と其の地位の改善、就職餘白の向上を計り、職域擴張及び勞働政策の協力を期す。

その対象一勞働陣にある二一、七五〇、〇〇〇餘人(米國普通勞働者の一九四一年現在の女子有業人口)の老人も若人も白人及び黑人も本國生まれ及び海外からの移住者、獨身者及び既婚者、家庭の主婦及び母としてその目標一凡この女子有業者に左の諸條件を採擷する。

就職と昇進の機会  
性別又は人種別によることなく、職業を求めに若く適正賃額  
一日八時間勞働を限度とし(夜勤並に或る)午前後の二回六時間  
の夜業を禁止  
一週間一日半の休日  
充分な自由時間と健康に可なりきり  
充分な食料と清潔な衣類  
充分な衛生設備  
充分な住宅設備  
充分な娯樂設備  
充分な福利施設  
充分な昇進の機会  
充分な福利施設  
充分な昇進の機会

The Woman Worker (女子勞働者)の地位と國策との關係  
一、國策と女子勞働者の關係  
二、女子勞働者の地位  
三、女子勞働者の福利  
四、女子勞働者の昇進  
五、女子勞働者の教育  
六、女子勞働者の健康  
七、女子勞働者の住宅  
八、女子勞働者の娯樂  
九、女子勞働者の福利  
十、女子勞働者の昇進

161. Women at Work — A Century of Industrial Change. 1939. 15c.  
164. Women in Industry. A Series of Papers to Aid Study Groups. 1938. 15c.  
172. The Woman Wage Earner — Her Situation Today. 1939. 10c.  
1. Effective Industrial Use of Women in the Defense Program. 1940. 10c.  
2. Lifting Heavy Weights in Defense Industries. 1941. 5c.  
3. Safety Clothing for Women in Industry. (In press).  
Women's Factory Employment in an Expanding Aircraft Production Program. June 1941.  
Employment of Women in the Manufacture of Small Arms Ammunition. June 1941.  
Employment of Women in the Manufacture of Artillery Ammunition. July 1941.

Woman-Employment in Defense Industries, 1914-18. 1940.

Women's Vocational Training Needs in Defense Industries and Services. 1940.  
Reprints from Woman Worker of articles about women workers in defense industries.

Standards for Employment of Women in Industry. 1939. 5c. (Also available in Spanish.)  
Differences in Earnings of Women and Men. 1937. 10c.

Job Histories of Women Workers at the Summer Schools, 1931-34 and 1938. 1939. 10c.  
Nonworking Time of Industrial Women Workers. 1940. 5c.

The Status of Women in Government Service in 1925. 1926. 5c.  
Summary. — The Effects of Labor Legislation on the Employment Opportunities of Women. 1928. 10c.  
The Immigrant Woman and Her Job. 1930. 30c.

Basic Figures for Occupational Progress of Women, 1910-1930 (Bulletin 104 out of print). 1940. 10c.  
The Age Factor As It Relates to Women in Business and the Professions. 1934. 10c.  
Summaries of Studies on the Economic Status of Women. 1935. 5c.

The Negro Woman Worker. 1938. 10c.  
Economic Status of University Women in the U. S. A. 1939. 15c.  
Employment of Women in the Federal Government. (In press).

Wage Earning Women and the Industrial Conditions of 1930. A Survey of South Bend. 1932. 15c.  
Women Workers in the Third Year of the Depression. 1933. 5c. (Bryn Mawr Summer School).

Employment Fluctuation and Unemployment of Women, 1928 to 1931. 1933. 30c.

Women Unemployed Seeking Relief in 1933. 1936. 5c.  
Trends of Employment of Women, 1928-1936. 1938. 10c.

History of Labor Legislation for Women in Three States. 1929. 15c.  
Chronological Development of Labor Legislation for Women in the United States. 1929. 15c.

Employed Women Under NRA Codes. 1935. 20c.  
State Labor Laws for Women: Summary. 1940. 5c.

The Legal Status of Women in the United States of America, January 1, 1938, United States Summary (in press); separates for States (from 157-1, Alabama, to 157-49, Wyoming) now available, 5c. each.

The Employed Woman Homemaker in the United States. 1936. 10c.  
Employed Women and Family Support. (3 cities). 1939. 10c.  
Gainful Employment of Married Women. April. 1940. (Mineog).

Effects of Dismissing Married Persons from the Civil Service. March 1936. (Mineog).  
Official Action as to Employment of Married Women. 1940. (Mineog).

The Commercialization of the Home Through Industrial Home Work. 1935. 5c.  
Extent and Location of Home Work. (Reprint from Woman Worker, January 1941).  
Selected References on the Health of Women in Industry. 1929. 5c.  
The Health and Safety of Women in Industry. 1935. 5c.

制中改正の件は昭和十六年十一月五日付官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

厚生省官制中改正の件

(昭和十六年十一月四日勅令第九百四十五號)

厚生省官制中左ノ通改正ス

第十條中「專任十八人」ヲ「專任十九人」ニ改ム

第十一條中「事務官專任二十二」人」ヲ「事務官專任二十五人」ニ、「理事官專任八人」ヲ「理事官專任九人」ニ改ム

第十二條中「技師專任二十七人」ヲ「技師專任三十二人」ニ改ム

第十三條中「體育官專任四人」ヲ「體育官專任六人」ニ改ム

第十四條中「專任百四人」ヲ「專任百十七人」ニ改ム

第十五條中「技手專任十六人」ヲ「技手專任二十一人」ニ改ム

第十六條中「體育官補專任五人」ヲ「體育官補專任七人」ニ改ム

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十三年一月十一日勅令第七號厚生省官制抄録

第十條 厚生書記官ハ專任十八人ヲ以テ定員トス

第十四條 厚生屬ハ專任百四人ヲ以テ定員トス

厚生省官制中改正の件公布

厚生省官制中改正の件、並に厚生部内臨時職員設置

厚生省人口局に於ける練武課の新設

厚生省人口局に於いては今般新らたに練武課の一課を新設することとなつたが、之に伴ふ分課規程中改正は昭和十六年十一月十八日付官報を以て告示、同月十七日より施行を見るに到つた。

厚生省分課規程中改正 (昭和十六年十一月十七日より施行)

人口局ノ部體練課ノ項中「一體力錬成ニ關スル事項」ヲ削リ「其ノ他體育訓練ニ關スル事項」ヲ「一他課ノ主管ニ屬セザル體育訓練ニ關スル事項」ニ改メ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

練武課

一 武道ノ調査研究及普及獎勵ニ關スル事項

一 武道指導者ノ教養ニ關スル事項

一 武道團體ニ關スル事項

一體力錬成ニ關スル事項

一 其ノ他武道ニ關スル事項

厚生省官制中改正の件、並に厚生部内臨時職員設置

厚生省人口局に於ける練武課の新設

厚生省分課規程中改正 (昭和十六年十一月十七日より施行)

人口局ノ部體練課ノ項中「一體力錬成ニ關スル事項」ヲ削リ「其ノ他體育訓練ニ關スル事項」ヲ「一他課ノ主管ニ屬セザル體育訓練ニ關スル事項」ニ改メ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第二條第一號中「屬技手」專任五人」ヲ「屬技手」專任四人」ニ改ム

同條第二號中「事務官專任一人」ノ次ニ「理事官專任一人」ヲ加ヘ「技師專任三人」ヲ「技師專任四人」ニ改ム

第三條第二號中「醫藥品ノ價格統制及供給確保ニ關スル事務」ヲ「醫藥品及衛生資材ノ供給確保並ニ醫藥品ノ價格統制」ニ、「事務官專任一人」ヲ「事務官專任二人」ニ、「技師專任七人」ヲ「技師專任十人」ニ、「屬專任七人」ヲ「屬專任十二人」ニ、「技手專任十人」ヲ「技手專任十四人」ニ改ム

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

三 罌粟栽培ノ指導獎勵ニ關スル事務ニ従事スル者

技手 專任二人

第四條第一號中「技手專任一人」ヲ「技手專任一人」ニ改ム

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 國民榮養改善ニ關スル事務ニ従事スル者

屬技手 專任二人

第五條第一號中「技師專任三人」ヲ「技師專任二人」ニ改ム

同條第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム

二 賃金統制ニ關スル事務ニ従事スル者

書記官 專任一人

事務官 專任二人

技師 專任四人

屬技手 專任十八人

同條第四號ヲ第三號トシ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

四 工場事業場ニ於ケル作業能率ニ關スル事務ニ従事スル者

事スル者

技師 專任二人  
助手 專任一人

第五條ノ二 厚生省ニ専門委員ヲ置キ勞務管理ニ關スル専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第六條中「技師專任四人」ヲ「技師專任三人」ニ、「助手專任五人」ヲ「助手專任三人」ニ改ム

第七條第一號中「屬 助手」專任五人」ヲ「屬 助手」專任四人」ニ改ム

同條第二號中「技師專任一人」ヲ「技師 專任六人」ニ改ム  
「屬 助手」專任十一人」ニ改ム

同條第三號中「屬 助手」專任七人」ヲ「屬 助手」專任六人」ニ改ム

同條第四號中「技師專任四人」ヲ「技師專任三人」ニ、「屬 助手」專任十人」ヲ「屬 助手」專任八人」ニ改ム

同條第五號中「屬 助手」專任八人」ニ改ム

同條第六號中「事務官專任六人」ヲ「事務官專任五人」ニ、「屬 助手」專任三十人」ヲ「屬 助手」專任二十六人」ニ改ム

同條ニ左ノ二號ヲ加フ  
八 從業者移動防止令施行ニ關スル事務ニ従事スル者

屬 專任二人

九 國民勞務手帳法施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
理事官 專任一人  
技師 專任一人

屬 專任九人  
助手

第七條ノ二 勞働者年金保險法施行ニ關スル事務ニ従事セシムル爲保險院ニ左ノ職員ヲ置ク

第八條中「藥用植物栽培ノ試驗及指導」ノ下ニ「藥用植物ノ種苗配給、漢藥ノ研究」ヲ加ヘ「技師專任十三人」ヲ「技師專任十五人」ニ、「助手專任十九人」ヲ「助手專任二十四人」ニ改ム

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年一月十日 勅令第八號厚生部内臨時職員設置制抄錄

第二條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ人口局ニ屬セシム  
一 國立公園ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

二 國民體力法施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

第三條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ衛生局ニ屬セシム  
二 醫藥品ノ價格統制及供給確保ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

第四條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ生活局ニ屬セシム  
一 地方改善ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

第五條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ勞働局ニ屬セシム  
一 工場ノ災害豫防調査並ニ工場及鑛業ノ衛生調査ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

第六條 工場事業場技能者養成令施行ニ關スル事務ニ従事セシムル爲厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ勞働局及職業局ニ分屬セシム  
(左記略ス)

第七條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ職業局ニ屬セシム  
一 失業應急施設ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

二 職業ノ適性調査ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

三 學校卒業者使用制限令施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

四 國民職業能力申告令施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

二 賃金統制令施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
書記官 專任一人

事務官 專任一人

技師 專任二人

屬 專任十人  
助手

三 賃金臨時措置令施行ニ關スル事務(船員ニ關スルモノヲ除ク)ニ従事スル者  
事務官 專任一人

技師 專任二人

屬 專任六人  
助手

第六條 工場事業場技能者養成令施行ニ關スル事務ニ従事セシムル爲厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ勞働局及職業局ニ分屬セシム  
(左記略ス)

第七條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ職業局ニ屬セシム  
一 失業應急施設ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

二 職業ノ適性調査ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

三 學校卒業者使用制限令施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

四 國民職業能力申告令施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

五 國民徵用令施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

六 勞務動員實施計畫施行ニ關スル事務ニ従事スル者  
(左記略ス)

(左記略ス)

第八條 醫藥品ノ製造試験、藥用植物栽培ノ試験及指導、齒科材料ノ檢定及試験並ニ花柳病治療藥ノ檢査ニ關スル事務ニ従事セシムル爲衛生病院ニ左ノ職員ヲ置ク

(左記略ス)

### 保險院官制中改正並に同院分課規定

#### 中改正の件公布

保險院官制中改正の件並に同院分課規定中改正の件についてはそれぞれ昭和十六年十一月五日及び十八日付の官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

#### 保險院官制中改正ノ件

(昭和十六年十一月四日勅令第九百四十七號)

保險院官制中左ノ通改正ス

第一條第一號中「勞働者災害扶助責任保險」ノ下ニ「勞働者年金保險」ヲ加フ

第二條第一項中「書記官專任十四人」ヲ「書記官專任十九人」ニ、「理事官專任六人」ヲ「理事官專任八人」ニ、「簡易保險事務官專任二十八人」ヲ「簡易保險事務官專任三十七人」ニ、「技師專任十七人」ヲ「技師專任二十五人」ニ、「屬專任三百六十五人」ヲ「屬專任四百三十七人」ニ、「簡易保險書記專任七百七十一人」ヲ「簡易保險書記專任二千百十四人」ニ、「技師專任五十九人」ヲ「技師專任六十七人」ニ、「簡易保險書記補專任二千五百三十九人」ヲ「簡易保險書記補專任二千八百八十三人」ニ、同條第二項中「保健技師專任二百二十人」ヲ「保健技師專任二百三十八人」ニ改ム

第三條第二項中「第一條第三號ニ掲グル事務」ノ下ニ「勞働者年金保險ニ關スル事務」ヲ加ヘ同條第三項中「第一條第一號ニ掲グル事務」ノ下ニ「(勞働者年金保險ニ關スルモノヲ除ク)」ヲ加フ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十三年一月十一日勅令第九號保險院官制抄録

第一條 保險院ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲グル事務ヲ掌ル

一 健康保險、職員健康保險、船員保險、國民健康保險、勞働者災害扶助責任保險其ノ他ノ社會保險ニ關スル事項

二 簡易生命保險及郵便年金ニ關スル事項

三 前二號ニ掲グル保險ノ制度ノ企畫並ニ被保險者保健施設ノ企畫及統轄ニ關スル事項

第三條第二項及第三項

總務局ニ於テハ人事、文書及會計ニ關スル事務、保險數理ニ關スル事務、第一條第三號ニ掲グル事務並ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル

社會保險局ニ於テハ第一條第一號ニ掲グル事務ヲ掌ル

#### 保險院分課規程中改正

(昭和十六年十一月十七日より施行)

第一條中「四課」ヲ「五課」ニ改メ「施設課」ノ次ニ「年金保險課」ヲ加フ

第五條ノ二 總務局年金保險課ハ勞働者年金保險ニ關スル事務ヲ掌理ス

第七條 社會保險局庶務課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 健康保險組合ニ關スル事務

二 職員健康保險組合ニ關スル事項

三 社會保險審査會ニ關スル事項

四 他課ノ主管ニ屬セザル事項

第十八條中「十五課」ヲ「十七課」ニ改メ「福祉運用課」ヲ削リ「會計課」ノ次ニ「運用課」及「福祉課」ヲ、「東京第三課」ノ次ニ「東京第四課」ヲ加フ

第二十一條 東京簡易保險支局運用課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 積立金ノ貸付ニ關スル事項

二 積立金貸付ニ係ル債權確保ニ關スル事項

第二十一條ノ二 東京簡易保險支局福祉課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 簡易保險被保險者保健施設ノ運営ニ關スル事項

二 簡易保險健康相談所ノ職員及傭人ニ關スル事項

三 簡易保險健康相談所ニ屬スル土地、建物、工作物及電話ニ關スル事項

第二十四條第一項中「同東京第三課」ノ下ニ「同東京第四課」ヲ加フ

第二十七條中「四課」ヲ「六課」ニ改メ「福祉運用課」ヲ削リ「庶務課」ノ次ニ「運用課」及「福祉課」ヲ、「第二課」ノ次ニ「第三課」ヲ加フ

第二十九條 福岡及仙臺簡易保險支局運用課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 積立金ノ貸付ニ關スル事項

二 積立金貸付ニ係ル債權確保ニ關スル事項

第二十九條ノ二 福岡及仙臺簡易保險支局福祉課ハ左ノ事務ヲ掌理ス

一 簡易保險被保險者保健施設ノ運営ニ關スル事項



二 簡易保險健康相談所ノ職員及傭人ニ關スル事項  
三 簡易保險健康相談所ニ屬スル土地、建物、工作物及電話ニ關スル事項

第三十條第一項中「第一課及同第二課」ヲ「第一課、同第二課及同第三課」ニ改ム

別表ヲ左ノ如ク改ム  
支局 課 名 受 持 區 域

東京第一課	東京府	（養老保險契約ニ關スル事務ニ付テハ第二十四條第一號乃至第五號ニ據テ事務ヲ除ク）
東京第二課	東京府	（東京第一課ノ主管ニ）
東京第三課	東京府	（東京第一課ノ主管ニ）
東京第四課	東京府	（東京第一課ノ主管ニ）
名古屋第一課	愛知縣、福井縣、石川縣、南陽廳管内、朝鮮、外國但シ滿洲國及中華民國ヲ除ク	
名古屋第二課	三重縣、岐阜縣、長野縣、富山縣	
大阪第一課	大阪府、京都府	
大阪第二課	兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣、德島縣、高知縣	
廣島	廣島縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、山口縣、香川縣、愛媛縣	
第一課	熊本縣、福岡縣	
第二課	長崎縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣	
第三課	佐賀縣、沖繩縣、臺灣、關東州、滿洲國、中華民國	
第一課	宮城縣、青森縣、秋田縣、樺太	
第二課	福島縣、岩手縣、山形縣	
第三課	北海道	

厚生科學研究所及び熱帶醫學研究所

官制中改正の件公布

人口問題研究所と並んで人口問題研究上關係の尠くない厚生科學研究所及び熱帶醫學研究所官制中一部改正の件はそれぞれ昭和十六年十一月一日及び十一月十

五日付官報を以て左記の如く公布を見た。

厚生科學研究所官制中改正ノ件

（昭和十六年十月三十日 勅令第九百三十八號）

厚生科學研究所官制中左ノ通改正ス

第二條第一項中「教授專任七人」ヲ「教授專任九人」ニ、

「助教專任四人」ヲ「助教專任五人」ニ、「助手」專任四十六人」ヲ「助手」專任四十九人」ニ、「書記專任九人」ヲ「書記專任十人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

熱帶醫學研究所官制中改正ノ件

（昭和十六年十一月十五日 勅令第九百六十八號）

熱帶醫學研究所官制中左ノ通改正ス

第三條中「技手專任二十五人」ヲ「技手專任三十三人」ニ改ム

第九條第二項中「八人」ヲ「十一人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年四月二十日勅令第二百七十八號熱帶醫學研究所官制抄録

第九條 臺北帝國大學教授ニシテ所長又ハ所員ニ補セラレタル者ニハ講座ヲ擔任セシメザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ講座ヲ擔任セザル教授及所員ニ補セラレ専ラ所務ニ從事スル助教ハ通ジテ八人

トシ臺北帝國大學ノ定員外トス

國民勤勞報國協力令の公布

國家總動員法に基ク國民勤勞報國に關する勅令案要綱については本誌前々號本欄に既報の如くであるが、

同令は昭和十六年十一月二十二日付官報を以て公布を見、昭和十六年十二月一日より施行せらるることとなつた。之を掲ぐれば次の如くである。

國民勤勞報國協力令（昭和十六年十一月二十二日 勅令第九百九十五號）

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）ニ於テ依ル場合ヲ含ム第五條ノ規定ニ基ク帝國國民ノ勤勞報國ヲ目的トスル協力ニシテ隊組織ニ依ルモノ（以下國民勤勞報國隊ニ依ル協力ト稱ス）ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ハ國、地方公共團體又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル者ノ行フ命令ヲ以テ定ムル總動員業務ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

第三條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムルべき者ハ帝國國民ニシテ年齢十四年以上四十年未満ノ男子及年齢十四年以上二十五年未満ノ女子（妻及届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル女子ヲ除ク）トス

前項該當者以外ノ者ハ志願ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ前二項ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル期間

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一年ニ付三十日以内トス

前項ノ期間ハ特別ノ必要アル場合又ハ本人ノ同意アル場合ニ於テハ三十日ヲ超ユルコトヲ得

第五條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ受ケントスル者

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

第六條 厚生大臣又ハ地方長官ハ前條ノ規定ニ依ル請

求又ハ申請アリタル場合ニ於テ國民勤勞報國隊ニ依

ル協力ヲ爲サシムル必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長(市町村長ニ准ズベキモノヲ含ム以下同ジ)其ノ他ノ團體ノ長又ハ學校長ニ對シ協力ヲ受クベキ者、作業ノ種類、協力ヲ爲スベキ場所及期間竝ニ所要人員數其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第七條 前條ノ措置ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スベキ者ヲ選定シ其ノ選定アリタル旨ヲ本人ニ通知シ協力ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

前項ノ選定ヲ爲スニ當リテハ本人ノ年齢、職業、身體ノ状態、家庭ノ状況、希望等ヲ斟酌スベシ

第八條 前條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ハ同項ノ規定ニ依ル指示ニ從ヒ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲スベシ

第九條 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ要スル經費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外其ノ協力ヲ受クル者之ヲ負擔スルモノトス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ國民勤勞報國隊

ニ依ル協力ヲ爲サシメザルモノトス

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)

二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)

三 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒

四 陸海軍軍屬

五 現ニ徵用中ノ者

六 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スル官衙(部隊及學校ヲ含ム)又ハ厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ場所ニ於テ軍事上必要ナル總動員業務ニ従事スル者

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ志願ニ依ル場合ヲ除クノ外國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシメザルモノトス

一 現ニ厚生大臣ノ指定スル總動員業務ニ従事スル者

二 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ市町村長其ノ他ノ團體ノ長若ハ學校長又ハ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲ス者若ハ其ノ協力ヲ受クル者ヲ監督ス

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關スル事務ノ一部ヲ國民職業指導所長ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

第十四條 第五條、第六條及前二條中厚生大臣トアル

ハ第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ文部大臣及厚生大臣トス

第十五條 本令ニ於テ學校ト稱スルハ第十條第六號ノ場合ヲ除クノ外文部大臣ノ所轄ニ屬スル學校ヲ謂ヒ學校長ト稱スルハ文部大臣ノ所轄ニ屬スル學校ノ長ヲ謂フ

第十六條 前二條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ市町村長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

第十七條 本令ニ規定スルモノノ外國民勤勞報國隊ニ依ル協力ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年四月一法律第五十五號國家總動員法

抄錄

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

### 勞働者災害扶助責任保險法施行令中改正の件公布

勞働者災害扶助責任保險法施行令中改正の件については昭和十六年十一月五日付官報を以て左の如く公布を見た。

#### 勞働者災害扶助責任保險法施行令

中改正ノ件 (昭和十六年十一月四日 勅令第九百五十三號)

勞働者災害扶助責任保險法施行令中左ノ通改正ス第十七條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ療養費ニ對スル保險金ノ支拂ニ關スル事項ハ工事ノ主タル事務所ノ所在地(扶助開始後ニ於テ扶助ヲ受クル者ガ工事ノ主タル事務所ノ所在スル道府縣以外ノ道府縣ニ移轉シタルトキハ其ノ居住地)ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)之ヲ掌ル第三條第三項第四項若ハ第四條第一項ノ承認者ハ指示又ハ第十二條若ハ前二條ノ規定ニ依リ認定ニ付亦同ジ

#### 附則

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

#### 〔參照〕

昭和六年八月二十日勅令第二百七十七號勞働者災害扶助責任保險法施行令抄録

第十七條 勞働者災害扶助責任保險ハ保險院長官ニ於テ之ヲ掌ル但シ第三條第三項第四項又ハ第四條第一項ノ承認又ハ指示ハ工事ノ主タル事務所ノ所在地(扶助開始後ニ於テ扶助ヲ受クル者ガ工事ノ主タル事務所ノ所在スル道府縣以外ノ道府縣ニ移轉シタルトキハ其ノ居住地)ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)之ヲ爲ス

### 學校卒業者使用制限令中改正の件公布

昭和十三年八月二十四日公布の學校卒業者使用制限令中一部改正に關する勅令は昭和十六年十一月二十二日付官報を以て左の如く公布を見た。

#### 學校卒業者使用制限令中改正ノ件

(昭和十六年十二月二十一日 勅令第九百九十六號)

學校卒業者使用制限令中左ノ通改正ス  
第二條ノ二 厚生大臣卒業者ノ使用制限上特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ同條ノ認可ヲ取消スコトヲ得  
第三條中「前條」ヲ「第二條」ニ改ム

#### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 〔參照〕

昭和十三年八月二十日勅令第五百九十九號學校卒業者使用制限令抄録

第二條 卒業者ヲ雇傭契約ニ基キ使用セントスル者

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校ノ程度及學科別ニ各年ノ卒業者ノ使用員數ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ  
第三條 厚生大臣前條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虛偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

### 大學學部等の在學又は修業年限の臨時短縮に關する勅令竝に之に伴ふ諸關係法令の公布

臨戰態勢下大學その他高等諸學校の學生生徒をしてその卒業期を繰り上げしめ速かに國家の要務に應ぜしむることを目的とし、大學學部等の在學年限又は修業年限の臨時短縮に關する勅令は昭和十六年十月十六日付官報號外を以て公布せられたが、之に附帶する陸軍及び文部省令竝に兵役關係に關する諸法令を再録すれば以下の如くで、大學その他の高等諸學校の卒業期は今昭和十六年度に於ては三月、明昭和十七年度に於ては六月、又中等諸學校に於ては昭和十六、七兩年度に於て各三月短縮せらるることとなつた。

#### 大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル勅令

(昭和十六年十月十六日 勅令第九百二十四號)

第一條 大學令第十條、第十一條、第十三條第一項若ハ第十六條、高等學校令第七條第一項、專門學校令第六條若ハ第八條第二項又ハ實業學校令第二條ノ第二項ノ規定ニ依リ大學學部ノ在學年限又ハ大學學部、高等學校高等科、專門學校若ハ實業專門學校

ノ修業年限ハ當分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大學豫科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於テハ大學令第十三條第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業年限二年トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限ヲ謂フモノトス

前二項中大學令、高等學校令、專門學校令又ハ實業學校令トアルハ夫々朝鮮教育令及臺灣教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス

第三條 前條第一項ノ規定ニ依ル在學年限又ハ修業年限ノ短縮ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正七年<sup>十二月六日</sup>勅令第三百八十八號大學令抄錄

第十條 學部ニ三年以上在學シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ學士ト稱スルコトヲ得

前項ノ在學年限ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一條 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上

以上當該學部ニ在學シ其ノ他相當ノ學力ヲ具備タル者ニシテ當該學部ニ於テ適當ト認メタルモノトス

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラ

レタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十六條 大學及大學豫科ノ學則ハ法令ノ範圍内ニ於テ當該大學ノ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ  
大正七年<sup>十二月六日</sup>勅令第三百八十九號高等學校令抄錄

第七條第一項

高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス  
明治三十六年<sup>三月二十日</sup>勅令第六十一號專門學校令抄錄

第六條

專門學校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第八條第二項

公立又ハ私立ノ專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム  
明治三十二年<sup>二月七日</sup>勅令第二十九號實業學校令抄錄

第二條ノ二第二項

實業專門學校ニ關シテハ專門學校令ノ定ムル所ニ依ル

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨時短縮ニ關スル件  
(昭和十六年<sup>十月十六日</sup>文部省令第七十九號)

第一條 昭和十六年勅令第九百二十四號第一條第一項

及專門學校令第八條第一項ノ規定ニ依リ大學學部ノ在學年限並ニ專門學校及實業專門學校ノ修業年限ハ昭和十六年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々三月之ヲ短縮ス

第二條 左ニ掲グル學校又ハ教員養成所ノ修業年限ハ昭和十六年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付三月之ヲ短縮ス

一 高等師範學校及女子高等師範學校(教育科及研究科ヲ除ク)

二 專門學校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及別科

三 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校、國民學校高等科一年修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年以上ノ實業學校及國民學校高等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校(夜間授業ヲ爲スモノヲ除ク)

四 實業學校ニ於ケル修業年限三年ノ高等科

五 專門學校令第五條ノ資格ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ學校又ハ前二號ノ實業學校ニ準ズベキ學校ニシテ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノ

六 實業學校教員養成所

第三條 本令ニ依リ短縮セラレタル修業年限ハ師範學校中學校高等女學校教員檢定規程第七條第二號、私立醫學專門學校指定規則第二條第二號及昭和二年文部省令第二十四號第二條ノ適用ニ付テハ短縮セラレザルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和二年十一月十七日 文部省令第二十四號ハ 計理士法第三條ニ依ル學校認定ニ關スル件ナリ

大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ關スル件

〔昭和十六年十一月一日 文部省令第八十一號〕

第一條 昭和十六年勅令第九百二十四號第一條第一項及專門學校令第八條第一項ノ規定ニ依リ大學學部ノ在學年限並ニ大學豫科、高等學校高等科、專門學校及實業專門學校ノ修業年限ハ昭和十七年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス

第二條 左ニ掲グル學校又ハ教員養成所ノ修業年限ハ昭和十七年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付六月之ヲ短縮ス

一 高等師範學校及女子高等師範學校（教育科及研究科ヲ除ク）  
二 專門學校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及別科  
三 臨時教員養成所  
四 實業學校教員養成所  
五 實業學校ニ於ケル修業年限三年ノ高等科  
六 專門學校令第五條ノ資格ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ學校又ハ前號ノ實業學校ニ準ズベキ學校ニシテ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノ

第三條 左ニ掲グル學校ノ修業年限ハ昭和十七年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付三月之ヲ短縮ス  
一 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル

修業年限五年以上ノ實業學校、國民學校高等科一年修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年以上ノ實業學校及國民學校高等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上（夜間授業ヲ爲スモノハ修業年限四年以上）ノ實業學校

二 前號ノ實業學校ニ準ズベキ學校ニシテ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノ

第四條 本令ニ依リ短縮セラレタル修業年限ハ師範學校中學校高等女學校教員檢定規程第七條第二號、私立醫學專門學校指定規則第二條第二號、大正七年度省令第三號第一條第四號及昭和二年文部省令第二十四號第二條ノ適用ニ付テハ短縮セラレザルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和十六年十月十六日勅令第九百二十四號ハ大學學部等ノ在學年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件、大正七年二月二十日 文部省令第三號ハ高等試驗令第七條及第八條ニ關スル件及昭和二年十一月十七日同第二十四號ハ計理士法第三條ニ依ル學校認定ニ關スル件ナリ

昭和十四年法律第一號兵役法中改

正法律中改正ノ件（昭和十六年十月十六日勅令第九百二十三號）

昭和十四年法律第一號中左ノ通改正ス

附則第四項ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

昭和二年四月一日公布法律第四十七號兵役法抄錄

第四十一條 徵兵檢査ヲ受クベキ者ニシテ勅令ノ定ムル學校ニ在學スル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年齢二十六歳ヲ限トシ其ノ徵集ヲ延期ス前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニ對シテハ在學ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵檢査ヲ行フ但シ一ノ學校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ學校ニ入學スル者ニ付テハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル期間滿了ノ年ニ至ルモ在學ノ事由尙止マザル者ニ對シテハ其ノ年徵兵檢査ヲ行フ

戰時又ハ事變ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徵集ヲ延期セザルコトヲ得

昭和十四年三月九日法律第一號兵役法抄錄中改正抄錄

附則第四項

昭和十四年十二月一日ニ於テ現ニ中學校又ハ從前ノ第四十一條ノ規定ニ依リ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル學校ニ在學スル者ニ對スル徵集ノ延期ハ其ノ者ガ現ニ在學スル學校ニ引續キ在學スル間ハ第四十一條ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

在學徵集延期期間ノ短縮ニ關スル

件（昭和十六年十月十六日勅令第九百二十三號）

第一條 兵役法施行令第百一條第二項ノ規定ニ依リ兵役法施行令第百條第一號ニ掲グル學校ニ在學スル者ニ付兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期シ得ベキ期間ハ兵役法施行令第百一條第一項ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内左ノ區分ニ依ル



月一日迄ノ間ニ出生シタル者ニ在リテハ年齢二十三年迄、四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者ニ在リテハ年齢二十四年迄トス

昭和十六年陸軍省令第三號ハ之ヲ廢止ス

在學徵集延期期間ノ臨時特例ニ關

スル件 (昭和十六年十月十六日 陸軍省令第四十三號)

在學徵集延期期間ノ臨時特例左ノ通定ム

第一條 當分ノ内兵役法施行令第百條第二號又ハ第三號ニ掲グル學校ニ在學スル者ニ付兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期シ得ベキ期間ハ兵役法施行規則第三百十四條ノ規定ニ拘ラズ左ノ區分ニ依ル

- 一 兵役法施行令第百條第二號ニ掲グル學校ニシテ中學校令、師範教育令、實業學校令、高等學校令、專門學校令又ハ大學令ニ依ルモノト爲シタル學校ニ於ケル修業年限ト徵集ヲ延期シ得ベキ期間トノ關係ニ付テハ昭和十六年陸軍省令第二號第一條第一項ニ規定スルモノニ同ジ
- 二 前號ニ掲グル學校以外ノ學校ニ於ケル徵集ヲ延期シ得ベキ期間ハ別ニ之ヲ示ス

第二條 昭和十六年陸軍省令第二號第一條第二項及第三項並ニ第二條ノ規定ハ前條ノ學校ニ在學スル者ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年陸軍省令第二號附則第二項ノ規定ハ本令施行前ニ於ケル轉校ニ之ヲ準用ス

在學徵集延期期間ノ臨時特例中改

正ノ件 (昭和十六年十月三十一日 陸軍省令第四十七號)

在學徵集延期期間ノ臨時特例中左ノ通改正ス

第一條第一號中「昭和十六年陸軍省令第二號第一條第一項」ノ下ニ「又ハ昭和十六年陸軍省令第三號」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

在學徵集延期期間ノ臨時特例中改

正ノ件 (昭和十六年十一月二十日 陸軍省令第五十六號)

在學徵集延期期間ノ臨時特例中左ノ通改正ス

第一條第一號中「昭和十六年陸軍省令第三號」ヲ「昭和十六年陸軍省令第四號附則第二項」ニ改ム  
附則第二項中「本令施行前」ヲ「昭和十七年四月三十日以前」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農地開發事業補助規則の公布

農地開發事業補助規則は昭和十六年十月二十八日附官報を以て省令として公布せられたが之を掲ぐれば次の如くである。

農地開發事業補助規則

(昭和十六年十月二十八日 農林省令第八十九號)

第一條 農林大臣ハ農地開發營團ニ對シ農地開發事業ノ施行並ニ之ニ伴フ移住施設ニ要スル費用ニ付毎年

度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル

- 一 農地開發事業ニ在リテハ其ノ事業ニ要スル費用ノ十分ノ六以内
- 二 移住施設ニ在リテハ移住家屋一戸ニ付三百圓以内、共同施設ニ在リテハ其ノ施設ニ要スル費用ノ十分ノ三以内

第三條 農地開發營團補助金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ事業計畫書及支出豫算書ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 農地開發營團前條ノ事業計畫書又ハ支出豫算書ヲ變更セントスルトキハ事由ヲ具シ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五條 農地開發營團ハ毎年度補助金請求書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 農地開發營團ハ補助金ノ交付ヲ受ケテ施設シタル移住施設ハ農地開發事業令第十三條及第十四條本文(第十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ農地ヲ讓受ケタル者ニ之ヲ讓渡スベシ

但シ其ノ管理又ハ處分ノ方法ニ付別ニ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 農地開發營團前條ノ規定ニ依リ移住施設ヲ讓渡シタルトキハ遲滞ナク之ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第八條 農地開發營團ハ毎年七月十五日迄ニ事業成績書及支出精算書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ農地開發營團ニ對シ補助金ノ交付ヲ停止若ハ廢

止シ又ハ補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一 農地開發法、同法ニ基キテ發スル命令若ハ之ニ依リテ爲シタル處分又ハ本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二 事業ノ全部又ハ一部ノ停止又ハ廢止アリタルトキ

三 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

四 不正ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 農地作付統制規則並ニ作付統制助成規則の公布

臨時農地等管理令、同施行規則については既に本誌本欄所報の如くであるが、同令の規定に基キ農作物の作付の制限、禁止、又は命令等に關する農地作付統制規則は昭和十六年十月十六日付官報を以て公布せられた。又之に繼ぎ作付統制助成規則は十月二十五日附官報を以て公布を見たが、右兩省令を掲ぐれば以下の如くである。

#### 農地作付統制規則

(昭和十六年十月十六日 農林省令第八十六號)

第一條 臨時農地等管理令第十條及第十三條ノ規定ニ基キ農作物ノ作付ノ制限、禁止及命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者(以下權利者ト稱ス)ハ當該權利者ガ昭和十五年九月一日以後農林

大臣ノ指定スル農作物(以下食糧農作物ト稱ス)ノ作付ヲ爲シタル農地ニ付當分ノ内食糧農作物以外ノ農作物ノ作付ヲ爲スコトヲ得ズ但シ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 農林大臣其ノ指定スル農作物(以下制限農作物ト稱ス)ノ作付ヲ食糧農作物ノ作付ニ轉換セシムル爲必要アリト認ムルトキハ各道府縣毎ニ作付轉換計畫ヲ定メ之ヲ地方長官ニ通知スルモノトス

第四條 地方長官前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ各市町村毎ニ作付轉換計畫ヲ定メ之ヲ市農會又ハ町村農會(地方長官特ニ指定シタルトキハ市町村長以下同ジ)ニ通知スベシ

第五條 市農會又ハ町村農會前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ作付轉換計畫ニ從ヒ作付ヲ轉換スベキ制限農作物ノ種類及面積並ニ當該農地ニ新ニ作付スベキ食糧農作物ノ種類、面積其ノ他必要ナル事項ヲ定メ農地ノ權利者ニ指示スベシ

前項ノ場合ニ於テ市農會又ハ町村農會ハ當該農地ニ付小作料ノ種別、額又ハ率、減免條件其ノ他ノ條件ノ變更ヲ適當ト認ムルトキハ市町村農地委員會ニ對シ小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ之ガ定ヲ爲スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第六條 前條第一項ノ規定ニ依ル指示ヲ受ケタル者ニシテ其ノ指示ニ從ヒ食糧農作物ノ作付ヲ爲ス者ハ別ニ定ムル所ニ依リ助成金ノ交付ヲ受クルコトヲ得

第七條 第五條第一項ノ規定ニ依ル指示ヲ受ケタル者其ノ指示ニ從ヒ食糧農作物ノ作付ヲ爲サザルトキハ地方長官ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ作付ヲ命ズル

コトヲ得

第八條 農林大臣又ハ地方長官作付ヲ抑制スル爲指定シタル農作物ハ昭和十五年九月一日以後作付シタル農地以外ノ農地ニ之ヲ作付スルコトヲ得ズ但シ地方長官ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ其ノ定ムル所ニ依ル

第九條 臨時農地等管理令第十條第二項ノ規定ニ依ル處分ニ因ル損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ損失ノ生ジタル日ヨリ六月以内ニ損失補償請求書ヲ當該農地ノ在ル市町村ノ市農會又ハ町村農會ヲ經由シ地方長官ニ提出スベシ

地方長官損失補償請求書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ農林大臣ニ之ヲ申達スベシ

第十條 前條第一項ノ損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 當該農地ノ所在地番、地目及面積
- 二 當該農地ノ權利者ノ氏名及住所(法人ニ在リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代表者ノ氏名及住所)
- 三 補償請求ノ事由
- 四 補償請求額
- 五 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添付スベシ

附則

本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

臨時農地等管理令施行規則第十九條乃至第二十二條ヲ削除ス

臨時農地等管理令第十條ノ規定ニ基キ命令ニシテ本令



施行ノ際現ニ施行セラルルモノハ本令ニ抵觸セザル限リ當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

作付統制助成規則 (昭和十六年十月二十五日農林省令第八十八號)

作付統制助成規則左ノ通定ム

第一條 農林大臣ハ農地ノ作付統制ヲ助成スル爲本則

ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條 助成金ハ左ニ掲グル道府縣ノ費用又ハ補助金

ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス但シ別ニ國庫ヨリ獎勵

金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ

限ニ在ラズ

一 作付統制ノ計畫ノ設定及其ノ指導監督ノ爲支出

スル道府縣ノ費用

二 作付統制ノ計畫ノ實施及督勵ノ爲支出スル市町

村農會ノ費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

三 農林大臣ノ定ムル作付轉換計畫ニ從ヒ農地作付

統制規則第二條ノ食糧農作物又ハ蔬菜ノ作付ノ指

示ヲ受ケタル者ガ其ノ指示ニ從ヒ食糧農作物又ハ

蔬菜ノ作付ヲ條件トシテ行フ桑樹、茶樹、果樹ノ

整理ノ爲支出スル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補

助金

四 農林大臣ノ定ムル作付轉換計畫ニ從ヒ其ノ指示

ニ依リ作付スル食糧農作物及蔬菜ノ種苗購入ノ爲

支出スル費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

五 作付統制實施ノ爲勞力補給施設ノ爲支出スル費

用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

第三條 助成金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル

一 第二條第一號ノ費用ニ對シテハ作付統制ノ計畫

ノ設定ノ爲支出スル費用ニ付テハ一道府縣當三〇

〇圓以内、指導監督ノ爲支出スル費用ニ付テハ作付轉換面積十町步當十五圓以内

二 第二條第二號ノ補助金ニ對シテハ作付轉換面積

五町步以上ノ市町村ニ在リテハ作付轉換面積一町

步當五圓以内ニシテ一市町村農會當二〇〇圓以

内、作付轉換面積五町步未滿ノ市町村ニ在リテハ

一市町村農會當二五圓以内

三 第二條第三號ノ補助金ニ對シテハ桑樹又ハ茶樹

ニ付テハ反當二〇圓以内、果樹ニ付テハ反當三〇

圓以内

四 第二條第四號ノ補助金ニ對シテハ其ノ費用ノ三

分ノ二以内

五 第二條第五號ノ補助金ニ對シテハ作付統制ノ爲

勞力ノ補給施設ノ爲支出スル費用ノ範圍内

特別ノ事由アル場合ニ於テハ助成金ハ前項ノ標準ニ

拘ラズ之ヲ交付スルコトアルベシ

第四條 助成金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書

ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベ

シ

一 事業計畫書

二 收支豫算書

三 補助ニ關スル規程

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出

ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 助成金交付ノ指令ヲ受ケタル道府縣前條第一

項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘン

トスルトキハ豫メ農林大臣ニ届出ツベシ

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ農林大臣必要アリト

認ムルトキハ計畫ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズ

ルコトアルベシ

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ翌年度六月

三十日迄ニ事業成績書及收支決算書ヲ農林大臣ニ提

出スベシ

第七條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣助成金ノ交付

ヲ受ケテ支出シタル費用又ハ補助金ヲ返納セシメタ

ルトキハ事由ヲ具シ遲滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ報

告スベシ

第八條 助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一

ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金交付ノ指

令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全部若ハ一

部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ

第九條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第二條

第二號ノ規定ニ拘ラズ市町村ノ費用ニ對シ交付スル

道府縣ノ補助金ニ對シ道府縣ニ助成金ヲ交付スルコ

トアルベシ

前項ノ助成金交付ニ關シテハ第三條乃至前條ノ規定

ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農業生産の統制並に土地工作物管理  
使用令中改正に關する勅令案要綱の  
決定

東條内閣最初の第二十回國家總動員審議會は昭和十

六年十一月七日開催せられ、馬事團體に關する勅令案要綱以下五勅令案要綱の決定を見るに到つたが、その内農業生産の統制に關する勅令案要綱並に土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱は人口政策的見地よりも關心せらるるところ特に緊切である。

農業生産の統制については既に臨時農地管理令、農地等價格統制令、重要肥料の配給割當等の實施を見てゐるが、今回更に畜力、機械力及び農業電力を管理統制し農會に作付統制等の指導力を與へて之を遂行することとしたもので、特に統制が農業者の離職防止の方策にまで及んだ點は特記するに足るものである。

又、土地工作物管理使用令中改正に關する勅令案要綱は今後の住宅政策實施上關心せらるるところ尠くない。

右二勅令案要綱を掲ぐれば次の如くである。

### 農業生産の統制に關する勅令案要綱

#### 網

第一 本要綱に於て農業とは耕作養畜又は養蠶の業務を謂ひ、農業者とは農業を営む者及之と同一の世帯に在りて農業に従事する者（雇傭契約に依りて従事する者を除く）を謂ふこと

本要綱に於て農機具とは農業者が農業に使用する爲所有又は占有する農業用機械器具を謂ひ、役畜とは農業者が農業に使役する爲所有又は占有する家畜を謂ふこと

第二 農會は其の地區の農業生産計畫を樹立すべきこと  
農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは農會に對し其の地區内に於て生産せらるべき重要農産物の種類、數量、作付面積其の他前項の計畫に關し必

要なる事項を命ずることを得ること

第三 農會第二第一項の計畫實現の爲必要あるときは第四乃至第七の規定に基く統制を爲すべきこと  
前項の場合に於ては統制規程を定め地方長官の認可を受くべきこと之を變更又は廢止せんとするときは亦同じきこと

第四 農會は地區内の農業を営む者に對し其の生産すべき農産物の種類、數量又は作付面積を指示することを得ること

第五 農會は地區内の農業者に對し特定の農作業に付共同作業其の他農作業の調整上必要なる事項を指示することを得ること

第六 農會は重要農産物の生産確保の爲特に必要ありと認むるときは入營、應召、應徴其の他命令を以て定むる場合を除くの外地區内の農業者にして主として農業生産に従事する者に對し其の者が農業生産に従事せざるに至る場合に於て農會長の承認を受くべき旨を指示することを得ること

第七 農會は地區内の農業者に對し農機具若は役畜の讓渡の制限又は其の利用、移動若は保管に付必要なる事項を指示することを得ること

第八 地方長官必要ありと認むるときは農會に對し第四乃至第七の規定に依る農會の指示を取消し若は變更することを得ること

地方長官必要ありと認むるときは農業者に對し第四乃至第七の規定に依る農會の指示に従ふべきことを

命ずることを得ること

第九 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは農業生産の統制に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして農地、農機具若は役畜の所在する場所其の他必要なる場所に臨檢し其の狀況を檢査せしむることを得ること

命ずることを得ること

第十 第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること

農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

土地工作物管理使用收用令中改正に關する勅令案要綱

土地工作物管理使用收用令中左の通改正すること  
第一 第二條の二として左の一條を加ふること  
閣令を以て指定する總動員業務を行ふ者その總動員業務の遂行上土地又は工作物の使用又は收用を必要とするときは所管大臣の認可を受くべし

第二 第一の總動員業務を行ふ者土地又は工作物を使用又は收用する場合に於ては之に因り通常生ずべき損失を補償すべきこと

### 昭和十六年米第二回豫想收穫高の發表

表  
農に九月二十日現在を以て昭和十六年度の米第一回豫想收穫高を發表せる農林省は十一月二十二日更に第二回豫想收穫高（十月三十日現在）の發表を行つたが、

之を掲ぐれば以下の如くである。尙、作付面積は第一回豫想收穫高發表の際(昭和十六年十月十五日附官報)のものによる。

昭和十六年米作付面積

作付面積

前年度作付面積に比し増減(△は減)

總數	三、一七八、〇五九・四	町段	三、一九〇・五
北海道	一七八、七二七・三	△	四、一三三・〇
青森	七二、五五〇・六		一、〇六〇・二
岩手	六四、三八九・〇		一、九二三・三
宮城	一〇一、四六八・九		三、四三二・八
秋田	一一二、七八九・七		四、七四五・八
山形	九三、三一三・四	△	二、二九三・七
福島	一〇五、八六〇・九		二、一〇一・九
茨城	一一〇、一〇四・四	△	一一、四四二・四
栃木	九五、一三三・五		五六八・五
群馬	四五、三二六・八		四八四・九
埼玉	七四、六一三・四	△	三、一四四・二
千葉	一〇五、六三七・六	△	六六五・八
東京	一一、四九三・〇		一、〇八四・〇
神奈川	二四、八五八・四	△	八六六・五
新潟	一七九、八七二・〇		二二七
富山	七八、一二六・四	△	一、〇三一・四
石川	五三、八一七・五	△	一〇・九
福井	四八、六七五・四		三八七・〇
山梨	一八、〇六七・四		一二六・七
長野	七二、三六九・七		二、三三一・二

岐阜	六三、四二六・三	△	四六九・六
静岡	六一、五九一・六	△	一四六・五
愛知	九二、九〇一・八	△	一、一九七・五
三重	七〇、〇二一・一		一七〇・五
滋賀	六三、一九四・五	△	三九九・五
京都	三八、八二八・五	△	九〇七・八
大阪	三六、八〇二・三	△	一、二〇八・七
兵庫	九八、〇七二・一		一、三九九・三
奈良	二九、一四八・五	△	四七三・八
和歌山	二八、八一八・一		二七〇・八
鳥取	三二、八六四・五		一一一・一
島根	五二、二二二・八		一、一〇九・二
岡山	八六、四五九・九		二、二二二・三
広島	七三、二六五・〇		五五三・八
山口	七四、三九八・四		二、九一九・七
徳島	二八、九三六・二		四五五・三
香川	三七、三五四・七	△	二六九・二
愛媛	四四、一三四・六		九三・六
高知	三五、八七〇・四	△	一、四七五・五
福岡	一〇四、八六六・八	△	五四・八
佐賀	五四、九一一・九		一、一一二・四
長崎	三二、八〇二・四		二、四四八・七
熊本	八二、四〇八・〇		六一六・一
大分	五五、六三六・五	△	八六八・〇
宮崎	五二、五六四・四		四九六・三
鹿児島	八三、三一七・六		三、三三三・九
沖縄	六、〇九五・二	△	三一〇・七

昭和十六年米第二回豫想收穫高

本年十月三十一日現在における米第二回豫想收穫高は五千五百四十六萬二千二百二十石にして、これを九月二十日現在における第一回豫想收穫高に比すれば三百六十七萬二千二百十石(六分二厘)を減少せり、蓋し右は第一回豫想收穫高調査後においては天候概ね不順にして、北海道および東北の一部地方の冷害は益々深刻となり、中國、四國および九州地方においては十月一日の颱風による被害ありしのみならず、かつ一般に鎌入の結果、稔實不良なりしものありしによるもの如し、なほ参考のため最近五箇年間に於ける實收穫高を掲ぐれば左の如し

昭和十一年	六七、三三九、六九九石
昭和十二年	六六、三一九、七六四
昭和十三年	六五、八六九、〇九二
昭和十四年	六八、九六四、四六八
昭和十五年	六〇、八七四、二五二
自昭和十一年至昭和十五年五箇年平均	六五、八七三、四五五
昭和十六年	五九、一三四、四三〇
第一回豫想收穫高	五九、一三四、四三〇
第二回豫想收穫高	五五、四六二、二二〇

府縣別豫想收穫高

豫想收穫高	増	減(△は減)
總數	五、四六三、三三〇石	△ 一、〇四二、三三五石
北海道	一、四七五、六六〇	△ 一、四四五、八五九
青森	六五、八七〇	△ 五三、三四四
岩手	六四、九三〇	△ 七九、五九二
宮城	一〇一、四六八	△ 一〇一、四六八
秋田	一一二、七八九	△ 一一二、七八九
山形	九三、三一三	△ 九三、三一三
福島	一〇五、八六一	△ 一〇五、八六一
茨城	一一〇、一〇四	△ 一一〇、一〇四
栃木	九五、一三三	△ 九五、一三三
群馬	四五、三二六	△ 四五、三二六
埼玉	七四、六一三	△ 七四、六一三
千葉	一〇五、六三七	△ 一〇五、六三七
東京	一一、四九三	△ 一一、四九三
神奈川	二四、八五八	△ 二四、八五八
新潟	一七九、八七二	△ 一七九、八七二
富山	七八、一二六	△ 七八、一二六
石川	五三、八一七	△ 五三、八一七
福井	四八、六七五	△ 四八、六七五
山梨	一八、〇六七	△ 一八、〇六七
長野	七二、三六九	△ 七二、三六九
岐阜	六三、四二六	△ 六三、四二六
静岡	六一、五九一	△ 六一、五九一
愛知	九二、九〇一	△ 九二、九〇一
三重	七〇、〇二一	△ 七〇、〇二一
滋賀	六三、一九四	△ 六三、一九四
京都	三八、八二八	△ 三八、八二八
大阪	三六、八〇二	△ 三六、八〇二
兵庫	九八、〇七二	△ 九八、〇七二
奈良	二九、一四八	△ 二九、一四八
和歌山	二八、八一八	△ 二八、八一八
鳥取	三二、八六四	△ 三二、八六四
島根	五二、二二二	△ 五二、二二二
岡山	八六、四五九	△ 八六、四五九
広島	七三、二六五	△ 七三、二六五
山口	七四、三九八	△ 七四、三九八
徳島	二八、九三六	△ 二八、九三六
香川	三七、三五四	△ 三七、三五四
愛媛	四四、一三四	△ 四四、一三四
高知	三五、八七〇	△ 三五、八七〇
福岡	一〇四、八六六	△ 一〇四、八六六
佐賀	五四、九一一	△ 五四、九一一
長崎	三二、八〇二	△ 三二、八〇二
熊本	八二、四〇八	△ 八二、四〇八
大分	五五、六三六	△ 五五、六三六
宮崎	五二、五六四	△ 五二、五六四
鹿児島	八三、三一七	△ 八三、三一七
沖縄	六、〇九五	△ 六、〇九五

岩手	六五,三〇〇	△	七五,六三三	△	五六,一四三
宮城	一五,四三〇	△	九一,九三三	△	九六,〇八五
秋田	二,二四九,八八〇	△	一九九,五五〇	△	四七,八四一
山形	二,二六,四四〇	△	一〇四,九九五	△	九六,三三〇
福島	一六,〇六,九七〇	△	五〇〇,二八一	△	五四,一五〇
茨城	一,五五六,九三〇	△	四〇〇,九九三	△	六五,八四五
栃木	一,四八八,六五〇	△	一三三,九九〇	△	一五六,五九〇
群馬	七四九,〇〇〇	△	一八七,七七六	△	二三四,四四五
埼玉	一,〇三〇,〇七〇	△	三三三,五〇五	△	四八二,七六六
千葉	一,七五八,四二〇	△	一七二,三四〇	△	四四九,三三〇
東京	一四三,二五〇	△	二七,七七五	△	七六,三六二
神奈川	八五五,〇七〇	△	八五,八三七	△	一三九,〇一九
新潟	三,五四八,五七〇	△	六七,一五三	△	五三三,七七一
富山	一,二六〇,七六〇	△	四七,九九五	△	五〇〇,二九〇
石川	九七三,八六〇	△	二九,六六二	△	二七四,七七八
福井	八二二,〇九〇	△	二〇,六四七	△	一九七,四六六
山梨	三三〇,六〇〇	△	七二,九九八	△	七三,七五五
長野	一,六四三,三九〇	△	一六,四八八	△	一八八,三三三
岐阜	一,〇三〇,〇〇〇	△	三三〇,一七八	△	三〇六,六二二
静岡	一,〇三六,三三〇	△	三,九六六	△	一三六,一五七

昭和十六年全国小麦實收高

作付面積	實收高	前年作付面積ニ比シ	前年實收高ニ比シ	同上割合	前年實收高ニ比シ	同上割合	前五箇年平均實收高ニ比シ	同上割合
五,四〇五,七七	四六,八四八石	一,〇八三,三五	一四,九四〇,二	〇・六二七	一七,九一五	〇・六一九	一,二四四,四五	〇・三六二
三,九六六	一三六,一五七	一,七〇三,三七	一七,〇三三,七	〇・五〇〇	一〇,一九,九五八	〇・一三六	四六九,二四二	〇・〇六七

北海 道

前年公表シタル三府四十三縣分

計 (全國)

五,四〇五,七七

三,九六六

一,二四四,四五

四六,八四八石

一三六,一五七

一七,九一五

四六九,二四二

熊本	一八八,二四〇	四一〇,三三七	九一七,五三二
大分	一,一八五,四九〇	二〇〇,三三八	九六,三三三
宮崎	九五〇,〇〇〇	二五七,九九三	一五,三四四
鹿児島	一,三五九,五八〇	三九〇,五九六	八八,〇四三
沖繩	一〇五,九〇〇	四九,五七四	二六,三三五

(備考) 沖繩の今回の豫想收穫高には第二期作の分をも含む。

米穀持越高(昭和十六年十一月一日現在)

尙、農林省は右米穀第二回豫想收穫高の發表と同時に昭和十六年十一月一日現在の米穀持越高を發表したが、之を掲ぐれば次の如くである。

内地米	四,三八三,五九一石
朝鮮米	一七三,八二一
臺灣米	二,三三二,六一二
外國米	三,六〇〇,二七八
計	八,三九〇,三〇二

昭和十六年度全國麥實收高の發表

農林省が昭和十六年十一月十三日付官報を以て發表せる昭和十六年度の全國麥實收高は次の如くである。

増 (△ハ減)

裸麥

北海道	一六、五一九・八	一三六、二一九	四、七七四・四	〇・四〇六	二、三九四	〇・二〇八	九、五七〇	〇・〇七六
前四十三縣分	四五三、〇二〇・二	六、六一五、九一三	五九、八〇二・八	〇・一五二	四六二、〇二八	〇・〇七五	七六〇、五二四	〇・一三〇
計 (全道)	四六九、五四〇・〇	六、七五二、〇四二	六四、五七二・二	〇・一五九	四八五、四三二	〇・〇七七	七七〇、〇八四	〇・二一九

小麥

北海道	三六、〇五五・五	三四二、七三五	一、六二〇・八	〇・〇四七	五、一七九	〇・一七八	二五、三五四	〇・〇八〇
前四十三縣分	七八九、六九四・八	一〇、三二七、五六六	一七〇、六一五	〇・〇二二	二、四七五、二四六	〇・一九三	一七六、二四	〇・〇〇二
計 (全道)	八二五、七五〇・三	一〇、六七〇、二九一	一五、四九〇・七	〇・〇一八	二、四三三、四六七	〇・一八五	四二、九七八	〇・〇〇四

(備考) 麥實收高の報告は收穫期の關係に依り北海道は十月二十日限、東北六縣及長野縣は九月二十日限、茨城外三府三十四縣は八月二十日限、沖繩縣は六月二十日限の四回とす。

第二回優良多子家庭表彰に關する厚

生省人口局の附帶調査の發表

今昭和十六年十一月三日の佳節に行はれた第二回優良多子家庭の表彰に際し厚生省人口局に於て集計せる附帶調査の概況説明及び集計結果を掲ぐれば以下の如くである。なほ昨年度の集計結果は本誌第一卷第九號本欄所載の如くである。

優良多子家庭の調査概況

一、本年度優良多子家庭の表彰に關しては本月十六日附を以て各地方長官に對し夫々通牒が發せられたのであるが其の調査期日及表彰條件は共に第一回の昨

年度表彰と同じく五月三十一日現在に於て父母を同じくする嫡出の子にして滿六歳以上の者十人以上を天災地變等不可抗力に因るの外一人も缺かさず父母自ら心身共に健全に育成した善良堅實な家庭に付

之が調査を進めたのである。

二、而して調査は直接には市區町村長が之に當り各地方長官の再調査と其の内申に係るものに付審査したのであるが其の概況は次の通である。

即ち表彰決定家庭は二、一四五家庭であつて其の道府縣別内譯は北海道の二六四を筆頭に、静岡の一〇

〇、愛知の九二、鹿児島の一、栃木の八九、愛媛の八四、東京の八三等之に尋ぎ少いのは福井、高知

の各八、鳥取、佐賀の各九、石川の一〇、島根の一

一家庭等で其の順序は大體昨年度表彰家庭數の順序と同様であり、數からすれば昨年度表彰の一〇、六

二二家庭の約五分の一であるが之は昨年度表彰したる家庭は本年は之を表彰しないこととしたことに依るものである。

三、而して其の内容を二瞥するに父母共に現存する家庭は一、六九八にして全體の七割九分強に當り父のみ

みの家庭は一二二、母のみ現存する家庭は三三六となつて居り子女數の最も多き家庭は一五人で之が一家庭(北海道)あり以下一四人が九、一三人が四四、

一二人が二〇三、一人が五五五、一〇人が一、三

三三家庭となつて居り、其の家庭の主たる職業は依然農業が六割二分強の首位を占め商業の九分、工業の七分二厘等之に次ぎ之を上中下の經濟狀態別に見るに中程度に屬する家庭が昨年度と同じく全體の六割強を占めてゐる狀況である。

四、尙父母の年齢と子女數との關係、父母の結婚時年齡別該當家庭數、父母の年齢差調、父と母の同胞數(兄弟姉妹)關係別調、子女の乳兒期に於ける食物及

調査期日現在に於ける職業調、結婚後第一子分娩時所要年數調等に付ては目下調査中にして不日發表出来る豫定である。

五、而して今回表彰された家庭に對しては是亦昨年度と同じく厚生大臣の表彰狀の外記念品として額縁が十一月三日の佳節に際し各地方長官を通じ各地方廳

に於て傳達される筈である。

六、尙各地方廳に於ては傳達式後人口増強と母子保護思想の啓發に關し各座談會若は講演會等が開催される豫定である。

優良多子家庭に關する調査集計に就て

一、本調査は曩に、其の概略に付發表した。来る十一月三日表彰の二、一四五優良多子家庭の集計にして、之を實際施策の一資料とするに付ては尙精密調査を要するものもあるも、一先づ各道府縣報告の集計を基礎に之を調査取纏めたもので、其の大體の狀況は次の通である。

二、先づ全體に付て概観するに、其の數が町村に多く、又農業に従事する者(六二%)が壓倒的多數であること昨年度表彰の場合(六五%)と同様であり、之ほ其の子女(二一、四一人)の職業に付て見ても同傾向(四三%)にして依然農村は人的資源の涵養地乃至貯水地と謂ひ得るものがある。

三、而して父母の狀況を見るに現在の年齡父は五〇歳以上五五歳未満(五六四)母は四五歳以上五〇歳未満(六二五)の者最も多く以下父は五五歳以上六〇歳未満(四五〇)六〇歳以上七〇歳未満(四一四)、母は五〇歳以上五五歳未満(五七七)、五五歳以上六〇歳未満(三〇四)等之に次ぎ、子女十人以上を出産するに要したる期間は二〇年以上二五年迄のもの七割三分

(就中二三年のもの最も多く其の割合全體の一割五分強)で斷然多く、長きは三五年を要し、早きは十五年のもの各四件あり、又母の第一子を生みたる年齡は二〇歳以上三五歳未満のもの一、一二四件で五割二分に當り、十五歳以上二〇歳未満のもの四割二分で之に次いで居り、末子分娩時年齡は四〇歳以上四五歳未満のもの六割八分で最も多く、中には五〇歳以上にして出産したるものも一件あり、更に又結婚後第一子を分娩する迄の所要年數は一年以上二年未満のもの四割三分で最も多く以下一年未満のもの(三割九分)、二年以上三年未満のもの(一割一分)及三年以上のもの(四分)の順序となつてゐる。

四、次に父母の結婚時年齡は父母共に二〇歳以上二五歳未満のものが斷然多く所謂適齡期結婚の實踐者であることが判り、その年齡差も三歳乃至五歳のもの最も多く六歳、二歳等が之に次いで居る。尙父母の同胞數に付て見るに其の四、五、六人同志の組合せ最も多きも中には父母共に同胞の全然無いものも一二組ある。

五、而して經濟狀態は曩の發表にも一言觸れたのであるが、之を上、中、下に大別して見るに、其の數は各分類職業共殆ど全部が中、下、上の順序となつて

居り殊に中程度に屬するものが昨年度同様全體の六割一分強に達してゐることは以て注目するに足るものがある。

六、次に子女の狀況に付て見るに、各子女は殆ど全部が一年乃至四年の間隔を置き、就中二年乃至三年での出生が最も多く、其の乳兒期は母乳が九割五分強で斷然多く、混合(二分強)及人工(一分強)榮養が之に次ぎ、母乳の重要なる且本表彰家庭の母親の健康體は之を以て推測するに難くない。

七、而して子女の養育中最も困難を感ずると謂はれる教育關係に付て見るに、子女中には現在尙勉學中の者もあるも大體に於て其の兩親(父は八割五分強、母は八割二分強)と同じく、國民學校修業者が全子女の八割四分強を占めて居り、中等學校(二割)以上の進學者は比較的に少きも之は經濟的理由のみならず本表彰家庭が農村方面に殊に多き地理的關係にも少からず左右されて居るものと見られるのである。尙之等子女の中には九三組の双生兒も含まれて居る。

八、然して之等多數の子女は前にも一言した様に各、自らの職場々々に活躍して居ること昨年度下人口増の緊切なるものあるとき誠に心強き限りである。

第一表 該當家庭數調

市 町 村 計	父母共に現存する家庭		父のみ現存する家庭		母のみ現存する家庭	
	市	町	市	町	市	町
	三〇一	四六八	二四	二六	九〇	七三
	九二九	七二	一六三	一、一六三	一、一六三	一、一六三
計	一、六九八	一一一	三二六	二、一四五	二、一四五	二、一四五

第二表 滿六歳以上子女數別該當家庭數調

市 町 村 計	子女數						計
	一〇人	一一人	一二人	一三人	一四人	一五人	
市	三三五	六三	一八	七	二	一	四一五
町	四五六	八四	二五	二	一	一	五六七
村	九一九	一九一	四六	六	一	一	一、一六三
計	一、七〇〇	三三八	八九	一五	三	一	二、一四五
	七九	一六	四	一	一	一	

該當家庭總數に對する百分比



第七表 第一子及末子分娩時年齡別母の數調

母の年齢	第一子分娩時年齡に依る母の數	末子分娩時年齡に依る母の數
一五歳未満	二八	
一五歳以上二〇歳未満	九二二	
二〇歳以上二五歳未満	一一二四	
二五歳以上三〇歳未満	六七	
三〇歳以上三五歳未満	四	
三五歳以上四〇歳未満		八
四〇歳以上四五歳未満		二二九
四五歳以上五〇歳未満		一、四六五
五〇歳以上		四三二
計	二、一四五	二、一四五

第八表 父及母の結婚時年齢別該當家庭數調

父の結婚時年齢	母の結婚時年齢	家庭數	比
一六歳未満	一六歳未満	二五	一、一
一六歳以上一七歳未満	一七歳未満	一一	一、一
一七歳以上一八歳未満	一八歳未満	一〇	一、一
一八歳以上一九歳未満	一九歳未満	三	一、一
一九歳以上二〇歳未満	二〇歳未満	八	一、一
二〇歳以上二一歳未満	二一歳未満	二二	一、一
二一歳以上二二歳未満	二二歳未満	二七	一、一
二二歳以上二三歳未満	二三歳未満	九	一、一
二三歳以上二四歳未満	二四歳未満	一	一、一
二四歳以上二五歳未満	二五歳未満	一	一、一
二五歳以上二六歳未満	二六歳未満	一	一、一
二六歳以上二七歳未満	二七歳未満	一	一、一
二七歳以上二八歳未満	二八歳未満	一	一、一
二八歳以上二九歳未満	二九歳未満	一	一、一
二九歳以上三〇歳未満	三〇歳未満	一	一、一
三〇歳以上三一歳未満	三一歳未満	一	一、一
三一歳以上三二歳未満	三二歳未満	一	一、一
三二歳以上三三歳未満	三三歳未満	一	一、一
三三歳以上三四歳未満	三四歳未満	一	一、一
三四歳以上三五歳未満	三五歳未満	一	一、一
三五歳以上	三五歳以上	一	一、一
計		二、一四五	二、一四五

第九表 父母の年齢差及市町村別該當家庭數調

父の年齢 - 母の年齢	市	町	村	計	比
〇	二五	二六	四九	一〇〇	一、一
一	三三	五七	一一三	二二三	一、一
二	三一	六二	一一九	二二二	一、一
計				二、一四五	二、一四五

第一〇表 父及母の同胞數別該當家庭數調

父の同胞數	母の同胞數	家庭數	比
〇	〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、以上	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
一	一	四、八、一、二、三、四、五、六、七、八、九、以上	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
二	二	四、八、一、二、三、四、五、六、七、八、九、以上	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
三	三	八、一、二、三、四、五、六、七、八、九、以上	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
四	四	八、一、二、三、四、五、六、七、八、九、以上	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
五	五	六、一、二、三、四、五、六、七、八、九、以上	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
六	六	六、一、二、三、四、五、六、七、八、九、以上	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
七	七	三、一、二、三、四、五、六、七、八、九、以上	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
八	八	二、一、二、三、四、五、六、七、八、九、以上	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
九	九	一、二、三、四、五、六、七、八、九、以上	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
一〇以上	一〇以上	三、八、四、七、八、九、以上	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
計		二、一四五	二、一四五

第一一表 教育程度別父の數調

教育程度	父の數
小学校	一、〇六六
尋常科	一四〇
高等科	六〇〇
中途退學	三七
計	一、〇六六



就學せざる者 計 三四二  
二、一四五

中等學校	卒業	二一	六七
中等學校	中途退學	二一	二一
專門學校	卒業	二〇	二〇
專門學校	中途退學	二	二
大學	卒業	一五	一五
大學	中途退學	一	一
就學せざる者		一七六	一七六
計		二、一四五	二、一四五

第二表 教育程度別母の數調

小學校	尋常科	一、一九一
小學校	高等科	一九三
中等學校	卒業	三四五
中等學校	中途退學	一六
專門學校	卒業	五〇
專門學校	中途退學	二
大學	卒業	一
大學	中途退學	一
計		一、一四五

第一四表 父母の經濟狀態及子女の性別教育程度別子女數調

子女の教育程度	父母の經濟狀態		尋常科		高等科		中等程度學校		專門程度學校		同大程度及		未就學	計	
	上	中	下	計	在學	卒業	在學	卒業	在學	卒業	在學	卒業			
小學校	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六
中等學校	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六
專門學校	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六
大學	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六
計	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六	一、一六

第三表 職業及經濟狀態別該當家庭數調

職業	經濟狀態		計
	上	中	
職業	一、二五	八四五	一、一三九
水産業	二	七一	七九
農業	一	一九	二〇
工業	三四	八七	一二一
商業	四二	一四	五六
交通業	五	二〇	二五
公務自由業	一九	四〇	五九
家事使用人	二	五	七
其他の有業者	九	七五	八四
無職	九	三一	四〇
計	二四八	一、三二七	一、五七五

第一五表 子女の年齢及性別職業調

職業別	未四歳		四歳以上一六歳未満		一六歳以上二〇歳未満		二〇歳以上三〇歳未満		三〇歳以上		計
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
農業	九	一〇	二〇	二一	一〇	一〇	一〇	一〇	八	八	一〇三
水産業	八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇三
鑛業	三	四	四	四	四	四	四	四	四	四	三九
工業	六	六	九	九	九	九	九	九	九	九	三九
商業	四	四	七	七	七	七	七	七	七	七	三九
交通業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三九
公務自由業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三九
家事使用人	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	三九
其の他の有業者	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	三九
	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三九

財団法人人口問題研究会主催第五回人口問題全國協議會の開催

財団法人人口問題研究会の主催になる第五回人口問題全國協議會は本誌本欄既報の如く昭和十六年十一月十四、十五兩日に互り東京市神田區一橋講堂及び如水會館に於いて開催せられたが、集まる者全國朝野の官民同志六百餘名に及び、研究及び意見の發表百題に近く閣議決定の「人口政策確立要綱」の具體化實施の時運

第一七表 結婚後第一子分娩所要年數に双兒三ツ兒出生産件數調

性別	食物		母乳		人工榮養		混合榮養		計
	女	男	女	男	女	男	女	男	
計	一〇、八二七	一〇、八二七	一〇、八二七	一〇、八二七	一〇、八二七	一〇、八二七	一〇、八二七	一〇、八二七	一〇、八二七
無職	一〇、六八八	一〇、六八八	一〇、六八八	一〇、六八八	一〇、六八八	一〇、六八八	一〇、六八八	一〇、六八八	一〇、六八八
計	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五

第一六表 乳兒期に於ける食物別子女數調

年齢	食物		母乳		人工榮養		混合榮養		計
	女	男	女	男	女	男	女	男	
一年未満	八四八	八四八	八四八	八四八	八四八	八四八	八四八	八四八	八四八
一年以上二年未満	九四二	九四二	九四二	九四二	九四二	九四二	九四二	九四二	九四二
二年以上三年未満	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八
三年以上	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
計	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五	二、一五五

特別委員會委員氏名

- 間海造氏より人口政策實施促進に關する建議案の提出あり、議長よりその審議のため特別委員の指名を見、種々討議の結果一部原案の修正を行ひ最終總會に之を提出、同會席上滿場異議なく之を可決するに到つた。
- 右建議文並に兩日に互る發表報告意見の題名及び發表者名を掲ぐれば以下の如くである。
- 特別委員會委員氏名
    - 下條 康 慶 (座長)
    - 岩 倉 具 榮
    - 根村當三郎
    - 永野 順 造
    - 貴族院議員、公卿
    - 人口問題研究所研究會
    - 協同會調查部事務
    - 東京商科大学助教授
    - 小田橋貞壽
    - 三井報恩會主事
    - 横 田 忠 郎

陸軍省醫務局、軍醫大佐 鎌田 調

愛育會常務理事 齋藤 守園

海軍省調査課、海軍中佐 扇 一 登

帝國農會理事 石橋 幸雄

日本赤十字社産院 久慈直太郎

東京市児童課長 苅宿 俊風

内務省都市計畫東京地方委員會技師 石川 榮耀

竹内 茂代

滿洲興業株式會社取締役社長 渥美 育郎

東北帝國大學講師 田中館秀三

厚生省衛生結婚相談所長 安井 洋

北海道帝國大學教授 上原徹三郎

厚生技師 矢ヶ崎 德藏

結核預防會結核研究所 岡 治道

比律賓協會理事長 保科 正昭

陸軍省兵務局兵備課員、陸軍少佐 田熊利三郎

岐阜日本育兒院長 五十嵐喜廣

東京帝國大學教授醫學博士 白木 正博

朝日新聞社客員 藤田進一郎

衆議院議員 東 郷 實

滿洲婦人協會會長 上杉 貴子

國民生活協會 城戸 幡太郎

慶應義塾大學醫學部長 北島 多一

東京女子醫學專門學校長 吉岡 彌生

華北交通保健科學研究所衛生課長 安倍 弘毅

陸軍主計少將 丸本 彰造

東京帝國大學農學部助教 野間 海造

大阪市理事、大阪市保健部長 藤原 九十郎

日産製糖會常務理事 宇原 義豐

日本女子大學校教授 高良 富子

藤田 友作

興亞院文化部第一課長 森本 雅雄

南洋協會常務理事 佐々木 勝三郎

熊本縣醫師會會長 谷白 彌三郎

### 人口政策實施促進に關する建議

我國現下支那事變聖戰完遂と東亞共榮圈建設の重大使命に對應し國勢の根基たる剛健旺盛なる兵力並に勞働力の供給を重點とする人口の量的質的増強方策を遂行すると共に東亞共榮圈に於ける皇國の地歩を確保すべく適正なる人口配置を行ふに非れば人口政策遂行上の實效を期すること不可能なり、依て政府は宜しく喫緊左の事項に就き更に一段の考慮を加へて我國人口政策の實施に萬全を期せられんことを要望す。

一、曩に廟議決定を見たる人口政策確立要綱に列示されたる諸方策は其の對象廣範圍に互り内容亦多岐にして其の適實なる實施方策の確立を期せんが爲には各般關係機關の緊密なる連絡提携を必須とするは論を俟たず依て人口政策實施上速かに政府に於て強力なる人口對策審議會(假稱)の設置を圖り以て諸方策具體化並に實施の促進に資すべきこと。

二、東亞共榮圈を建設し其の悠久なる發展を圖らんに宜しく皇國民族の指導力確保の具體的根基を確立せしめざるべからず、之が爲には人口配置に就きては速かに國土計畫との關聯に於て圈内他民族を指導し之と協力する方策確立し之に基き特に

(一) 圈内主要地域に對する内地人口の地域的職能的配置計畫の急速なる樹立

(二) 健全なる海外移住思想の普及特に女性に對する其の涵養並に眞に優秀なる開拓移住者の養成強化

(三) 圈内に於ける内地人口の増強に遺憾なからしむるため定住開拓民に對する適切なる文化厚生施設の配置

(四) 圈内諸民族人口に關する資料の整備並に調査研究の徹底化を圖り以て内地人口の指導力確保と増強發展の根基に培ふこと

三、出生増加方策に就きては國民一般に對し特に直接産兒育兒の任に當る女性に對しては民族の悠久なる維持發展の精神に基く適實なる教育を施し其の教養を高むると共に

(一) 結婚獎勵特に適齡結婚指導獎勵に關する適切なる機關及制度擴充徹底

(二) 結婚、出産、保育及子女の教育醫療等に關する經濟的負擔軽減制度の急速具體化と施設の擴充整備

(三) 結婚、出産、保育に關する舊來の弊習並に迷信の打破等に依る國民生活の根本的刷新を圖り以て積極的人口増強方策の徹底を期すること

四、臨戰下國民生活環境に於ける諸種の困難なる條件を克服して國民體位の低下と死亡の増加を防ぎ進んで人口資質強健剛化の對策を講ずるは人口政策遂行上當面の急務なりと認めらるるに付

(一) 國民榮養の確保と生活必需品配給制度の改善圓滑化

(二) 保健所機能の擴充を計り之を中心とする全國保健指導網の確立

(三) 母性及乳幼児の保健に對する適切なる措置特に妊婦及産兒登録制の速かなる實施

(四) 産業並に學校衛生特に結核に對する療養施設の擴充及其の豫防並に早期治療に關する有効適切なる監督及處置

(五) 一般庶民層特に産業勞務地區に於ける住宅供給適正化促進

(六) 國民厚生施設の擴大

(七) 國民體力法に依る國民體力管理の實效化等特に喫緊なる國民保健應急對策の強化を計ること

以上第二乃至第四の各項に付きては政府に於て之が速かなる實現を圖り尙人口對策審議會(假稱)を急速設置し之を活用して以て人口政策實施の促進を期せられんことを右建議す

### 研究意見題名及發表者氏名

#### 第一議題 人口に關する基礎的諸問題

我が國の最大人口收容力と在外人口配分について

東京帝大醫學部助教授 野間海造

内鮮混血兒の研究 九州帝大醫學部 水島治夫

内鮮一體化政策に就て 三宅勝雄

企畫院第一部第三課長 村山道雄

臺灣本島人の將來人口に就て 曾田長宗

臺北帝大熱帶醫學研究所 曾田長宗

滿洲に施ける大家族制 善生永助

滿洲國國務廳廳託 善生永助

東亞諸民族の人口資質に於ける宗教的影響 長谷川良信

大正大學教授 長谷川良信

人口政策確立要綱の實現に必要な根本的推進力に就て 西野入徳

早稻田大學教授 西野入徳

人口發展の根源たる皇道世界觀人間性恢復と伸張に就いて 平出庸一

日本赤子會 平出庸一

東亞諸民族との關係に於て見たる日本民族人口に關する問題(文書報告)

比律賓協會理事長 保科正昭

#### 第二議題 出生増加方策に關する諸問題

大寶令に於ける人口制度の概要

大東文化學院教授 加藤梅四郎

日本人口史上の妊産婦届出制度

社會事業研究所 高橋梵仙

徳川時代農村に於ける産兒に就て

東京文理大教授 内田寛一

結婚年齢分布と出生率との關係

厚生科學研究所 川上理一

本邦女子結婚適齡に關する考察

東京帝大醫學部 岩田正道

職業婦人の年齢及婚姻關係調査

厚生科學研究所 岩田正道

多産の條件に就いて 人口問題研究所 横田年

少額所得世帯の多子母性の調査に付て

東京市厚生局 山田良太郎

東京市模範衛生地區内の妊孕状態

東京帝大醫學部 岩田正道

出生力減退の分析 河崎雪子

減食の繁殖に及ぼす影響 小田橋貞壽

出生増加方策に關する酒害防除及資質強化に關する禁酒施設に就て

厚生科學研究所國民營養部 速水決

労働婦人と生殖問題 小鹽完次

日本國民禁酒同盟連主事 小鹽完次

結核婦人の生殖問題 佐藤美實

東京帝大醫學部講師 佐藤美實

人口問題と妊娠中毒症 加藤朝捷

東京帝大醫學部産婦人科教室 加藤朝捷

流産・死産の原因と其對策 中津幸男

東北帝大醫學部 篠田正

流・早・死産と人口問題 三上正

殊に妊婦届出制の意義に就て

東京帝大醫學部産婦人科教室 瀬木三雄

女性の性病と人口問題 澤崎千秋

東京帝大醫學部産婦人科教室 澤崎千秋

人口政策實施の機構としての婦人組織に就て

金子しげり

人口政策に於ける財政的基礎——預金部資

金の人口政策に對する運用の考慮を求む

貯金局 杉山和男

出生増加の主要方策 辯護士 徳村謙吉

結婚相談事業の社會的意義 田中孝子

東京市結婚相談所長 田中孝子

出生増加方策に關する二、三の意見 山田一夫

京都府立醫大教授 山田一夫

人口對策上必要な國民母性教育の實施方法に就て 佐藤正

厚生省保健院總務局施設課長 佐藤正

人口政策より見たる適齡期の保健教育 水野常吉

前東京科學博物館長 水野常吉

保育並びに保健教育について 三木安正

愛育研究所 三木安正

最低生活費と一億人口 安藤政吉

日本労働科學研究所員 安藤政吉

#### 第三議題 死亡減少方策に關する諸問題

質と量より見たる我國乳兒死亡の變遷に就て

大阪府地方教師 丸山博

乳兒死亡率と保健婦事業

費育會 丹羽昇

人口政策と少國民増強策

日本女子大教授 高良富子

底流層の兒童と其の保育に就て

東京市厚生局 草間八十雄

本邦母性死亡の若干の傾向に就て

人口問題研究所 笠間尙武

本邦肺結核の疫學的特徴

東京女子醫專教授 吉岡博人

農村結核の疫學的調査報告

厚生科學研究所 山岸精實

大阪市職員健康調査(特に結核に關する)成績報告

大阪市保健部保健課長 小山義作

體力検査成績に基き都市の特殊性を論ず

工業従業員の精密検査成績に就て

勞務者住居の衛生學的調査報告

名古屋市保健部 山口靜夫

——特に通勤時間を中心として——

厚生科學研究所環境衛生部 石川知福

最近の米穀事情と乳婦並に乳兒の榮養狀態

に就いて 厚生科學研究所國民營養部 福井忠孝

農村食生活改善と健康増進の一例

食糧協會主事 外岡和雄

巷の人口問題と食糧問題

國防經濟協會常務理事 朝倉昇

國民健康保險と人口問題

保險院技師 中橋幸吉

官業共済組合に關する統計的觀察(三)

鐵道大臣官房保健課技師 松本浩太郎

「保健所」を國營とし、速かに其の機構の強化擴充を計るの件

東京府立南多摩保健所長 渡邊義雄

母性保護對策要綱

東大醫學部産婦人科教室 白木正博

結核撲滅の緊急對策

日本赤子會 平出庸一

人口政策としての療養生活指導所の提唱

三井報恩會主事 横田忠郎

臨戰下民族増強對策意見

陸軍主計少將 丸本彰造

日本人榮養要求量の標準

厚生科學研究所國民營養部 藤本薫喜

國民食の理念と構成

慶應義塾大學醫學部教授 大森憲太

第四議題 人口資質強化方策に關する諸問題

内地人口、都市と農村及外地、配分問題

府縣別現住人口増加率の分布 紀本參次郎

人口の所得階層別構成

東北帝大經濟學部助教授 米澤治文

戰争經濟と人口政策

小樽商會教授 高橋次郎

最近の農村人口の交流現象に就て

東京高師教授 野尻重雄

山村に於ける人口移動

東北地方經濟地理學會 山口彌一郎

人口増強具體策としての農村工業

農村工業協會 増田作太郎

人口政策に關聯して干拓地農家家系の考察

——岡山縣兒島郡與除村に於ける家計調査より—— 京都帝大農學部助手 本岡武

農山村人口の地理的調査——分村計畫指定、青野原村青根村——

日本拓殖協會文化部長 池田正友

栃木縣下人口資質増強策の片影

栃木縣統計課長 加地成雄

機業地農村の婦人勞働について

社會事業研究所 大久保滿彦

關東平野に於ける生活圏の實相——中間報告——

内務省都市計畫東京地方委員會技師 石川榮耀

大都市人口の地理學的的研究——特に巨大都市人口の浮動性に關する調査結果——

東京府女子師範學校教授 伊藤郷平

國民體格の増進を綜合測定する方法に就て

醫師 師津田侃二

夜間通學生の時間調整と心身練成の方策に就て

明治大學 赤倉武

東京市京橋區月島の全成員の精神病的調査

東京帝大腦研究室 齋崎徹

英・獨・米三國に於ける虛弱兒童に對する擁護教育施設を顧みて我國現狀に及ぶ

東京醫學院教授 川本宇之介

農村人口の減少と對策

帝國農會 板井申生

農業人口の定有と農業經營適正規模

東洋大學講師 宮出秀雄

勞働力増強と厚生施設擴充方策

日本勞働科學研究所員 三好豐太郎

經濟的社會的環境の差異より觀たる青少年の體格並に發育と之が對策

陸軍軍醫少佐 森末新

優生登録の實施に就いて

東京帝大農學部教授 宗正雄

國土計畫より見たる人口問題の前進

日産製糖會常務理事 宇原義豐